

第百五十九回国 参議院財政金融委員会會議録第十二号(その一)

平成十六年五月二十五日(火曜日)

午前十時開会

委員長の異動

五月十四日平野貞夫委員長辞任につき、その補欠として円より子君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

五月十一日

辞任

山根 隆治君

補欠選任

内藤 正光君

五月十二日

辞任

野上浩太郎君

補欠選任

月原 茂晴君

内藤 正光君

平野 達男君

山下 栄一君

五月十三日

辞任

月原 茂晴君

補欠選任

野上浩太郎君

浅尾慶一郎君

山口那津男君

池田 幹幸君

五月十四日

辞任

森本 晃司君

補欠選任

山口那津男君

市田 忠義君

五月十七日

辞任

平野 達男君

補欠選任

福山 哲郎君

山根 隆治君

続 訓弘君

山口那津男君

池田 幹幸君

五月十八日

辞任

野上浩太郎君

補欠選任

椎名 一保君

櫻井 充君

信田 邦雄君

福山 哲郎君

風間 昶君

浜四津敏子君

西山登紀子君

五月十九日

辞任

椎名 一保君

柳田 稔君

山根 隆治君

五月二十日

辞任

野上浩太郎君

大淵 絹子君

櫻井 充君

平野 貞夫君

福山 哲郎君

五月二十一日

辞任

森下 博之君

江田 五月君

佐藤 雄平君

五月二十四日

辞任

千葉 景子君

藤井 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

野上浩太郎君

大塚 耕平君

続 訓弘君

清水 達雄君

田村耕太郎君

西田 吉宏君

林 芳正君

山下 英利君

大淵 絹子君

平野 貞夫君

平野 達男君

山根 隆治君

山口那津男君

池田 幹幸君

大門実紀史君

国務大臣

国務大臣(内閣府特命担当大臣(金融))

副大臣

内閣府副大臣

事務局側

常任委員会専門員

石田 祐幸君

伊藤 達也君

竹中 平蔵君

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(円より子君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る十四日の本会議におきまして財政金融委員長に選任されました円より子でございます。

本委員会は、財政、金融全般にかかわる極めて広範な所管事項を取り扱う重要な委員会であり、その委員長を承りまして、重責を痛感いたしております。

本委員会の運営におきましては、委員の皆様方の御指導、御協力をいただきまして、公正かつ円満に行つてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

この際、平野前委員長から発言を求められておりますので、これを許します。平野貞夫さん。

○平野貞夫君 発言の機会をいただきましたことを感謝いたします。

私は、昨年十一月から、短い期間でございましたが当財政金融委員会の委員長を務めさせていただきました。このたび、三年七か月という国民年金の未加入という自分も気が付かない問題が起こりまして、参議院において財政の健全化を目標とする当委員会の委員長の職責を全うするには不適当であると、こういうように感じまして、委員長を辞めさせていただいたわけでございます。

短い期間でございましたが、皆様の御協力に敬意を表し、お礼を申し上げまして、退任のごあいさついたします。

○委員長(円より子君) 御苦勞さまでございました。ありがとうございます。

○委員長(円より子君) それでは、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(円より子君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に野上浩太郎さん及び統訓弘さんを指名いたします。

○委員長(円より子君) 証券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。竹中内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(竹中平蔵君) ただいま議題となりました証券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、内外の経済金融情勢の変化に対応し、市場監視機能の強化及び有価証券の販売経路の拡充を行うなど、市場機能を中核とする金融システムを改善強化するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、多様な投資家の幅広い市場参加を促進するため、銀行等の金融機関が株式等の売買の証券会社への仲介業務を営むことができるよう、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、市場監視機能・体制を強化するため、証券取引における不正取引や発行開示違反の抑止を目的として課徴金制度を導入するほか、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等の措置を講ずることとしております。

第三に、目論見書の交付を受けないことについて同意した一定の者については、目論見書を交付しないことができることとする等、ディスクロージャー制度の合理化を図ることとしております。

第四に、組合型ファンドへの投資家保護範囲を拡大するため、投資事業有限責任組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとしております。

第五に、効率的で競争力のある市場を構築するため、証券会社による顧客の注文の執行に当たり、最良執行義務を導入することとしております。

次に、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、内外の金融情勢の変化に対応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、株式不発行制度の整備を行うほか、投資法人が発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利について振替制度の対象に加えるなど、より安全で、効率性の高い金融資本市場の基盤である証券決済制度を構築していくため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、決済の安全性、効率性の向上を図るため、振替口座簿への記載又は記録による株式の保有及び移転を可能とすることとしております。

第二に、券面の管理や受渡しに係るコストの削減等を図るため、会社は、定款で、株券を発行しない旨の定めをすることができるものとする等、株券不発行制度を創設することとしております。

第三に、新株の引受権、新株予約権、新株予約権付社債及び投資法人が発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利についても新たに振替決済制度の対象とすることとしております。

以上が、証券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(円より子君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

五月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、大増税の中止に関する請願(第二二五六号)

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願(第二二七〇号)

一、業者婦人の地位向上施策等に関する請願(第二二七九号)

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願(第二二九〇号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第二三〇七号)

一、消費税の大増税反対に関する請願(第二三〇八号)

一、大増税中止に関する請願(第二三〇九号)

一、基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費税増税反対に関する請願(第二三三一号)

一、年金に対する課税強化反対等に関する請願(第二三三二号)

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願(第二三五五号)

第二二五六号 平成十六年四月二十三日受理
大増税の中止に関する請願

請願者 神奈川県海老名市門沢橋一、一〇
一ノ二〇三 三枝木裕美 外千六
百五十二名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二二七〇号 平成十六年四月二十三日受理
消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 愛知県稲沢市下津片町三五 工藤
博志 外千名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二二七九号 平成十六年四月二十六日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願

請願者 石川県小松市矢田野町七一四ノ一
山本栄史 外五百十九名

紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二九〇号 平成十六年四月二十六日受理
消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 北海道釧路市貝塚二ノ一一ノ八
江端澄子 外六十名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二三〇七号 平成十六年四月二十七日受理
大増税計画の中止に関する請願

請願者 名古屋市中熱田区六番二ノ七ノ一九
大川浩正 外九百三十九名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第二一〇〇号と同じである。

第二三〇八号 平成十六年四月二十七日受理
消費税の大増税反対に関する請願

請願者 埼玉県草加市青柳六ノ一六ノ二三
小林弘明 外三千二百九十四名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市下町屋三ノ四ノ三四 藤田百合子 外三百七十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四三三一号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 静岡県三島市芙蓉台二ノ一九ノ一三 山下誠 外三百七十四名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四三三二号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市石切町五ノ八ノ一八 山田智之 外三百七十四名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四三三三号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 宮城県宮城郡利府町菅台一ノ二七ノ五 荒海正広 外三百七十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四三三四号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 埼玉県越谷市南越谷三ノ二ノ四一 杉本智 外三百七十四名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四三三五号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町遠山四三ノ一四 西博 外三百七十四名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四三三六号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 神奈川県小田原市穴部四九七ノ一橋本知春 外三百七十四名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四三三七号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡川口町川口三六八ノ五 日黒尚 外三百七十四名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四三三八号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 広島県府中市中須町四八二ノ八小野忠夫 外三百七十四名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四三三九号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 大阪府摂津市千里丘四ノ三ノ一三三 大畑弘 外三百七十四名

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四四〇号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 福岡県行橋市大字馬場四三六 秋永みどり 外三百七十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四四一号 平成十六年五月十一日受理

基礎年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費増税反対に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市府内四ノ四ノ三一清水正 外三百七十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二四四二号 平成十六年五月十一日受理

消費増税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 東京都品川区戸越六ノ一八ノ一三柳沢順五 外九千百二十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二四四三三号 平成十六年五月十一日受理

消費増税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 東京都三鷹市大沢一ノ一ノ二一木村政利 外九千百十六名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二四四四号 平成十六年五月十一日受理

消費増税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 東京都世田谷区喜多見三ノ一四ノ一

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二四四五号 平成十六年五月十一日受理

消費増税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 東京都狛江市猪方三ノ一四ノ五〇 横山富一郎 外九千百十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二四四六号 平成十六年五月十二日受理

消費増税の大増税反対に関する請願

請願者 北海道茅部郡鹿部町字本別五二九ノ七七一 小野田進一 外十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第二五〇六号 平成十六年五月十三日受理

消費増税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 北海道釧路市芦野三ノ三三ノ一 渡部康裕 外二十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二五一一二号 平成十六年五月十三日受理

消費増税引上げなどの大増税の中止に関する請願

請願者 神奈川県厚木市水引二ノ一ノ六 秋山清 外二百三十六名

紹介議員 畑野 君枝君

長引く不況の下、失業・リストラ「合理化」による雇用・生活不安が一層拡大している。加えて、医療・年金を始めとする社会保障の改悪で、暮らしが追い込まれ、医療や年金の保険料が払いたくても払えない事態が広がっている。今回の年金改革法案の特徴は、保険料を二三年間毎年上げ続け、給付水準を毎年下げ続けるという大幅な負

担増・給付減である。そのうえ、経済動向や労働力人口の減少などで給付を自動的に抑制するマクロ経済スライドの導入により、更なる給付水準の引下げも行われることになる。一方で、基礎年金への国庫負担を現行の三分の一から二分の一へ引き上げる約束を又も先送りし、その財源は年金課税の強化や定率減税の縮小・廃止などの庶民増税で賄うとしている。さらに重大なのは、年金など社会保障全般の財源確保のためとして消費税増税を前提としていることである。世論調査では、今回の見直しで年金制度に対する不満や不安が解消されるという人はわずか九%で、圧倒的多数の人が「解消されない」(八八%)と答えている。改革法案は不安と不信を更に広げるもので、国民世論は法案の撤回を求めている。二〇〇一年八月に国連社会権規約委員会は日本政府に対して、「年金制度に最低年金額を導入すること」「男女格差の改善」など二〇〇六年実施を求めて勧告を行っている。このことこそ政府が早急に取り組むべきである。低額・無年金者をなくすために最低保障年金制度を創設し、だれもが安心できる年金制度を確立させることが、国民生活を守り消費を拡大し、地域経済や日本経済を立て直す道でもある。消費税の増税ではなく、無駄な税金の使い方を改め、国庫負担を増額し年金制度を始めとする社会保障制度の拡充を求める。

については、次の事項について実現を図られた
い。
一、消費税引上げなどの大増税計画をやめること。

平成十六年五月二十八日印刷

平成十六年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇

第百五十九回 参議院 財政金融委員会 會議録 第十二号 (その二)

〔本号(その二)参照〕

証券取引法等の一部を改正する法律案

証券取引法等の一部を改正する法律

(証券取引法の一部改正)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「発行者である会社」を「発行者」に、

「第四百二十八条」を「第四百三十三条」に、

「第四百二十八条」を「第四百三十三条」に、

第七

第六

第五

第四

第三

第二

第一

第十

第九

第八

第七

第六

第五

第四

第三

第二

第一

第十

第九

第八

第七

第六

第五

第四

第三

第二

第一

第十

第九

第五部

財政金融委員会會議録第十二号(その二)

平成十六年五月二十五日【参議院】

十四条

する規制(第百五十七條―第百八十五條)を

「第六章 有価証券の取引等に関する規制(第百

第六章の二 課徴金

第一節 納付命令(第百七十二條―第百七十

第二節 審判手続(第百七十八條―第百八十

第三節 訴訟(第百八十五條の十八)

第四節 雑則(第百八十五條の十九―第百八

五十七條―第百七十一條)

七条

五条の十七

に改める。

七条

十五條の二十一

第二條第一項第五号の二中「第百六十六條

第六項において「優先出資証券」という。」を

削り、同條第二項第三号中「前二号」を「前各

号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二

号の次に次の二号を加える。

三 投資事業有限責任組合契約(投資事業有

限責任組合契約に関する法律(平成十年法

律第九十号)第三條第一項に規定する投資

事業有限責任組合契約をいい、商品投資に

係る事業の規制に関する法律(平成三年法

律第六十六号)第二條第二項第二号の契約

のうち政令で定めるものに該当するものを

除く。以下この号及び次号において同じ。)

に基づく権利又は組合契約(民法(明治二十

九年法律第八十九号)第六百六十七條第一

項に規定する組合契約をいう。若しくは匿

名組合契約(商法(明治三十二年法律第四十

八号)第五百三十五條に規定する匿名組合

契約をいう。)であつて投資事業有限責任組

合契約に類するものとして政令で定めるも

のに基づく権利

四 外国の法令に基づく契約であつて、投資

事業有限責任組合契約に類するものに基づ

く権利

第二條第八項第七号二中「イからハまで」を

「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、

同号ハを同号ニとし、同号ロ中「有価証券に

を「有価証券(以下「店頭売買有価証券」とい

う。)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ

を同号ロとし、同号に同号イとして次のように

加える。

イ 競売の方法(有価証券の売買高が政

令で定める基準を超えない場合に限る。)

第二條第十項中「その相手方に提供する」と及

び「内閣府令で定める」を削り、「記載した文

書」を「記載する文書であつて、相手方に交付

し、又は相手方からの交付の請求があつた場合

に交付するもの」に改める。

第十三條第一項中「次項及び第十五條第二

項を「以下この章」に改め、同條第二項から

第五項までを次のように改める。

前項の目録見書は、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に定める事項に関す

る内容を記載しなければならない。ただし、

第一号に掲げる場合の目録見書については、

第五條第一項ただし書の規定により同項第一

号のうち発行価格その他の内閣府令で定める

事項(以下この項及び第十五條第五項におい

て「発行価格等」という。)を記載しないで第

五條第一項本文の規定による届出書を提出し

た場合には、当該発行価格等を記載すること

を要しない。

一 第十五條第二項本文の規定により交付し

なければならない場合 次のイ又はロに掲

げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロ

に定める事項

イ その募集又は売出しにつき第四條第一

項本文又は第二項本文の規定の適用を受

ける有価証券 次に掲げる事項

(1) 第五條第一項各号に掲げる事項のう

ち、投資者の投資判断に極めて重要な

影響を及ぼすものとして内閣府令で定

めるもの

(2) 第五條第一項各号に掲げる事項以外

の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ 既に開示された有価証券 次に掲げる

事項

(1) イ(1)に掲げる事項

(2) 第五條第一項各号に掲げる事項以外

の事項であつて内閣府令で定めるもの

二 第十五條第三項の規定により交付しなけ

ればならない場合 次のイ又はロに掲げる

有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定

める事項

イ その募集又は売出しにつき第四條第一

項本文又は第二項本文の規定の適用を受

ける有価証券 次に掲げる事項

(1) 第五條第一項各号に掲げる事項のう

ち、投資者の投資判断に重要な影響を

及ぼすものとして内閣府令で定めるも

の

(2) 第五條第一項各号に掲げる事項以外

の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ 既に開示された有価証券 次に掲げる

事項

(1) イ(1)に掲げる事項

(2) 第五條第一項各号に掲げる事項以外

の事項であつて内閣府令で定めるもの

三 第十五條第四項本文の規定により交付し

なければならない場合 第七條の規定によ

る訂正届出書に記載した事項

前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記載された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。)を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

第十三条第六項を削る。

第十五条第一項中「引受人」の下に「(適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘(開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。))に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。)」を加え、「又は登録金融機関は」を「登録金融機関又は証券仲介業者は」に改め、同条第二項中「又は登録金融機関は」を「登録金融機関又は証券仲介業者は」に、「前項に規定する」を「前項の」に、「又は売り付ける場

合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、」を「、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合(当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。)

二 当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合(当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。)

イ 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

ロ その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

第十五条第三項中「前項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受

人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法(内閣府令で定めるものに限る。)が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

第十七条を次のように改める。

第十七条 第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しについて、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている第十三条第一項の目論見書又は重要な事項について虚偽の表示若しくは誤解を生じさせるような表示があり、若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の表示が欠けている資料を使用して有価証券を取得させた者は、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であり、若しくは表示が欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者が受けた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任ずべき者が、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることがで

きなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第十八条第二項中「規定により作成した」を削る。

第二十条中「一年間」を「三年間」に、「五年間」を「七年間」に改める。

第二十一条第三項中「規定により作成した」を削る。

第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二 第二十五条第一項各号に掲げる書類(以下この条において「書類」という。)のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類の提出者が発行者である有価証券を募集又は売出しにより取得した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること(以下この条において「虚偽記載等」という。)により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の際虚偽記載等を知つていたときは、この限りでない。

前項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされたときは、当該虚偽記載等の事実の公表がされた日(以下この項において「公表日」という。)前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額(市場価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。)の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。

前項の「虚偽記載等の事実の公表」とは、

第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

第二十一条の三、第二十条の規定は、前条の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十一条の二」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「第二十五条第一項各号に掲げる書類」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日まで）の期間は、算入しない。」とある。

第二十二條第一項中「前條第一項第一号」を「第二十一條第一項第一号」に、「又は欠けている」を、「又は欠けている」に、「取得した者を除く。」を、「募集又は売出しに応じて取得した者を除く。」を、「募集又は売出しによらないで取得した者」に改め、同条第二項中「前條第二項第一号又は第二号」を「第二十一條第二項第一号及び第二号」に改める。

第十三条第一項の規定は発行登録を行つた有価証券の発行者について、同条第二項本文の規定は発行登録を行つた有価証券の発行者が作成する目論見書について、同条第四項及び第五項の規定は発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項本文中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容」とあるのは、「発行登録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載すべき内容及び内閣府令で定める内容」と読み替へるものとする。

第二十三条の十二第三項中「第十五条(第一

第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、第十七条中「第十三条第一項の目論見書」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の目論見書」当該目論見書に係る参照書

類並びにこれらの書類に係る参照書類（以下「発行登録書類等」という。）のうちに」と、
「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第二項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうち」と、第十九条第二項中「有価証券届出書（当該目論見書）」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第二十条中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、

第二十三條の十二第九項中「及び第五項」を並びに前項において準用する第十七條、第十八條第二項及び第二十一條第三項」に改め、同条第六項から第八項までを削る。

第二十四條の二第二項中「遅滞なく」を「政令で定めるところにより」に改め、「時事に關

する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して」を削る。

第二十四条の四及び第二十四条の五第五項中「取得した者募集又は売出しに応じて取得した者を除く。」を「募集又は売出しによらないで取得した者」に改める。

第二十四条の六第一項中「(明治三十二年法律第四十八号)を削り、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「取得した者(募集又は売出しに応じて取得した者を除く。)」を「募集又は売出しによらないで取得した者」に、「前条第二項第一号又は」を「第二十一条第二項第一号及び」に、「前条第二項第一号」を「第二十一条第二項第一号」に改める。

「第一節 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け」を「第一節 発行者以外

の者による株券等の公開買付け」に改める。

第二十七条の二第二項中「有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である」を「その」に、「当該株券等の発行者である会社」を「」について有価証券報告書を提出しなければならぬ発行者の株券等につき、当該発行者」に改め、同条第七項第二号中「株券等の発行者である会社が発行者である」を削り、「会社の株主」を「株券等の発行者の株主」に、「当該会社が発行者である」を「当該」に改め、同条第八項第一号中「会社の総株主の議決権」を「発行者の総議決権の数」に改め、同項第二号中「会社が発行者である」を「株券等の発行者の」に、「会社の総株主の議決権」を「発行者の総議決権の数」に改める。

第二十七条の三第一項中「内閣府令」を「政令」に改め、「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙(以下この章及び第四十九条第三項において「日刊新聞紙」という。)に掲載して」を削り、同条第四項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改める。

第二十七条の五中「株券等の発行者である会社が発行者である」を「株券等の発行者の」に改め、同条第一号中「会社が発行者である」を「株券等の発行者の」に改める。

第二十七条の六第一項中「内閣府令」を「政令」に、「日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない」を「公告しなければならない」に改める。

第二十七条の八第十一項中「直ちに、内閣府令で定めるところにより」を「政令で定めるところにより」に改め、「日刊新聞紙に掲載して」を削る。

第二十七条の十第一項中「である会社」を削り、「対象会社等」を「対象者」に、「当該会社」を「当該発行者」に改め、同条第二項中「対象会社等」を「対象者」に改め、同条第三項中「対象会社等」を「対象者」に、「会社が発行者である」を「対象者である発行者の」に改める。

第二十七条の十一第一項中「である会社」を削り、同条第二項中「までに、内閣府令」を「までに、政令」に、「日刊新聞紙に掲載して公告を」を「公告」に改め、同条第四項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改める。

第二十七条の十二中「応募株主」を「応募株主等」に改める。

第二十七条の十三第一項中「内閣府令」を「政令」に改め、「日刊新聞紙に掲載して」を削り、同条第三項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改め、同条第五項中「応募株主」を「応募株主等」に改める。

第二十七条の十五第二項中「対象会社等」を「対象者」に改める。

「第二節 発行者である会社による上場株券等の公開買付け」を「第二節 発行者による上場株券等の公開買付け」に改める。

社」を削り、同条第二項中「である会社」を削り、「当該会社が発行者である」を「当該発行者の」に、「対象会社等」を「対象者」に改め、同条第三項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改め、同条第十一項中「会社」を「者」に改め、同条第十二項中「会社」を「発行者」に改める。

第二十七条の三十の九第一項中「第十五条第二項(同条第三項)を「第十五条第二項から第四項まで(同条第六項)に改め、第十三条第二項及び第四項(これらの規定を第二十三条の十二第二項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。の規定に適合する」を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同条第二項を削る。

第二十七条の三十の十一第一項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改め、同条第三項中「対象会社等」を「対象者」に、「株券等の発行者である会社が発行者である」を「発行者の」に改める。

第二十八条の二第三項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。以下同じ。)」を削る。

第二十八条の四第一項第七号中「(平成三年法律第六十六号)を削る。

第三十三条の二第一項中「証券会社の株主は、」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第三十三条の三「こととなつたときは」を「場合には」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十八条に次のただし書を加える。
ただし、適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者からあらかじめ同意を得ている場合については、この限りでない。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除
第四十条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 取扱有価証券(株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券、証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。)のうち証券業協会の規則において売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられないものをいう。以下同じ。の売買その他の取引

第四十二条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場(第六十七号第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。)における上場有価証券等(証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう。)の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させる目的をもつて、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をする行為又はこれらの委託等をする行為(政令で定める行為を除く。)

第四十二条第二項中「第九号」を「第十号」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 証券会社は、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引(政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券取引」という。)に関する顧客の注文について、政令で定めるところにより、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法(以下この条において「最良執行方針等」という。)を定めなければならない。

ばならない。

証券会社は、内閣府令で定めるところにより、最良執行方針等を公表しなければならない。

証券会社は、最良執行方針等に従い、有価証券取引に関する注文を執行しなければならない。

証券会社は、証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券の売買その他の取引で政令で定めるものに関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面(当該最良執行方針等を変更した場合にあつては、変更後のものを記載した書面)を交付しているときは、この限りでない。

証券会社は、有価証券取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。

第四十条第二項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

第四十九条第三項中「内閣総理大臣の指示するところに従い」を「政令で定めるところにより、」に、「を日刊新聞紙に掲載すべき旨を」を「の公告を」に改める。

第六十四条の二第二項第二号中「第六十四条の五第一項」の下に「(第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十四条の七第五項中「第六十四条の五第一項又は第二項」を「第六十四条の五第一項」に改める。

第六十五条第二項各号列記以外の部分中「有価証券」の下に「(当該有価証券に係る有価証券

券指数を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項第一号から第五号までを次のように改める。

- 一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。)、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。)、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券(発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。)、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為
- 二 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為(有価証券の売出しの取扱いを除く。)
- 三 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの(以下「外国国債証券」という。次イからハまでに掲げる行為

までに掲げる行為

イ 有価証券先物取引等(有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三条に掲げる行為をいう。)、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

に掲げる有価証券につき有価証券の元引受け(第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。))を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第五号に掲げる取引につき同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

ハ 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為(イ及びロに掲げるものを除く。)

第四十一条まで、第四十三条を「第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十三条の二」に、「及び第七号」を「第七号及び第十二号」に、「及び第四十四条第一号」を「第四十四条(第二号を除く。及び第四十五条)」に改め、同項に後段として次のように加える。

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券 次のイ及びロに掲げる行為

この場合において、同条第二号中「当該証券会社」とあるのは「その親法人等又は子法人等」と、その親法人等又は子法人等とあるのは「当該登録金融機関」と、「して」を「し」に改め、同条第二号中「当該証券会社」とあるのは「その親法人等又は子法人等」と、その親法人等又は子法人等とあるのは「当該登録金融機関」と、

イ 私募の取扱い(政令で定める有価証券に係るものを除く。)

第六十五条の二第五項中「第三十七条から第四十一条まで、第四十三条を」を「第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十三条の二」に、「及び第七号」を「第七号及び第十二号」に、「及び第四十四条第一号」を「第四十四条(第二号を除く。及び第四十五条)」に改め、同項に後段として次のように加える。

ロ 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為(イに掲げるものを除く。)

第六十五条の二第七項を次のように改める。

五 次に掲げる取引 第二条第八項第三号の二に掲げる行為 次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。

第五十一条の規定は、登録金融機関が、有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為を行う場合について準用する。

イ 第一号に掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。))に係る有価証券店頭デリバティブ取引

第六十五条の二第八項中「第二項」を「第五項後段に定めるもののほか、第二項」に改め、同条第九項中「前条第二項第七号」を「前条第二項第五号」に改め、同条第十一項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第二号」に改める。

ロ 前三号に掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。))に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

第六十六条の十六中「第二十條第一項」を

第六十五条第二項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする。

第六十六条の十六中「第二十條第一項」を

「第二十一条第一項及び第二項」に改める。

第六十七條第二項中「以下この項及び」を削り、「有価証券(第七十五條第一項の規定により登録を受けたものに限る。)」を「店頭売買有価証券」に、「に限る。第七十五條第一項」を「に限る。同項」に改める。

第七十四條第一項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 協会員及び証券仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘に関する事項

第七十六條中「当該登録を受けた有価証券(以下「店頭売買有価証券」という。)」を「店頭売買有価証券」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第七十九條の二中「遅滞なく」を削り、同条第一号中「及び銘柄並びにその売買価格及び数量」を「銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第二号中「後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める」を削り、「買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格」を「買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第三号中「後、当該受託等に係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める」を削り、「及び銘柄並びに当該受託等に係る価格」を「銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第四号中「において行ふ上場株券等」の下に「(証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。以下第七十九條の四までにおいて同じ。)」を加え、「及び銘柄並びにその売買価格及び数量その他内閣府令で定める事項」を「銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第七号

とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 自己の計算において行ふ取扱有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行ふ取扱有価証券の売買が成立した場合 当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

五 自己の計算において取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合 当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

六 取扱有価証券の売買の受託等をした場合 当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

第七十九條の二に次の一号を加える。

八 同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外の上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合 当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

第七十九條の三中「店頭売買有価証券の売買」の下に「その取扱有価証券の売買」を加え、「速やかに」を削る。

第七十九條の四中「店頭売買有価証券の売買」の下に「その取扱有価証券の売買」を加え、「毎日の相場」を「銘柄別の毎日の売買高、最低、最低及び最終の価格」に改め、「遅滞なく」を削る。

第七十九條の五中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第七十九條の十三第一項中「店頭売買有価証券」の下に「若しくは取扱有価証券」を加える。

第七十九條の十四中「若しくは店頭売買有価証券」を「又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券」に改める。

三 補償対象債権に係る顧客資産のうちに仕債等の振替に関する法律第六十條第一項に規定する補償対象債権を有する場合 同項の補償対象債権に相当する顧客資産を内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額(当該顧客資産について同条第五項の適用がある場合には、当該金額から同項の規定により減額された支払額を控除した金額)

第八十條第一項中「有価証券市場は」の下に「証券業協会を除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

前項の規定は、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引(有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

第三十三條の二第一項中「株主は、当該株式会社証券取引所の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第六十六條の十五中「株主は、当該証券取引所持株会社の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第六十六條の二十九第一項第一号中「とき」の下に「(当該株式会社証券取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。)」を加える。

第六十七條の二第二項第二号中「に係る有価証券先物取引並びに第六十五條第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引」を「(国債証券、地方債証券、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券並びに外

国債証券並びにこれらに係る有価証券指数をいう。次条第一項及び第五十五條第一項において同じ。に係るもの」に改める。

第七十七條の三第一項第二号中「に係る有価証券先物取引並びに第六十五條第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引」を「に係るもの」に改める。

第七十七條の四第一項中「第二百二十四條」を「第二百十八條」に改める。

第二百十二條第二項及び第三項中「第二百十九條第一項」を「第二百十五條第一項」に改める。

第二百十四條から第二百十九條までを次のように改める。

第二百十四條 証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場ごとに、その上場する有価証券等について、当該取引所有価証券市場における有価証券の売買等を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二百十五條 内閣総理大臣は、証券取引所が上場する有価証券の発行者がこの法律、この法律に基づく命令又は当該有価証券を上場する証券取引所の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、取引所有価証券市場における当該有価証券の売買を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五條第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第二百十六條 証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する

「十條第一項第一号」に改める。

第五章第五節を同章第四節とし、同章第六節

三十項に規定する対象取引をいう。」を削り「第百二十四条」を「第百十八条」に改める。

シヨン取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプシヨン取引」とあるのは

第百六十三條第一項中「又は店頭売買有価証券」を、「店頭売買有価証券又は取扱有価証券」に改め、同条第二項中「証券会社又は」を「証券会社、許可外国証券業者又は」に改める。

第百六十六條第六項中「株券」の下に「優先出資法に規定する」を加える。

「有価証券」を「店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券」に改める。

第七十一条の次に次の章名及び節名を付する。

第六章の二 課徴金

第一節 納付命令

第七十二条から第八十五条までを次のように改める。

第七十二条 重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者が、当該開示書類に基づく募集又は売出し(第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この章において同じ。)(当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。)(により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額の百分の一(当該有価証券が株券等(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。次号及び次項において同じ。))である場合にあつては、百分の二)

二 当該開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総額の百分の一(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二)

重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者の役員等(当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。第五項において同じ。))であつて、当該開示書類に虚偽の記載があることを知りながら

当該開示書類の提出に關与した者が、当該開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の売価額の総額の百分の一(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

前二項の「開示書類」とは、第五条第二十七条において準用する場合を含む。の規定による届出書類(第五条第四項の規定の適用を受ける届出書類の場合には、当該届出書類に係る参照書類を含む。)、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書(当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)、第二十三条の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。))又は第二十三条の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。))及びその添付書類をいう。

第一項(第一号を除く。))の規定は、重要な事項(第五条第一項各号(第二十七条において準用する場合を含む。))に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。につき虚偽の記載がある目論見書(第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出しに係る目論見書に限る。次項において同じ。))を使用

した発行者が、当該目論見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論見書の作成に關与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第七十三条 第五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計(以下この項において「違反行為」という。))により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 違反行為により有価証券等(当該有価証券等に係る有価証券店頭指数を含む。次号において同じ。))の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等(当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。))をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等についてその数量を乗じて得た額の総額

前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引(現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、有価証券オプション取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。))その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引(現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、有価証券オプション取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。))その他の政令で定める取引をいう。

前二項に規定するもののほか、第一項に規

定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に
関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十四条 自己の計算において違反行為（第百五十九条第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反する取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この条において同じ。）の相場を變動させるべき一連の上場有価証券売買等（第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を變動させるべき一連の店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 有価証券の売付け等(当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。)の価額

口 有価証券の買付け等(当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。)の価額

二 次 の イ 又 は 口 に 掲 げ る 場 合 の 区 分 に 応
じ、当該イ又は口に定める額

イ 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該超える数量に係る有価証券の売

付け等（当該違反行為に係る売付け等
対当数量に係るものに限る。）の価額

(2) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等(当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等(当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

(2) 当該超える数量に係る有価証券の買付け等(当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

項の「有価証券の売付け等」とは、自己所有の指数等先物取引・現実指数又は現実数値指数又は約定数値を上回った場合に金支払う立場の当事者となるものに限る。有価証券オプション取引（オプション

与する立場の当事者となるものに限る。）
他の政令で定める取引をいう。

二項の「有価証券の買付け等」とは、自計算において行う有価証券の買付け、有価証券等先物取引（現実指数又は現実数値約定指数又は約定数値を上回つた場合に受領する立場の当事者となるものに限る）、有価証券オプション取引（オプションを待する立場の当事者となるものに限る。）の政令で定める取引をいう。

二項第一号の「売買対当数量」とは、違

反行為に係る有価証券の売付け等(同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。)の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等(同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。)の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算に

において当該有価証券の売付けをしている場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う有価証券指数等先物取引(当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。)を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有

価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとなす。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算においては、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたもの」とみなす。

第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のい
づれかにつき控除しきれない額がある場合に
おける同項に規定する合計額は、当該控除し
きれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる
額から控除した額とする。

違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、有価証券オプション取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二項から前項までに規定するものほか、第一項に規定する有価証券の売付け等その他、及び有価証券の買付け等の価額の計算に關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十五条 第六十六條第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第六十六條第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等(同条第一項に規定する業務等)に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後ににおける価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第六十六條第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等(同条第一項に規定する業務等)に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後ににおける価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

第六十七條第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係

る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第六十七條第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等(同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後ににおける価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第六十七條第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等(同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後ににおける価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

第六十七條第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係

前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引(現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、有価証券オプション取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。その他の政令で定める取引をいう。

第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引(現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、有価証券オプション取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格」とは、第六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日の翌日における第七十九條の三又は第六十六條に規定する最終の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの)をいう。

第二項の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格」とは、第六十七條第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日の翌日における第七十九條の三又は第六十六條に規定する最終の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの)をいう。

第三項の規定は、第六十六條第一項又は第六十三條第一項に規定する上場会社等又は第六十六條第一項第一号に規定する親会社若しくは子会社をいう。の計算において同条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について

第六十七條 内閣総理大臣は、第七十三條第一項、第七十四條第一項又は第七十五條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、

準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項各号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

第三項から第六項までに規定するもののほか、第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。及び第二項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他第一項及び第二項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十六條 第七十二條から前条までの規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

第七十二條から前条までの規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第七十二條から前条までの規定による命令を受けた者は、これらの規定による課徴金を納付しなければならない。

第七十二條第一項若しくは第四項に規定する発行者、第七十三條第一項に規定する者、第七十四條第一項に規定する違反者、前条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第七項に規定する上場会社等が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなして、第七十二條から前条まで及び前三項の規定を適用する。

第七十七條 内閣総理大臣は、第七十三條第一項、第七十四條第一項又は第七十五條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、

第六十七條 内閣総理大臣は、第七十三條第一項、第七十四條第一項又は第七十五條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、

当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

第七十八條 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一 第七十二條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二 第七十三條第一項に該当する事実

三 第七十四條第一項に該当する事実

四 第七十五條第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実

内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る同項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

重要な事項につき虚偽の記載がある第七十二條第三項に規定する開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七十二條第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目録見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目録見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七十三條第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七十四條第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七十六條第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七十九條 審判手続開始の決定は、文書によつて行われなければならない。

審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第八十三條において「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る前条第一項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この節において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

第八十條 審判手続（審判手続開始の決定及び第八十五條の七第四項に規定する決定を

除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

内閣総理大臣は、当該事件について調査に關与したことがある者を審判官として指定することはできない。

第八十一條 被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができ、

内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（次項において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。

指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができ、

第八十二條 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第八十三條 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第七十八條第一項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を置くことを要しない。

第八十四條 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

第八十五條 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十條、第九十一條、第九十六條、第九十七條及び第二百一十一條から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

第七十七條の次に次の節名を付する。

第二節 審判手続

第八十五條の次に次の十六條及び二節を加える。

第八十五條の二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

第八十五條の三 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に對し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

第八十五條の四 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

民事訴訟法第九十一條、第九十七條、第二百一十一條及び第二百十二條の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

第八十五條の五 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の営業所その他の必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第百八十五条の六 審判官は、審判手続を経た後、審判事件についての決定案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第百八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、被審人に對し、第百七十二條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)

第百七十三條第一項、第百七十四條第一項又は第百七十五條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは第二項の規定による課徴金を国库に納付することを命ずる旨の決定をしななければならない。

内閣総理大臣は、前項の場合(第百七十八條第一項第二号から第四号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。)において、同一事件について、被審人に對し、第百九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第百七十三條第一項、第百七十四條第一項又は第百七十五條第一項若しくは第二項の規定による額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第百九十八條の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額(当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。)を控除した額の課徴金を国库に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第百七十三條第一項、第百七十四條第一項又は第百七十五條

第一項若しくは第二項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八條第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき、又は前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

前三項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用(第一項又は第二項の決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。)を記載しなければならない。

前項の納付期限は、同項に規定する決定書(第一項又は第二項の決定に係るものに限る。)の謄本を發した日から二月を経過した日とする。

第四項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第一項の決定(第百七十八條第一項第二号から第四号までに係るものに限る。以下この条において同じ。)は、当該決定の時に對して、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者(第百九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時において、第一項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

第八項ただし書の規定は、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

第八項本文の場合において、課徴金の納付期限は、第六項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

第八項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第六項の規定にかかわらず、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を發した日から二月を経過した日とする。

第百八十五條の八 前条第一項の決定(第百七十八條第一項第二号から第四号までに係るものに限る。以下この条において同じ。)の後、当該決定に係る納付期限前に同一事件について当該決定を受けた者(第百九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、当該事件についての裁判が確定するまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。ただし、当該決定に係る課徴金の全部が納付されているときは、この限りでない。

前項本文の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者(第百九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

第一項の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第六項の規定にかかわらず、

当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

第二項の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第六項及び前項の規定にかかわらず、次項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を發した日から二月を経過した日とする。

内閣総理大臣は、前条第一項の決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者(第百九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、前条第一項の決定に係る課徴金の額を、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に変更しなければならない。ただし、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

一 第百七十三條第一項、第百七十四條第一項又は第百七十五條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による額

二 当該裁判において没収を命じられた第百九十八條の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額(当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額)

前項ただし書の場合においては、内閣総理大臣は、前条第一項の決定を取り消さなければならない。

第五項の規定による変更の処分は、文書をもつて行わなければならない。

第五項の規定による変更の処分は、当該処

分に係る文書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

課徴金に係る請求権の時効は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の決定の効力が停止されている間は、進行しない。

第百八十五条の九 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

第百八十五条の十 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条から第一百三十三条まで、第百五十五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第百八条並びに第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長証券取引法第百八十条第一項ただし書の場合にあつては、審判官」と、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替へるものとする。

第百八十五条の十一 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

るべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の揭示場に揭示することにより行ふ。

公示送達は、前項の規定による揭示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第百八十五条の十二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行ふこととして行ふものについては、同法第四十条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行ふことができる。

金融庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第百八十五条の十三 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第百八十五条の七第四項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第百八十五条の十四 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した

延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百八十五条の十五 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第百八十五条の七第一項又は第二項の決定（第百八十五条の八第五項の規定による変更後のものを含む。以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。

内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百八十五条の十六 破産法、民事再生法（平成十四年法律第二百五号）、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第百八十五条の十四第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

第百八十五条の十七 この節に定めるもののほか、審判手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三節 訴訟

第百八十五条の十八 第百八十五条の七第一項又は第二項の決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

前項の期間は、不変期間とする。

第四節 雜則

第百八十五条の十九 第百八十五条第一項又は第百八十五条の四第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第百八十五条の二十 内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定によつてする決定その他の処分（同節の規定によつて審判官がする処分を含む。）については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第百八十五条の二十一 内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定によつてした決定その他の処分（同節の規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百九十条第一項中「第百五十六条の三十四」の下に、「第百七十七条第二号、第百八十五条の五」を、「検査をする」の下に「審判官又は」を加へる。

第百九十四条の四第一項第八号中「同条第一項第十二号」を「同条第一項第十三号」に改め、同条第二項第六号中「第百七十七条」を「第百九十四条」に改める。

第百九十四条の六第二項第二号中「第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二項第八項第一号から第三号までに掲げる行為若しくは第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為」を「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加へる。

七 第百七十七条の規定による権限

第百九十四条の六第三項中「前項」を「第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加へ、同条第二項の次に次の二項を加へる。

金融庁長官は、政令で定めるところによ

り、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第二十七條の三十、第五十九條第一項、第六十四條の十第三項において準用する場合を含む。から第三項まで、第六十五條の二第十項、第六十六條の二十、第七十九條の十四、第七十九條の七十七、第八十三條の三、第八十六條の六、第八十六條の十六、第八十六條の二十、第八十六條の二十七、第八十五條の二、第八十五條の九、第八十五條の十五並びに第八十五條の三十四の規定によるものを委員会に委任することができる。

委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第九十四條の七中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第九十七條第一項第七号中「又は第八十九條第一項から第三項まで」を「第八十九條第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。又は同条第三項)に改める。

第九十八條第九号中「旨を第二十七條の三第一項、第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。」に規定する日刊新聞紙に掲載して」を「旨の」に改める。

第九十八條の五第八号中「第八十六條の三十四」の下に「第八十五條の五」を加える。

第二百条第三号中「第二十七條の五」を「第十五條第三項若しくは第四項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の五」に改める。

第二百条の二の次に次の一条を加える。

第二百条の二の二 第八十五條第二項又は第八十五條の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一十一條第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第二百五條第一号中「第十三條第五項(第十三條の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を」を「第十三條第四項若しくは第五項(これらの規定を第二十三條の十二第二項、第二十七條において準用する場合を含む。及び」に、「第十五條第三項」を「第十五條第六項」に、「第十五條第二項」を「第十五條第二項から第四項まで」に、「第二十三條の十二第六項」を「第二十三條の十二第五項」に改め、同条第六号中「又は第二十七條の三十第一項」を「第二十七條の三十第一項又は第八十七條第二号」に改める。

第二百五條の二の次に次の一条を加える。

第二百五條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十七條第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第八十五條第一項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

三 第八十五條第二項又は第八十五條の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一十一條第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

四 第八十五條の三第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出しない者

五 第八十五條の四第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第二百六條第四号中「第八十九條第一項」を「第八十五條第一項」に改める。

第二百七條第一項第一号及び第二号中「第五号」を「第一項第五号」に改める。

第二百八條第一号中「第二百二十九條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二号中「第八十七條」を「第八十四條」に改め、同条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第二百二十三條」を「第八十七條」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号中「第二百二十二條」を「第八十六條」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十三條の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六十五條第二項第六号ハ」を「第六十五條第二項第三号」に改める。

第十四條第一項中「から第四十二條まで」を「から第三十六條まで」に、「杜債管理会社等」となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい呑みの禁止、及び杜債管理会社等となることの禁止、第三十八條(取引の態様の明示)、第四十條から第四十二條まで(「に改め、」規制)の下に「最良執行方針等の書面交付」を加え、同条第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第四項中「及び第九号」を「第九号及び第十号」に改める。

第二十三條第五項中「第四十二條第一項第九号」を「第四十二條第一項第十号」に改める。

第三十六條第二項中「第三十一條の規定」の下に「第三十三條第三項において準用する第三十一條第一項若しくは第三項の規定」を加える。

第四十二條の見出しを「(権限の委任等)」に改め、同条第二項中「第四十二條第一項第九号」を「第四十二條第一項第十号」に改め、「この条及び次条において」を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条を同条第六項とし、同条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第三十一條並びに第三十三條第三項において準用する第三十一條第一項及び第三項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第四十三條の見出しを「(委員会の命令に対する不服申立て)」に改め、同条中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第五十三條中「第四十二條第一項第九号」を「第四十二條第一項第十号」に改める。

第五十四條第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十四條第一項において準用する証券取引法第四十三條の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

(杜債等登録法の一部改正)

第三条 杜債等登録法(昭和十七年法律第十一号)

の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

金融庁長官ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ノ内第十條ノ規定ニ依ルモノヲ証券取引等監視委員會ニ委任スルコトヲ得

証券取引等監視委員會ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行使シタルトキハ速ニ其ノ結果ニ付金融庁長官ニ報告スルモノトス

第九条の次に次の一条を加える。

第九條ノ二 前條第三項ノ規定ニ依リ証券取引等監視委員會ガ行フ報告又ハ資料ノ提出ノ命令ニ付テノ行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十號)ニ依リ不服申立ハ証券取引等監視委員會ニ對シテノミ之ヲ行フコトヲ得(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第四條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八號)の一部を次のように改正する。

第二條第五項中「第六十五條第二項第六号ハ」を「第六十五條第二項第三号」に改める。

第十條の四第一項中「投資信託委託業者の株主又は出資者は、」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第十條の五中「こととなつたときは」を「場合には」に改める。

第二十七條中「第九号」を「第十号」に改める。

第三十三條第一項中「期日」の下に「。第二号において「作成期日」という。」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合

二 受益者の同居者が確実に当該運用報告書

の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合(当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。)

第二百二十五條の見出しを「(権限の委任等)」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員會(以下「委員會」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第三十九條第一項の規定による権限(受益証券の募集等に係る取引又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

二 第五十五條第一項の規定による権限(受益証券等の売買その他の取引の公正の確保に係る投資信託協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

三 第二百十三條第一項の規定による権限(投資証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員會に委任されたものを除く。)のうち、第三十九條第一項及び第二項、第五十五條第一項並びに第二百十三條第一項から第五項までの規定によるものを委員會に委任することができる。

4 委員會は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員會に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員會は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員會が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第二百二十五條の次に次の一条を加える。
(委員會の命令に対する不服申立て)

第二百二十五條の二 委員會が前條第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同條第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十號)による不服申立ては、委員會に対してのみ行うことができる。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第五條 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十號)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一條の二」を「第四十一條の三」に改める。

3 委員會は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第五章第四十一條の二の次に次の一条を加える。

(委員會の命令に対する不服申立て)

第四十一條の三 委員會が前條第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十號)による不服申立ては、委員會に対してのみ行うことができる。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第六條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四號)の一部を次のように改正する。

第二條第五項中「第六十五條第二項第六号ハ」を「第六十五條第二項第三号」に改める。

第二十九條の二第一項中「認可投資顧問業者の株主又は出資者は、」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第二十九條の三「こととなつたときは」を「場合には」に改める。

第五十一條の二の見出しを「(権限の委任等)」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第三十六條第一項の規定によるもの(有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オブション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オブション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)を証券取引等監視委員會(以下「委員會」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第五十一條の二に次の五項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより

り、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第三十六條第一項及び第二項並びに第四十六條第一項(第四十八條第四項において準用する場合を含む。)の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

(委員会が前条第二項又は第三項の規定により報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(金融先物取引法の一部改正)
第七條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十四項中「金融先物取引業者が行う」の下に「対象取引」を、「定める取引」の下に「をいう。」を加える。

第三十四條の二の二第二項中「株主は、当該株式会社金融先物取引所の」を削り、「とき

は」を「者は」に改める。

第三十四條の三十八中「株主は、当該金融先物取引所持株式会社の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第三十四條の五十第一項第一号中「なくなつたとき」の下に「当該株式会社金融先物取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。」を加える。

第九十條の六第一項中「金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引」を「対象取引(第二條第十四項に規定する対象取引をいう。第九十條の十一の二第一項において同じ。)」に改める。

第九十條の十一の次に次の一条を加える。

第九十條の十一の二 金融先物清算機関が業務方法書で未決済債務等(清算参加者が行った対象取引の相手方から金融先物債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限り。及び担保をいう。以下この項において同じ。))について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の關係において、未決済債務等に関する金融先物清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2 破産手続、再生手続又は更生手続において、金融先物清算機関が有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

第九十二條の見出しを「(権限の委任等)」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第三十四條の二十の三第一項、第三十四條の三十第一項、第三十四條の三十九第一項、第三十四條の四十二第一項、第三十四條の四十八第一項、第五十二條第一項、第五十五條の十第一項、第七十七條第一項及び第九十條第一項並びに第九十條の十七第一項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第九十二條の二の見出しを「(委員会の命令に対する不服申立て)」に改め、同条中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)
第八條 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第九十條の四の四「第九号」を「第十号」に改める。

第二百二十九條の見出しを「(権限の委任等)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会以下「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十條の四において準用する第百五

十六條第一項の規定による権限(資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限り。)

二 第二百二十五條第一項において準用する第百五十條の四において準用する第百五十六條第一項の規定による権限(受益証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限り。)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第百五十六條第一項(第百五十條の四(第二百二十五條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第二百二十九條の次に次の一条を加える。

(委員会が前条第二項又は第三項の規定により報告又は資料の提出

の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第九条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。目次中「第三百三十六条」を「第三百三十六条の二」に改める。

第三百三十六条の見出しを「(権限の委任等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第二十條第一項(第四十三條第三項において準用する場合及び第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によるものを証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第七章中第三百三十六条の次に次の一条を加える。

(委員会の命令に対する不服申立て)

第三百三十六条の二 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正)

第十条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「証券取引等監視委員会」の下に「(以下この条において「委員会」という。)」を加え、同項第一号中「第十九号」の下に「、第二十一号」を加える。

第十三条第八項を同条第十一項とし、同条第五項から同条第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限(第九条に関するもの及び前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第二十二号及び第三十四号から第三十七号までに掲げる金融機関等による行為に係るものを委員会に委任することができる。

6 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

7 委員会が第四項又は第五項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十四条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第七項に次の一号を加える。

七 其ノ權利ノ帰屬ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券(新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク)ニ表示サレルべき權利ノ内次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スルモノ
イ 契約ニ依リ權利ノ總額ガ引受けララルモノタルコト
ロ 各權利ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト
ハ 元本ノ償還ニ付權利ノ總額ノ払込アリタル日ヨリ一年未満ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト
ニ 利息支払ノ期限ニ付ハノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト

(農業協同組合法の一部改正)

第十二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第十項に次の一号を加える。

七 その權利ノ帰屬ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券(新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク)ニ表示サレルべき權利ノうち、次に掲げる要件ノすべてに該当スルもの
イ 契約ニ依リ權利ノ總額ガ引受けララルものであること。
ロ 各權利ノ金額ガ一億円を下回らないこと。
ハ 元本ノ償還について、權利ノ總額ノ払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項第三号中「(同法第六條の二第一項に規定する特定組合を除く。)」を「であつて中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。)(自己資本の充実に寄与するものとして政令で定めるもの)」に改める。

第九条の八第六項第一号に次のように加える。
ト その權利ノ帰屬ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券(新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク)ニ表示サレルべき權利ノうち、次に掲げる要件ノすべてに該当するもの
(1) 契約ニ依リ權利ノ總額ガ引受けララルものであること。

れるものであること。

(2) 各權利ノ金額が一億円を下回らないこと。

(3) 元本の償還について、權利ノ總額ノ払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(信用金庫法の一部改正)

第十四条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第五項第一号に次のように加える。

ト その權利ノ帰屬ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券(新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク)ニ表示サレルべき權利ノうち、次に掲げる要件ノすべてに該当するもの
(1) 契約ニ依リ權利ノ總額ガ引受けララルものであること。
(2) 各權利ノ金額が一億円を下回らないこと。
(3) 元本の償還について、權利ノ總額ノ払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
(4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十五条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項に次の一号を加える。
七 その權利ノ帰屬ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記

録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(労働金庫法の一部改正)

第十六条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第六項第一号に次のように加える。

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(3) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

第五十八条の五第一項第二号の二中「主務省

令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。
(銀行法の一部改正)

第十七条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項に次の一号を加える。

七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(保険業法の一部改正)

第十八条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第六項に次の一号を加える。

七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする

確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十九条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第六項第一号に次のように加える。

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(3) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第二十條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法

律第五号)の一部を次のように改正する。
第六十二條を次のように改める。
(権限の委任等)

第六十二條 内閣総理大臣は、この法律による権限政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第五十六條第一項の規定によるものを証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第六十二條の次に次の一条を加える。
(委員会の命令に対する不服申立て)

第六十二條の二 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十一條 金融庁設置法(平成十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

信託法第二百二十五条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第五十五条の規定、第六十六条中投資顧問業法第五十一条の二の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第七十条中金融先物取引法第九十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び同法第九十二条の二の改正規定、第八十条中資産の流動化に関する法律第二百二十九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第九十条及び第九十一条の規定、第二百一十一條の規定(同条中金融庁設置法目次の改正規定、同法第四十二条の次に一号を加える改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定を除く。並びに附則第二十條の規定 平成十七年七月一日

五 第一条中証券取引法第五十六條の六第一項の改正規定、同法第五十六條の十一の次に一条を加える改正規定及び同法第五十六條の二十一第一項の改正規定(「(第二條第三十項に規定する対象取引をいう。)」を削る部分に限る。)、第七條中金融先物取引法第二條第十四項及び第九十條の六第一項の改正規定並びに同法第九十條の十一の次に一条を加える改正規定並びに附則第九條及び第十二條の規定 破産法(平成十六年法律第 号)の施行の日

(新たにみなし有価証券とされたものに関する経過措置)

第二条 平成十六年十二月一日前に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を開始したみなし有価証券(第一条

の規定による改正後の証券取引法(以下「新証券取引法」という。)(第二條第二項第三号及び第四号に掲げる権利をいう。次項において同じ。))に係るこれらの勧誘については、新証券取引法第二章の規定は、適用しない。

2 前項のみなし有価証券で、平成十八年六月一日における所有者の数が五百以上であるものは、同日に新証券取引法第二十四條第一項第三号に該当したものとみなして、新証券取引法第二十一条の二、第二十一条の三、第二十四条から第二十四条の五まで、第二十五条及び第二十六条(これらの規定を新証券取引法第二十七條において準用する場合を含む。)(の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。

(目論見書に関する経過措置)

第三条 新証券取引法第二條第十項、第十三條、第十五條、第十七條、第十八條第二項、第二十一条第三項、第二十三条の二、第二十三条の九、第二項から第六項まで、第二十七条の三十の規定は、これらの規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し(新証券取引法第四條第三項に規定する有価証券の売出しをいう。))について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し(第一条の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。))第四條第三項に規定する有価証券の売出しをいう。))については、なお従前の例による。

第四条 新証券取引法第二十條の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し(新証券取引法第四條第三項に規定する有価証券の売出しをいう。))について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し(旧証券取引法第四條第三項に規定する有価証券の売出しをいう。))については、なお従前の例による。

第五条 新証券取引法第二十一条の二及び第二十

一条の三の規定は、これらの規定の施行の日以後に提出される新証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類について適用し、同日前に提出された旧証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。

(公開買付けに関する経過措置)

第六条 新証券取引法第二十七條の二第一項の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する同項に規定する株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した旧証券取引法第二十七條の二第一項に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

第七条 新証券取引法第二十七條の三第一項、第二十七條の六第一項、第二十七條の八第一項、第二十七條の十一第二項及び第二十七條の十三第一項(これらの規定を新証券取引法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))並びに第九十八條第九号の規定は、これらの規定の施行の日以後に行う新証券取引法第二十七條の三第二項(新証券取引法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付開始公告について適用し、同日前行う旧証券取引法第二十七條の三第二項(旧証券取引法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付開始公告については、なお従前の例による。

(証券会社の禁止行為に関する経過措置)

第八条 新証券取引法第四十二條第一項第九号(第二條の規定による改正後の外国証券業者に関する法律第十四條第一項及び第四項において準用する場合を含む。)(の規定は、施行日以後の行為について適用する。

(証券取引清算機関に関する経過措置)

第九条 新証券取引法第五十六條の十一の二の規定は、当該規定の施行の日以後の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日以後の破産

手続開始の申立て又は職権による破産手続開始の決定に係る破産事件、同日以後の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日以後の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日以後の更生手続開始の申立てに係る更生事件について適用し、同日前の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日前の破産の申立て又は職権による破産の宣告に係る破産事件、同日前の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日前の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日前の更生手続開始の申立てに係る更生事件については、なお従前の例による。

(特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等に関する経過措置)

第十条 新証券取引法第六十三條の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等について適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第六十三條の規定による同条の特定有価証券等の同条の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

2 新証券取引法第六十四條の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等に係る利益について適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第六十四條の規定による同条の特定有価証券等の同条の買付け等又は売付け等に係る利益については、なお従前の例による。

(課徴金に関する経過措置)

第十一条 新証券取引法第七十二條第一項及び第二項の規定は施行日以後に提出される同条第一項又は第二項に規定する開示書類に基づく募集又は売出し(新証券取引法第四條第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項において同じ。))により有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、新証券取引法第七

新証券取引法第七十二條第一項及び第二項の規定は施行日以後に提出される同条第一項又は第二項に規定する開示書類に基づく募集又は売出し(新証券取引法第四條第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項において同じ。))により有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、新証券取引法第七

十二条第四項及び第五項の規定は施行日以後に開始する売出しにより有価証券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。

2 新証券取引法第七十三条の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する違反行為について適用する。

3 新証券取引法第七十四条の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する違反行為について適用する。

4 新証券取引法第七十五条の規定は、施行日以後に行われる新証券取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は新証券取引法第六十七條第一項に規定する特定証券等若しくは関連証券等に係る買付け等若しくは同項に規定する証券等に係る売付け等について適用する。

(金融先物清算機関に関する経過措置)

第十二条 第七条の規定による改正後の金融先物取引法第九十条の十一の二の規定は、当該規定の施行の日以後の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日以後の破産手続開始の申立て又は職権による破産手続開始の決定に係る破産事件、同日以後の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日以後の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日以後の更生手続開始の申立てに係る更生事件について適用し、同日前の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日前の破産の申立て又は職権による破産の宣告に係る破産事件、同日前の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日前の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日前の更生手続開始の申立てに係る更生事件については、なお従前の例による。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行

第五部

財政金融委員会会議録第十二号(その二)

平成十六年五月二十五日【参議院】

の際現に企業組合の組合員である投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第一項に規定する投資事業有限責任組合についての第十三条の規定による改正後の中小企業等協同組合法第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

(水産業協同組合法の一部改正)
第十四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。) 同法第六十五条第二項第一号に定める行為(同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券(前号に掲げる有価証券を除く。) 証券会社又は外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為

三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
第八十七条第五項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。
一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲

げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。) 同法第六十五条第二項第一号に定める行為(同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券(前号に掲げる有価証券を除く。) 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為

三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
第九十三条第三項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。) 同法第六十五条第二項第一号に定める行為(同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券(前号に掲げる有価証券を除く。) 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為
三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

第九十七条第四項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。) 同法第六十五条第二項第一号に定める行為(同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券(前号に掲げる有価証券を除く。) 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為
三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
(所得税法の一部改正)
第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項に次の一号を加える。
十 証券取引法第六章の二(課徴金)の規定による課徴金及び延滞金
(法人税法の一部改正)
第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第三十八条第二項に次の一号を加える。
八 証券取引法第六章の二(課徴金)の規定による課徴金及び延滞金
(投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)
第十七条 投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を次のように改正する。
第三条第一項第二号から第四号までを次のよ

うに改める。

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。)又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第一項に規定する有価証券(株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券(株式及び新株予約権を除く。)に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。)のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの(以下「指定有価証券」という。)の取得及び保有

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

第三条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業者を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。)の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

第三条第一項第八号中「組合」を「投資事業有限責任組合(次号を除き、以下「組合」という。)」に改め、「新株予約権付社債等」を削り、同項第九号を次のように改める。

九 投資事業有限責任組合若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

第三条第一項第十一号を次のように改める。
十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の

持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行ふもの
第三条第四項を削る。
第六条の二を削る。
第七条第五項を削る。

第十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。
第十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第十八条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第十六条の二を削る。

第二十六条第一項第二号中「新株、新株予約権」の下に「(商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。)」を加える。
第二十九条の八中「第十六条の二第四項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むことを約した組合」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に定める投資事業有限責任組合(事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を行う事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。以下「組合」という。)」に改める。

第三十四条第二項中「認定事業再構築事業者等」を「事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行う事業者」に改める。
(破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第百六十六条中投資事業有限責任組合契約に関

する法律の改正規定を次のように改める。

第十二条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十号 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、旧資産流動化法第百五十七号、第百五十八号第一項第三号及び第百六十二号第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項ただし書」とする。
第二十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十三号 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

株式等の振替に関する法律の一部改正
第一条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
社債、株式等の振替に関する法律

(社債等の振替に関する法律の一部改正)
第一条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
社債、株式等の振替に関する法律

目次中「第六章 その他の社債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に、
第七章 株式の振替
第八章 罰則(第

第七章 株式の振替
第一節 通則(第百二十八条)

第二節 振替口座簿(第百二十九条 第百四十七条)

第三節 振替の効果等(第百四十八条 第百五十七号)

第四節 商法の特例(第百五十八号 第百六十八号)

第五節 雑則(第百六十九号)

第八章 新株の引受権の振替

第一節 通則(第百七十条 第百七十一条)

第二節 振替口座簿(第百七十二号 第百七十九号)

第三節 振替の効果等(第百八十条 第百八十八号)

第四節 商法の特例(第百八十九号 第百九十一条)

第五節 雑則(第百九十二条)

第九章 新株予約権の振替

第一節 通則(第百九十三条)

第二節 振替口座簿(第百九十四条―第二百二条)

第三節 振替の効果等(第二百三条―第二百二条)

第四節 商法の特例(第二百十三条―第二百七条)

第五節 雑則(第二百八条)

第十章 新株予約権付社債の振替

第一節 通則(第二百九条・第二百二十条)

第二節 振替口座簿(第二百一一条―第二百三二条)

第三節 振替の効果等(第二百三三条―第二百四二条)

第四節 商法の特例(第二百四三条―第二百四八条)

第五節 雑則(第二百四九条)

第十一章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替(第二百五十条―第二百五八条)

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替(第二百五十

第三節 特定目的会社の優先出資の振替(第二百六十六

第四節 協同組織金融機関の優先出資引受権の振替(第二

第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替(第二

第六節 特定目的会社の転換特定社債の振替(第二百八

第七節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の

第十二章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替(第二百九

第三節 証券取引法による合併に係る振替(第二百九十七

第十三章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

第十四章 雑則(第二百九十九条―第二百九条)

第十五章 罰則(第二百十条―第二百九条)

百二十八条―第百三十六条の二)
百三十七条―第百四十六条」
を

条)

九条―第二百六十五条)

―第二百七十四条)

百七十五条―第二百七十七条)

百七十八条―第二百八十一条)

二条―第二百八十五条)

振替(第二百八十六条―第二百八十九条)

組織変更等に係る振替(第二百九十条―第二百九十三条)

十四条―第二百九十六条)

条)

(第二百九十八条)

第一条中「社債等」を「社債、株式その他の有価証券に表示されるべき権利」に、「振替を」を「振替に関する、振替を」に、「社債権者等」を「振替に関する手続並びに権利を有する者」に、「並びに社債等の振替に関する」を「その他の」に改める。

第二十一条ただし書を削り、同項第一号中「新株予約権付社債」を「第十五号に掲げるもの」に改め、同項第六号中「転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債」を「第二十一号

に改める。

及び第二十二号に掲げるもの」に改め、同項第十一号の次に次の十二号を加える。

十二 株式

十三 新株の引受権

十四 新株予約権

十五 新株予約権付社債

十六 投資信託及び投資法人に関する法律に

規定する投資口

十七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する

優先出資

八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（旧資産流動化法に規定する優先出資を含む。）

に關する法律」に改める。

第四十六条中、「口座管理機關について」を「口座管理機關について、第四十二条の規定は口座管理機關が第四十四条第一項各号に掲げる者でなくなつた場合について、それぞれ」に改める。

第四十八条中「第八條第二項及び第三項」を削り、「第六章」の下に「から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第八條第一項の項中「第八條第一項」を「第八条」に改め、同表第十二條第二項の項中「及び第百二十七条」を「第百二十七条及び第百九十八條第一号」に、「又は第百七条第一項及び第四項」を「第百七条第一項及び第四項、第百五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む）」、第百八十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第二百八条第一項及び第三項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十八條第一項及び第四項（これらの規定を第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。）」に改め、同表第三十三條の項を削り、同表第八十九條第二項の項の次に次のように加える。

申請又は決定

同表第百三十二条第一項第二号の項中「第百三十二条第一項第二号」を「第三百四条第一項第二号」に改め、同表附則第十九条の項を削る。

第五十八条を次のように改める。

（受託者への通知等）

第五十八条 振替機関等が次の各号に掲げる規

条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

五 第七十八條第五項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）

六 第七十九條第五項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）

七 第九十二條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）

八 第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第

九十七條、第二百三十五項、第四百四十五
項、第一百七十六項、第一百八十八條第五
百二十一條の二第四項若しくは第五項、第
百二十三條の二第四項若しくは第五項又は
第二百二十五條の二第四項若しくは第五項
九 第三百三十條第二項(同条第三項(第二百五
十二條第一項、第二百六十一條第一項、第
二百六十八條第一項及び第二百九十八條第
二号において準用する場合を含む。)、第二
百五十二條第一項、第二百六十一條第一
項、第二百六十八條第一項及び第二百九十
八條第二号において準用する場合を含む。)
十 第三百三十一條第五項(同条第六項(第四百
十條第一項、第四百四十六條第四項、第二
百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、
第二百六十八條第一項及び第二百九十八條
第二号において準用する場合を含む。)、第
百四十條第一項(第二百九十八條第二号に
おいて準用する場合を含む。)、第四百四十
六條第四項、第二百五十二條第一項、第二
百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及
び第二百九十八條第二号において準用する
場合を含む。)、第二百五十二條第一項、第

【參議院】

準用する場合を含む。）

三十四 第百九十七条第一項（第二百八十条

第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十五 第二百九十八条第二項(第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十六 第二百九十九条第三項(同条第四項(第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。))及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十七 第二百条(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十八 第二百二条(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十九 第二百八条第五項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

四十 第二百九条第五項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

四十一 第二百二十二条第二項(同条第三項(第二百三十一一条第四項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。))、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十一一条第四項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十一一条第四項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。))、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十二 第二百二十三条第一項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十三 第二百二十四条第一項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十四 第二百二十五条(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十五 第二百二十六条第二項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十六 第二百二十七条第二項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十七 第二百二十八条第三項(同条第四項(同条第五項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。))及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。))及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十八 第二百二十九条第二項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十九 第二百三十条第二項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十 第二百三十二条(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十一 第二百三十八条第六項(第二百八十八条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十二 第二百三十九条第五項(第二百八十八条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十三 第二百四十条(第二百八十八条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十四 第二百四十一条(第二百八十八条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十五 第二百四十二条(第二百八十八条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十六 第二百四十三条(第二百八十八条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

たとき」に改め、同条に次の一項を加える。
3 前項の社債券は、無記名式とする。

第六十九条の見出しを「(振替社債の発行時の新規記載又は記録手続)」に改める。

第七十条第四項第三号中「欄」の下に「機関口座にあっては、第六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。」を加える。

第七十八条の見出しを「(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)」に改める。

第七十九条の見出しを「(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)」に改める。

第八十条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項第一号中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての債権者」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての」に改める。

第八十一条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての債権者」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての」に改める。

第八十二条の見出し中「誤って」の下に「振替社債の」を加える。

第八十四条の見出し中「振替社債」を「社債」に改める。

第八十五条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改める。

第八十六条第三項第三号中「次項及び第二百十九条において」を「以下」に改める。

第八十八条中「指定した国債」の下に「(振替機関が取り扱うもの)」を加え、「次条第二項の場合を除き」を削る。

第八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改める。

に、「当該振替機関」を「当該振替機関」に、「存しない場合」を「存しないとき又は当該振替国債が振替機関によって取り扱われなくなったとき」に改める。

第九十二条の見出しを「(振替国債の発行時の新規記載又は記録手続)」に改める。

第九十三条の見出しを「(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)」に改める。

第九十四条の見出しを「(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)」に改める。

第九十五条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項第一号中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第九十六条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第九十七条の見出しを「(超過記載又は記録がある場合の分離適格振替国債に係る振替機関の義務)」に改める。

第九十八条の見出しを「(超過記載又は記録がある場合の分離適格振替国債に係る振替機関の義務)」に改める。

第九十九条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第一百条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項及び第二項中「の加入者に」を「が開設した口座

に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」、「の加入者である」を「開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第一百一条の見出し中「誤って」の下に「振替国債の」を加える。

「第六章 その他の仕債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に改める。

第一百四十四条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債」を「地方債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第一百五十五条の表第八十五条第一項の項中「第三百三十九条の五第四項」を「第三百三十九条の五第三項」に改める。

第一百六条の見出しを「振替投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる」を削り、「法律に規定する投資法人債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加える。

第一百八条の表第八十五条第一項の項中「第一百一条第四項」を「第一百一条第三項」に改める。

第一百九条の見出しを「振替特定仕債に関する資産の流動化に関する法律等の特例」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる」を削り、「法律に規定する特定仕債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加える。

第二百一条の見出し中「投資信託又は外国投資信託の受益権」を「投資信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「以下同じ」を加え、同条の表第七十八条第一項の項中「口数」の下に「償還済み又は」を加え、同表第八十条第一項、第八十条第二項第一号、第八十一条第一項及び第八十一条第二項第一号の項中「及び収益」を「解約及び収益」に改め、同表第八

十二条の項中「又は収益」を「解約又は収益」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)

第二百一条の二 特定の銘柄の投資信託受益権で振替機関が取り扱うもの(以下「振替投資信託受益権」という。)について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の銘柄
二 併合の場合にあつては、一から次のイの口数の次の口の口数に対する割合を控除した割合(以下この条において「減少比率」という。)
イ 併合後の当該振替投資信託受益権の総発行口数
ロ 併合前の当該振替投資信託受益権の総発行口数
三 分割の場合にあつては、次のイの口数の次の口の口数に対する割合(以下この条において「増加比率」という。)
イ 分割により受益者が受ける当該振替投資信託受益権の総口数
ロ 分割前の当該振替投資信託受益権の総発行口数

四 併合又は分割の日
二 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

三 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項(前項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。
一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置(顧客口座(前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。)を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。)
イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座(顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄(前条において準用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。))又は質権欄(前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。))。以下この条において「対象保有欄等」という。)
この条において「対象保有欄等」という。)
における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数(その口数に二に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)についての減少の記載又は記録
ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした口数の通知
二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置(顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。)
イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に増加比率をそれぞれ乗じた口数(その口数に二に満たない端

数があるときは、これを切り捨てるものとする。)についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした口数の通知

5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置
イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての減少の記載又は記録
ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知
二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置
イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての増加の記載又は記録
ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6 第一項又は第二項第三項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関(振替機関にあつては発行者)に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座(顧客口座を除く。)に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

7 第一項又は第二項第三項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関(振替機関にあつては発行者)に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座(顧客口座を除く。)に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

8 第一項又は第二項第三項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関(振替機関にあつては発行者)に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座(顧客口座を除く。)に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

第二百二十二条の見出しを「振替投資信託受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権」を「振替投資信託受益権」に改める。

第二百二十三条の見出し中「貸付信託の受益権」を「貸付信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「以下同じ」を加える。

第二百二十三条の表第七十一條第七項の項を次のように改める。

第七十一條第七項	
発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二條第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか	発行者は
償還をするのと	元本の償還をするのと

第二百二十三条の表第七十八條第一項の項中「消却済み」を「償還済み又は消却済み」に改め、同表第八十條から第八十二條までの項を次のように改める。

第八十條及び第八十一條	利息の支払をする義務	収益の分配金の支払をする義務並びに買取りをする義務
第八十二條	又は利息の支払	若しくは収益の分配金の支払又は買取り

第二百二十三條の次に次の一條を加える。
(振替貸付信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)

合(以下この条において「減少比率」という。)

第二百二十三條の一 特定の銘柄の貸付信託受益権で振替機関が取り扱うもの(以下「振替貸付信託受益権」という。)について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替貸付信託受益権の発行者は、併合又は分割の日(二週間前までに、当該発行者が第十三條第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。)

一 当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の銘柄

二 併合の場合にあつては、一から次のイの数の次の口の数に対する割合を控除した割合

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を

受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替貸付信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項(前項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置(顧客口座(前条において準用する第六十八條第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。)を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。)

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている口座(顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄(前条において準用する第六十九條第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。))又は質権欄(前条において準用する第七十條第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。))という。以下この条において「対象保有欄等」という。)

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数(増加比率)という。)

イ 分割により受益者が受ける当該振替貸付信託受益権の総額の数

ロ 分割前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

四 併合又は分割の日

前項の通知があつた場合には、当該通知を

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置(顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。)

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数(増加比率をそれぞれ乗じた金額の数(その金額の数に二に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。))についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした金額の数の通知

6 第一項又は第二項(第三項において準用す

る場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関(振替機関にあっては発行者)に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座(顧客口座を除く。)に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の金額の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替貸付信託受益権の金額の数の通知をしなければならない。

第二百二十四条の見出しを「(振替貸付信託受益権に関する貸付信託の特例)」に改め、同条第一項中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「同法」を「貸付信託法」に改め、同条第二項中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「同法」を「貸付信託法」に改める。

第二百二十五条の見出し中「特定目的信託の受益権」を「特定目的信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(振替特定目的信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)

第二百二十五条の二 特定の銘柄の特定目的信託受益権で振替機関が取り扱うもの(以下「振替特定目的信託受益権」という。)について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替特定目的信託受益権の発行者は、併合又は分割の日(二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。)

一 当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の銘柄
二 併合の場合にあっては、一から次のイの

持分の数の次の口の持分の数に対する割合を控除した割合(以下この条において「減少比率」という。)

イ 併合後の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数

ロ 併合前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数

三 分割の場合にあっては、次のイの持分の数の次の口の持分の数に対する割合(以下この条において「増加比率」という。)

イ 分割により権利者が受ける当該振替特定目的信託受益権の持分の総数

ロ 分割前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替特定目的信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項(前項において準用する場合を含む。)の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあっては、次に掲げる措置(顧客口座(前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。))を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。)

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている口座(顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあって

は、当該口座の保有欄(前条において準用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。))又は質権欄(前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。))。以下この条において「対象保有欄等」という。)

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした持分の数の通知

二 分割の場合にあっては、次に掲げる措置

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数(その持分の数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした持分の数の通知

5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあっては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分

の数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

二 分割の場合にあっては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

6 第一項又は第二項第三項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関(振替機関にあっては発行者)に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座(顧客口座を除く。)に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の持分の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替特定目的信託受益権の持分の数の通知をしなければならない。

第二百二十六条の見出しを「(振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例)」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権」を「振替特定目的信託受益権」に改める。

第八章中第四百六十六条を第三百十九条とする。
第四百五十五条中第二号から第五号までを次のように改める。
第二百六十七条第一項(第一百五十五条、第一百

一 正当な理由がないのに第六十七條第二項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む）、第百七十一條第二項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む）、第二百二十條第二項（第二百九十八條第五号において準用する場合を含む）、第二百五十一條第二項、第二百六十條第二項、第二百六十七條第二項、第二百七十九條第二項、第二百八

七条、第百十八条、第百二十二条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十五条、第百二十七条及び第百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十一条の二、第二項、第百二十三条の二、第二項、第百二十五条の二、第二項、第百三十条第一項（第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第百六十八条第一項及び第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十一条第一項、第百四十条第一項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第百六十一条第二項、第百六十一条第三項及び第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十四条第一項（第百四十一条第二項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十一条第一項及び第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十五条第一項（第百四十一条第二項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十一条第一項、第百六十一条第二項、第百六十一条第三項及び第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十六条第一項（第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第百六十一条第二項及び第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十七条第一項（第百五十二条第一項、第百六十一条第一項及び第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項、第百三十九条第一項（第百三十九条第一項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十二条第一項（同条第九項及び第

む。)、第二百二十七条第一項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十八条第一項(同条第五項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。))及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十九条第一項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十条第一項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。))又は第二百三十一條第三項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。))の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七条第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十五條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第百六十九條第一項(第百五十二條第一項、第百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第百九十二條第一項(第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第二百二十八條第一項(第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。))又は第二百四十九條第一項(第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

第六百四十五條に次の一号を加え、同條を第三百十八條とする。

六 この法律に定める公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

第四百四十四條中第十四號を次のように改める。

(同条第六項(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項(これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条、第二百九十三条第二項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第八項(第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第十項(第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。))及び第十三項(第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条、第二百九十三条第二項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第百五十四条第四項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条、第二百九十三条第二項、第二百九十四条、第二百九十六條、第二百九十七條並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第百五十四条第四項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第百七十三条第四項第二号(同条第五項(第二百七十六條第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。)、第百七十四條第一項(第二百七十六條第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。)、第百七十六條第一項(第二百七十六條第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。)、第百八十六條第四項(第二百七十六條第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。)、第百八十六條第四項(第二百七十六條第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。)、第百八十六條第四項(第二百七十六條第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。)、第百八十五條第二項第二号(同条第三項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。

[illegible]

第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

六 第六百九十五条第二項(同条第三項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第二百一条第四項(第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第百九十六条第一項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第百九十七條第一項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第百九十八条第二項(第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第百九十九條第三項(同条第四項(第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第二百条(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第二百二条(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。、第二百二条第四号において準用する場合を含む。、第二百二条第五項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。又は第二百九条第五項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

七 第二百二十二条第二項(同条第三項(第二百八十四条第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。、第二百三十一条第四項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。、第二百八十四条第一項、第

第五部 財政金融委員会会議録第十二号(その二)

平成十六年五月二十五日
【参議院】

条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六

用する場合を含む。)、第二百二十一条第六項

(第二百八十四条第二項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十二条第一項第五号(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十六条第三項第五号(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十八条第一項第四号(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十九条第三項第三号(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十条第三項第四号(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十一条第三項第五号(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、並びに第二百九十九条における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6 第三百条第一項及び第五項における主務省令は、法務省令とする。
 第三百三十四条を第三百六条とし、第三百三十条から第三百三十三条までを百七十二条ずつ繰り下げる。

第二百二十九条の二を次のように改め、同条を第三百一条とする。

(信託財産である振替債等の損失の補てん)
 第二百二十九条の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの(以下この条及び次条において「振替社債等」という。)について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務(第八十条第二項若しくは第八十一条第二項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七條、第百十八條、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。)、第百五条第二項、

第百六条第二項、第百九条第三項若しくは第百十條第三項、第百五十五條第二項若しくは第百五十六條第二項(これらの規定を第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第百八十七條第二項若しくは第百八十八條第二項(これらの規定を第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第二百十條第二項若しくは第二百一十一條第二項(これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。又は第二百四十條第二項若しくは第二百四十一條第二項(これらの規定を第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))の義務をいう。以下この条において同じ。を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

第二百二十九条の見出しを「(振替債の供託)」に改め、同条第一項中「社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの」を「第二条第一項第一号から第十一号までに掲げるもので振替機関が取り扱うもの」に改め、「次条及び第百三十条」を削り、「振替社債等」を「振替債」に改め、同条第二項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条第三項中「振替社債等」を「振替債」に、「第百四十五條第二号」を「第三百十八條第二号」に改め、同条第五項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条を第三百条とする。

項についての請求」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は当該事項に係る情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること」を、「ついても」の下に「正当な理由があるときは」を加え、第七章中同条を第二百九十九条とする。
 第七章を第十四章とする。
 第六章の次に次の七章を加える。
 第七章 株式の振替
 第一節 通則
 (権利の帰属)
 第二百二十八条 株券を発行しない旨の定款の定めがある会社(株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがあるものを除く。)の株式で振替機関が取り扱うもの(以下「振替株式」という。)についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。
 2 発行者が、その株式について第十三条第一項の同意を与えるには、発起人全員の同意又は取締役会の決議によらなければならない。
 第二節 振替口座簿
 (振替口座簿の記載又は記録事項)
 第二百二十九条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。
 2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。
 一 当該口座管理機関が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「自己口座」という。)
 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「顧客口座」という。)
 3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録す

る。
 一 加入者の氏名又は名称及び住所
 二 発行者の商号及び振替株式の種類(以下この章において「銘柄」という。)
 三 銘柄ごとの数(次号に掲げるものを除く。)
 四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主(端株主を含む。以下同じ。)ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所
 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数
 六 第三号又は第四号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日
 七 その他政令で定める事項
 4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 二 銘柄ごとの数
 三 その他政令で定める事項
 5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 一 銘柄
 二 銘柄ごとの数
 三 その他政令で定める事項
 6 振替口座簿は、電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)で作成することができる。(振替株式の発行時の新規記載又は記録手続)
 第二百三十条 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式の発行後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 一 当該発行に係る振替株式の銘柄

ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句

は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第三項	第一項の申請をする加入者 (以下この条において「申請人」という。)	発行者
前条第三項第二号	当該申請人の口座	前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、又は記録された口座
前条第四項第一号	申請人の口座の前項第一号	前項第一号の口座の同号

6 第二項第一号(第三項において準用する場合を含む。)の申出により開設された口座は、特別口座とみなして、前各項の規定を適用する。

(振替株式の消却等に関する記載又は記録手続)

第百三十四条 特定の銘柄の振替株式について、株式の消却をしようとする場合(次条第一項及び第百三十六条第一項に規定する場合を除く。)には、当該振替株式の発行者は、商法第二百二十二条第一項の決議後又は第百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六條第一項及び第二項の終了の時のいずれか遅い時以後、遅滞なく、当該振替株式について抹消の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合に

は、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄か

四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第二号の数のうち当該株主ごとの数

第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の株主ごとの数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場

合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第一号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合に

第三項	発行者は、第一項前段の通知	第百六十四条第一項の規定により申請をする加入者は、同項の申請
第四項	直ちに	遅滞なく
第四項第一号	前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄	前項の加入者の口座の保有欄

(振替株式の全部の消却に関する記載又は記録手続)

第百三十五条 特定の銘柄の振替株式の全部について、商法第二百三十三条第一項の規定による株式の消却をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第二号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の消却に係る振替株式の銘柄

二 商法第二百三十三条第四項の一定の日

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近上位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知

における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第一項後段及び第二項から前項まで(第三項第一号、第三号及び第四号並びに第四項第一号口を除く。)の規定は、転換予約権付株式(商法第二百二十二条ノ三に規定する転換予約権付株式をいう。第百六十四条において同じ。)である特定の銘柄の振替株式について同条第一項の規定による抹消の申請があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

をを受けた振替機関は、第一項第二号の一定の日又は商法第三百七十六條第一項及び第二項の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている口座(機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。)において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(保有株式数に応じた振替株式の消却又は併合に関する記載又は記録手続)

第百三十六条 特定の銘柄の振替株式について

株主の有する当該振替株式の数に応じて商法第二百十三条第一項の規定による株式の消却をしようとする場合又は当該振替株式について株式の併合をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の消却又は併合に係る振替株式の銘柄

二 一から次のイの数の口の数に対する割合を控除した割合(以下この条において「減少比率」という。)

イ 株式の消却又は併合後の当該振替株式の発行総数

ロ 株式の消却又は併合前の当該振替株式の発行総数

三 商法第二百十三条第四項又は同法第二百十五条ノ二の一定の日

四 当該発行者の口座(二以上あるときは、そのうちの二)

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の一定の日(株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第二百七十六条第一項及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時)において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合に

おける当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)

の規定によつて減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に二に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならない。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

6 前項の場合において、第一項第四号の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式は、商法第二百二十条第一項の新たに発行した株式とみなす。

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続) 第三百三十七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号に規定する一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄

二 次のイの数の口の数に対する割合(以下この条において「増加比率」という。)

イ 株式の分割により株主が受ける当該振替株式の総数

ロ 株式の分割前の当該振替株式の発行総数

三 商法第二百十九条第一項の一定の日(同条第二項の別段の定めをしたときは、その

定めにおいて定めた日及び当該一定の日) 四 当該発行者の口座(二以上あるときは、そのうちの二)

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号に規定する一定の日(商法第二百十九条第二項の別段の定めをしたときは、その定めにおいて定めた日)において、その備える振替口座簿中の第一項第三号に規定する一定の日における同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等

に記載又は記録がされている数に増加比率をそれぞれ乗じた数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 前条第五項及び第六項の規定は、振替機関等が第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に二に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

前条第五項		前条第六項	
第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)	第三項に	第一項第四号	次条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)
	次条第三項に		次条第三項に
	次条第一項第四号		次条第一項第四号
次条第一項第四号		次条第一項第四号	

(強制転換条項付株式である振替株式の転換に関する記載又は記録手続) 第三百三十八条 強制転換条項付株式(商法第二百二十二条ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式をいう。以下この章において同じ。)

である特定の銘柄の振替株式の転換により他の銘柄の振替株式が発行される場合(次条第一項に規定する場合を除く。)

には、当該強制転換条項付株式である振替株式の発行者は、第百六十五条第二項の一定の日以後、遅滞なく、当該振替株式について、転換に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該転換によりその口座(顧客

口座を除く。)において減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式(当該転換により発行される振替株式を含む。)

について、その備える振替口座簿における減少及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

1 前項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

第三百三十三条第二項	特定の種類の株式が振替株式となる	第四百四十条第一項の強制転換条項付株式の転換
	当該株式が振替株式となつた後に、当該振替株式について、	当該転換後に転換により発行された振替株式についての
第三百三十三条第三項	特定の種類の株式が振替株式となる前に	

第四百四十一條 強制転換条項付株式である振替株式の転換により振替株式でない株式が発行される場合(次項の場合を除く。)については、第三百三十四条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百二十二条第一項の決議後又は第三百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時」とあるのは、「第六百六

十五條第二項の一定の日」と読み替えるものとする。
2 強制転換条項付株式である振替株式の全部の転換により振替株式でない株式が発行される場合については、第三百三十五條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三百三十五條第一項 第一号	株式の消却に係る	強制転換条項付株式である
第三百三十五條第一項 第二号	商法第二百二十三條第四項の一定の日	商法第二百二十二條ノ九第五項の一定の日
第三百三十五條第三項	第二号の一定の日又は商法第三百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時	第二号の一定の日

(合併等に関する記載又は記録手續)
第四百四十二條 合併により消滅する会社(以下この章において「消滅会社」という。)の株式が振替株式である場合において、合併により設立される会社(以下この章において「新設会社」という。)若しくは合併後存続する会社(以下この章において「存続会社」という。)が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転し

ようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合においては、第三百三十條の規定は、適用しない。
一 当該消滅会社の振替株式の株主に対して当該合併に際して発行し、又は移転する振替株式の銘柄
二 当該消滅会社の振替株式の銘柄

三 次のイの数の口の数に対する割合(以下この条において「割当比率」という。)
イ 第一号の振替株式の総数
ロ 前号の振替株式の発行総数
四 合併をする時期
五 第一号の振替株式の発行者の口座(二以上あるときは、そのうちの二)

六 第二百二十九條第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
七 第一号の振替株式のうち当該発行に係るものの総数その他主務省令で定める事項
2 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第六号までに掲げる事項の通知をしなければならない。
3 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替株式の割当比率をそれぞれ乗じた数の同項第一号の振替株式についての増加及び同項第六号に規定する事項の記載又は記録
二 第一項第二号の振替株式の全部についての記載又は記録の抹消
4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
5 振替機関等が第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることと

なる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならない。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。
6 前項の場合において、第一項第五号の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式は、商法第二百二十條第一項の新たに発行した株式とみなす。
7 第一項前段の存続会社が、合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社は、合併の日において、当該振替株式について抹消の通知をしなければならない。この場合においては、第四百四十八條の規定にかかわらず、当該振替株式は、当該通知により次項において準用する第三百三十四條第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた時において第一項前段の消滅会社の株主に移転したものとみなす。

8 第三百三十四條第一項後段及び第二項から第六項まで(第三項第一号、第三号及び第四号並びに第四項第一号口を除く。)の規定は、前項前段の抹消の通知について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄」とあるのは、「前項の発行者の口座の保有欄」と読み替えるものとする。
9 第一項から第六項までの規定は株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換によ

自己の振替株式を移転しようとするときには、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該	完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期の二週間前までに、当該会社
第一項第一号	消滅会社	完全子会社となる会社
	合併に際して	株式交換又は株式移転に際して
第一項第二号	消滅会社	完全子会社となる会社
第一項第四号	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期
第三項	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日
第七項	存続会社	株式交換により完全親会社となる会社
	合併の日	株式交換の日
	消滅会社	完全子会社となる会社

10 第一項から第六項まで（第三項第二号を除く。）の規定は分割をする会社（以下この章において「分割会社」という。）の株式が振替株式である場合において、新設分割により設立される会社（以下この章において「設立会社」という。）若しくは吸収分割により営業を承継する会社（以下この章において「承継会社」という。）が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその

有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項及び第八項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該分割会社は、分割をする時期の二週間前までに、当該分割会社
第一項第一号	消滅会社 合併に際して 分割会社 新設分割又は吸収分割に際して

第一項第二号	消滅会社	分割会社
第一項第四号	合併をする時期	分割をする時期及び商法第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)の一定の日
第三項	合併の日	分割の日
	振替口座簿中の	振替口座簿中の同項第四号の一定の日における
第七項	存続会社	承継会社
	合併の日	分割の日
	消滅会社	分割会社

第四百三十三条 消滅会社の株式が振替株式でな

い場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときは、消滅会社は、その旨及び次に掲げる事項を、合併をする時期の一月前までに、当該消滅会社の株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者に通知をしなければならない。

一 当該新設会社又は当該存続会社が合併の日における当該消滅会社の株主(株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。)及び当該質権者について第四項の通知をする旨

二 前号の株主又は質権者のために開設された当該発行又は当該移転に係る振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を合併の日までに当該消滅会社に通知すべき旨

三 次項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

でに同項第二号の口座を同項の消滅会社に通
知しなかつた場合には、同項の新設会社又は
存続会社は、同項第三号の振替機関等に対
し、当該株主又は当該質権者のために口座の
開設の申出をしなければならない。ただし
当該存続会社が当該株主又は当該質権者のた
めに開設の申出をした既存特別口座があるこ
ろは、この限りでない。

3 第一項の新設会社又は存続会社は、合併に際して発行する特定の種類の株式について合併の日までに第十三条第一項の同意を与えていない場合には、速やかに、当該同意を与えないなければならない。

4 前項の新設会社又は存続会社は、合併の日以後、遅滞なく、当該新設会社又は存続会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 第一項第一号の株主に対して当該合併に際して発行する振替株式の銘柄
- 二 第一項第一号の株主又は質権者である加入者の氏名又は名称
- 三 第一項の消滅会社が同項第一号の株主又は質権者から通知を受けた同項第二号の口の口

座(当該通知がないときは、当該存続会社
が開設の申出をした既存特別口座)
四 加入者ごとの第一号の振替株式の数(次
号に掲げるものを除く。)
五 加入者が質権者であるときは、その旨、
加入者ごとの質権の目的である第一号の振
替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数
六 前号の株主の氏名又は名称及び住所
七 加入者が信託の受託者であるときは、そ
の旨並びに第四号及び第五号の数のうち信
託財産であるものの数
八 第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項
のうち、発行者が知り得る事項として政令
で定める事項
九 当該合併に際して発行する振替株式の総
数その他主務省令で定める事項
五 前項の通知があつた場合には、当該通知を
受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る
振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を
執らなければならない。
一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設
したものである場合には、次に掲げる記載
又は記録
イ 当該口座の保有欄における前項第二号
の加入者(同号の株主であるものに限
る。)に係る同項第四号の数の増加の記載
又は記録
ロ 当該口座の質権欄における前項第二号
の加入者(同号の質権者であるものに限
る。)に係る同項第五号の振替株式の数及
び当該数のうち株主ごとの数の増加の記
載又は記録
ハ 当該口座の質権欄における前項第六号
に掲げる事項の記載又は記録
ニ 当該口座における前項第七号の信託財
産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる
事項の記載又は記録
二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設
したものでない場合には、その直近下位機関
であつて同項第二号の加入者の上位機関で
あるものの口座の顧客口座における当該加
入者に係る同項第四号の数と同項第五号の
振替株式の数を合計した数の増加の記載又
は記録及び当該直近下位機関に対する同項
第一号から第八号までに掲げる事項の通知
六 前項の規定は、同項第二号(この項におい
て準用する場合を含む。)の通知があつた場合
における当該通知を受けた口座管理機関につ
いて準用する。
七 存続会社が合併に際して発行する振替株式
の発行に代えてその有する自己の振替株式を
移転しようとする場合には、当該存続会社
は、合併の日以後、遅滞なく、当該自己の振
替株式について振替の申請をしなければなら
ない。
八 第一項から第六項までの規定は株式交換又
は株式移転により完全子会社となる会社の株
式が振替株式でない場合において、完全親会
社となる会社が株式交換若しくは株式移転に
際して振替株式を発行し、又は株式交換によ
り完全親会社となる会社が株式交換に際して
発行する振替株式の発行に代えてその有する
自己の振替株式を移転しようとするときにつ
いて、前項の規定は株式交換により完全親会
社となる会社が株式交換に際して発行する振
替株式の発行に代えてその有する自己の振替
株式を移転しようとするときについて、それ
ぞれ準用する。この場合において、次の表の
上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句
は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替
えるものとする。

第一項第一号	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期
当該消滅会社	当該消滅会社	当該会社
当該新設会社又は当該存続 会社が合併の日	当該新設会社又は当該存続 会社が株式交換の 日の前日又は株式移転の日の前日	当該完全親会社となる会社が株式交換の 日の前日又は株式移転の日の前日
消滅会社	完全子会社となる会社	完全子会社となる会社
合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の 前日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の 前日
消滅会社	完全子会社となる会社	完全子会社となる会社
合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の 前日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の 前日
新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社	完全親会社となる会社
存続会社が	株式交換により完全親会社となる会社が	完全親会社となる会社は、株式交換又は 株式移転に際して
新設会社又は存続会社は、 合併に際して	株式交換の日の前日又は株式移転の日の 前日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の 前日
合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の 前日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の 前日
新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社	完全親会社となる会社
合併の日	株式交換の日又は株式移転の日	株式交換の日又は株式移転の日
合併	株式交換又は株式移転	株式交換又は株式移転
消滅会社	完全子会社となる会社	完全子会社となる会社
存続会社	株式交換により完全親会社となる会社	株式交換又は株式移転
合併	株式交換又は株式移転	株式交換により完全親会社となる会社
存続会社	株式交換により完全親会社となる会社	株式交換の日の前日又は株式移転の日の 前日

第一項

消滅会社は

完全子会社となる会社は

九 前項に規定する場合において、完全子会社
となる会社は、株式交換の日又は株式移転の
日において、完全親会社となる会社に対し、
同項において準用する第一項第一号の株主又
は質権者が通知した前項において準用する第
一項第二号の口座を通知しなければならな

い。
十 第一項から第六項までの規定は分割会社の
株式が振替株式でない場合において、設立会
社若しくは承継会社が分割に際して分割会社
の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が
吸収分割に際して発行する振替株式の発行に

する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	分割会社は
第一項第一号	合併をする時期 当該消滅会社	分割をする時期 当該分割会社
	当該新設会社又は当該存続会社が合併の日	当該設立会社又は当該承継会社が商法第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)の一定の日
第一項第二号	合併の日	商法第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)の一定の日
第二項	合併の日	商法第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)の一定の日
	消滅会社	分割会社
	新設会社又は存続会社	設立会社又は承継会社
第三項	存続会社が	承継会社が
	新設会社又は存続会社は、合併に際して	設立会社又は承継会社は、新設分割又は吸収分割に際して
	合併の日	分割の日
第四項	新設会社又は存続会社	設立会社又は承継会社
	合併の日	分割の日
第四項第一号	合併	新設分割又は吸収分割
第四項第二号	消滅会社	分割会社
	存続会社	承継会社
第四項第九号	合併	新設分割又は吸収分割
第七項	存続会社	承継会社
	合併の日	分割の日

替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	株主及び株主名簿	社員及び社員名簿
第一項第一号	株主(株主名簿)	社員(社員名簿)
	株式の株主	持分を有する社員
第一項第二号、第二項、第四項第一号から第三号まで及び第五項第一号イ	株主	社員

して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	合併をする時期	当該消滅会社の株主及び株主名簿
	分割会社は	分割をする時期	当該分割会社の社員及び社員名簿
第一項 第一号	消滅会社は	合併をする時期	当該消滅会社の株主及び株主名簿
	分割会社は	分割をする時期	当該分割会社の社員及び社員名簿

第一項第二号	株主	社員
	消滅会社	分割会社
第二項	株主	社員
	合併の日	分割の日
第三項	消滅会社	分割会社
	新設会社又は存続会社	承継会社
第四項	合併の日	分割の日
	新設会社又は存続会社	承継会社
第四項第一号	合併	吸収分割
	株主	社員
第四項第二号	株主	社員
	消滅会社	分割会社
第四項第九号	合併	吸収分割
	株主	社員
第七項	合併の日	分割の日
	存続会社	承継会社

14 前項に規定する場合において、分割会社は、分割の日において、承継会社に対し、同項において準用する第一項第一号の社員又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。第百四十四条 加入者は、前条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座(以下この条において「特別口座」という。)に記載さ

2 消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式を取得した者(以下この条において「取得者」という。)であつて株主名簿に記載又は記録が

されていないものが、合併に際して発行し、又は移転した振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をしたときは、当該振替株式の発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者が添付して請求をした場合又は当該取得者の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該特別口座を開設した振替機関等に対する当該取得者のための口座の開設の申出

二 前号の振替機関等に対する同号の申出により開設された口座を振替先口座とする当

3 該振替株式についての振替の申請 前項の規定は、前条第一項に規定する場合において、合併の日の前に消滅会社の株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものについて準用する。

4 第一項の振替株式に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5 第百三十二条第三項及び第四項(第二号及び第五号を除く。)の規定は、第二項第二号(第三項において準用する場合を含む。)の振替の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第百三十二条第三項	第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)	発行者
第百三十二条第三項	当該申請人の口座	前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、又は記録された口座
第百三十二条第四項	申請人の口座の前項第二号	前項第二号の口座の同号

6 第二項第一号(第三項において準用する場合を含む。)の申出により開設された口座は、特別口座とみなして、前各項の規定を適用する。

7 前各項の規定は、前条第八項において準用

する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社	株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合において、株式交換の日又は株式移転の日の前に当該完全子会社となる会社
合併に際して		株式交換又は株式移転に際して

第三項	前条第一項に規定する場合 合併の日の前に消滅会社	株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合 株式交換の日又は株式移転の日の前に完全子会社となる会社
-----	-----------------------------	---

8 第一項から第六項までの規定は、前条第十項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社	分割会社の株式が振替株式でない場合において、商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日の前に分割会社
第三項	合併に際して 前条第一項に規定する場合 合併の日の前に消滅会社	新設分割又は吸収分割に際して 分割会社の株式が振替株式でない場合 商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日の前に分割会社

9 第一項から第六項までの規定は、前条第十二項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式	合併の日の前に消滅会社の持分
第三項	株主名簿 前条第一項に規定する場合において	社員名簿 消滅会社が有限会社であつて、新設会社又は存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式に代えてその有する自己

株式	の振替株式を移転しようとする場合において
株主名簿	持分 社員名簿

10 第一項から第六項までの規定は、前条第十三項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式	分割の日の前に分割会社の持分
第三項	合併に際して 前条第一項に規定する場合において、合併の日	吸収分割に際して 分割会社が有限会社であつて、承継会社が吸収分割に際して分割会社の社員に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合において、分割の日
株主名簿	株主名簿	社員名簿
株式	持分	社員名簿

第百四十五条 消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式でない株式の発行に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該消滅会社の振替株式の銘柄

二 合併をする時期

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替株式の全部について

の記載又は記録の抹消をしなければならぬ。

4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 前各項の規定は、株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社

が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式でない株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式でない株式に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は、合併をする時期	完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期
	消滅会社が	完全子会社である会社が
第一項第一号	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期
第一項第二号	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日
第三項		

6 第一項から第四項までの規定は、消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設会社又は存続会社が有限会社であるときについて準用する。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式に関する特例)

第百四十六条 株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式が振替株式である場合には、これらの株式又は新株については、第百三十条第一項、第百三十一条第四項(第百四十条第一項において準用する場合を含む。)及び第百四十三条第四項(同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。)の通知をすることができない。

2 前項に規定する場合には、同項の振替株式の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日(同法第二百三十条ノ七第二項同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、

同法第二百二十六条第一項又は第二百二十条第四項(同法第二百二十三条第二項において準用する場合を含む。)の期間内に利害関係人が異議を述べなかった場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。)において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人(同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者(同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。)を含む。以下この条において同じ。)のために当該振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を通知したとき又は当該発行者が当該

名義人のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第一項の振替株式の銘柄
二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称
三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座(当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座)
四 加入者が有する第一号の振替株式の数(次号に掲げるものを除く。)
五 加入者が質権者であるときは、その旨、

その質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数
六 前号の株主の氏名又は名称及び住所
七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数
八 第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
九 当該振替株式の総数その他主務省令で定める事項

4 第百三十一条第五項及び第六項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十一条第五項	前項第三号	第百四十六条第三項第三号
	前項第二号	第百四十六条第三項第二号
第百三十一条第五項	前項第六号	第百四十六条第三項第六号
	前項第七号	第百四十六条第三項第七号
第百三十一条第五項	前項第三号	第百四十六条第三項第三号

5 第百三十三条の規定は、第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十三条第二項	特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式
第百三十三条第三項	当該株式が振替株式となつた後に、当該振替株式	同項に規定する日後に、第百四十六条第一項の振替株式
	特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式

(記載又は記録の変更手続)

第百四十七条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第百二十九条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならぬ。

第三節 振替の効果等

(振替株式の譲渡)

第百四十八条 振替株式の譲渡は、第百三十二条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあっては、第百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替株式の質入れ)

第百四十九条 振替株式の質入れは、第百三十二条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替株式の信託の對抗要件)

第百五十条 振替株式については、信託は、信託法第三条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第百二十九条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に對抗することができない。

(加入者の権利推定)

第百五十一条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定する。(善意取得)

第百五十二条 第百三十二条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記

録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第百五十三条 前条の規定による振替株式の取得によりすべての株主の有する同条に規定する銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数(消却され、又は転換された振替株式の数を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならぬ。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数
二 当該銘柄の振替株式の発行総数(消却され、又は転換された振替株式の数及び発行者が第百四十六条第一項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。)

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならぬ。
4 前項に規定する振替株式についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替株式について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替株式について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合においては、商法第二百一十一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第百五十四条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならぬ。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数
二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
一 前項第一号に掲げる数
二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一 当該放棄の意思表示をした旨
二 当該放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替株式について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録
二 前項の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、第三項の口座管理機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、商法第二百一十一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)
第百五十五条 第百五十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乘じた数に関する部分について、発行者に對抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の

数(当該振替機関の下位機関であつて前条

第一項の規定により当該銘柄の振替株式に
ついての権利の放棄の意思表示をすべきも
のがあるときは、当該下位機関についての
同項に規定する超過数に關して、当該株主

(当該下位機関又はその下位機関が開設し
た口座に記載又は記録がされた振替株式に
ついての株主に限る。)について次条第一項
の規定により算出された数を控除した数)

二 すべての株主の有する当該銘柄の振替株
式の総数(当該振替機関の下位機関であつ

て前条第一項の規定により当該銘柄の振替
株式についての権利の放棄の意思表示をす
べきものがあるときは、当該下位機関につ

いての同項に規定する超過数に關して、当
該下位機関又はその下位機関が開設した口
座に記載又は記録がされた振替株式につい

てのすべての株主について次条第一項の規
定により算出された数の合計数を控除した
数)

2 第五百五十三条第一項に規定する場合におい

て、同項に規定する振替機関は、各株主に対

して同項又は同条第三項の義務の不履行に

よつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

3 第五百五十三条第一項に規定する場合におい

て、同項に規定する振替機関が第五百五十九

条第一項第一号又は第三号の通知の後二週間以

内に、第五百五十三条第三項の規定により同項

の振替株式についての権利の全部を放棄する

旨の意思表示をしたときは、当該振替機関が

当該通知において当該振替株式の株主として

通知をした者(以下この項において「特定被
通知株主」という。)以外の株主に係る商法第

二百二十四条ノ三第一項に規定する権利及び

同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配

を受ける権利(以下この条において「議決権
等」という。)の行使については、第一項の規

定は、適用しない。ただし、当該振替株式が

次の各号のいずれかに該当するものである場

合に限る。

一 特定被通知株主が当該通知の後二週間以
内に、発行者に対し、その議決権等の全部
を放棄する旨の意思表示をした振替株式

二 商法第二百四十一条第二項の株式

三 発行者が議決権を行使する者のみを定め

るために商法第二百二十四条ノ三第一項の

規定により一定の日を定めた場合における

単元未満株式(同法第二百二十一条第五項

に規定する単元未満株式をいう。第六十六

一条において同じ)。

四 前号に規定する場合における商法第二百

四十一条第三項の株式

振替機関が第五百五十三条第三項の義務の全

部を履行したときは、株主の権利(議決権等

を除く。次条第四項及び第六十二条におい

て「少数株主権等」という。)の行使について

は、第一項の規定は、適用しない。

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義

務の不履行の場合における取扱い)

第五百五十六條 第五百五十四条第一項に規定する

場合において、同項に規定する口座管理機関

が同項及び同条第三項の義務の全部を履行す

るまでの間は、株主(当該口座管理機関又は

その下位機関が開設した口座に記載又は記録

がされた振替株式についての株主に限る。)

は、その有する当該銘柄の振替株式のうち第

一号の数が第二号の数の占める割合を同条第

一項に規定する超過数(同項の義務の一部が

履行されたときは、当該履行に係る数を控除

した数)に乗じた数に關する部分について、

発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の

数(当該口座管理機関の下位機関であつて

第五百五十四条第一項の規定により当該銘柄

の振替株式についての権利の放棄の意思表

示をすべきものがあるときは、当該下位機

関についての同項に規定する超過数に關し

て、当該株主(当該下位機関又はその下位

機関が開設した口座に記載又は記録がされ

た振替株式についての株主に限る。)につい
てこの項の規定により算出された数を控除
した数)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開

設した口座に記載又は記録がされた振替株

式についてのすべての株主の有する当該銘

柄の振替株式の総数(当該口座管理機関の

下位機関であつて第五百五十四条第一項の規

定により当該銘柄の振替株式についての権

利の放棄の意思表示をすべきものがある

ときは、当該下位機関についての同項に規

定する超過数に關して、当該下位機関又はそ

の下位機関が開設した口座に記載又は記録

がされた振替株式についてのすべての株主

についてこの項の規定により算出された数

の合計数を控除した数)

2 第五百五十四条第一項に規定する場合におい

て、同項に規定する口座管理機関は、前項に

規定する株主に対して同条第一項又は第三項

の義務の不履行によつて生じた損害の賠償を

する義務を負う。

3 前条第三項の規定は、第五百五十四条第一

項に規定する場合において、同項に規定する口

座管理機関が、第五百五十九条第一項第一号又

は第三号の通知の後二週間以内に、第五百五

十四条第一項の規定により同項の振替株式につ

いての権利の全部を放棄する旨の意思表示を

したときについて準用する。この場合におい

て、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ

同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとす

る。

振替機関

「議決権等」という。(当該口座管理機関又は
その下位機関が開設した口座に記載又は記録
がされた振替株式に係るものに限る。)

次条第一項の規定は

第一項の規定は

4 口座管理機関が第五百五十四条第一項の義務
の全部を履行したときは、当該口座管理機関
又はその下位機関が開設した口座に記載又は

記録がされた振替株式についての少数株主権
等の行使については、第一項の規定は、適用
しない。

(発行者が誤つて振替株式の消却等をした場
合における取扱い)

第五百五十七條 発行者が第五百五十五条第一項又

は前条第一項の規定により当該発行者に対抗

することができないものとされた振替株式に

ついてした株式の消却又は転換は、当該発行

者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の

振替株式についての当該発行者に対抗するこ

とができる数を減少させる効力を有しない。

2 前項に規定する株式の消却に際して株主に

金銭が支払われたときは、当該株主は、発行

者に対し、その金額の返還をする義務を負わ

ない。

3 発行者が第五百五十五条第一項又は前条第一

項の規定により当該発行者に対抗することが

できないものとされた振替株式についてした

商法第二百二十条第一項本文の規定による金

銭の交付、利益若しくは利息の配当、同法第

二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資

本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の

減少に伴う払戻し(以下この条において「金

銭交付等」という。)は、当該発行者が善意の

場合であっても、当該銘柄の他の振替株式に

係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有

しない。

4 株主は、発行者に対し、前項の金銭交付等に係る金額の返還をする義務を負わない。

5 発行者は、第一項に規定する株式の消却又は第三項の金銭交付等をしたときは、第二項又は前項に規定する金額の限度において、第百五十五条第二項又は前条第二項の規定による株主の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(株式の発行に関する商法の特例)

第百五十八条 会社が設立に際して発行する株式については第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を商法第百六十九条の書面又は電磁的方法により示さなければならぬ。

2 次に掲げる書面には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

一 振替株式についての株式申込証の用紙

二 新株の引受権の目的である株式が振替株式である場合における新株引受権証書

三 新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約権申込証の用紙

四 新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約権付社債申込証の用紙

3 振替株式を発行する会社の株主名簿には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

4 振替株式の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を株式申込証の用紙若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第百八十条ノ六第二項に規

定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

5 新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるときは、商法第百八十条ノ三十七第一項の請求書(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、同法第百四十一条ノ十三第一項の請求書)に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を記載しなければならない。

(総株主通知)

第百五十九条 振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項(以下この条及び次条において「通知事項」という。)を速やかに通知しなければならない。

一 発行者が商法第百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めたとき。その日の株主

二 発行者が商法第百二十五条ノ二、第百九十九条第一項、第百八十条ノ四第三項(同法第百八十条ノ二十五第三項及び第百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。)(又は第百七十四条ノ七第一項(同法第百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。))の規定により一定の日を定めたとき。その日の株主

三 営業年度を一年とする発行者について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき(当該発行者が商法第百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとに、その日が到来したとき(第一号に該当するものを除く。))。当該営業年度

の開始の日から起算して六月を経過した日の株主(当該発行者が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日の株主)

四 特定の銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合又は第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業務を承継する者が存しないとき。当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の株主

五 特定の銘柄の振替株式が振替機関によって取り扱われなくなったとき。当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株主

六 その他政令で定めるとき。政令で定める日における株主

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座(顧客口座を除く。)(の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合。当該口座の加入者(主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として同項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者(第百六十二条において「特別株主」という。))

3 二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合。当該質権欄に株主としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者振替機関は、第一項の場合において、振替

株式が質権欄に記載され、又は記録されている口座の加入者からの申出があつたときは、同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第百二十九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を示さなければならない。

4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

5 第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び第三項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式のうち第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数をも示さなければならない。

6 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式につき、第一項の通知のために必要な事項(第三項及び前項に規定する事項を含む。)(の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

7 第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる場合(政令で定める場合を除く。)(には、発行者は、主務省令で定めるところにより、当該各号に掲げる日その他主務省令で定める事項を当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に通知しなければならない。

8 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払つて、当該発行者が定める一定の日の株主についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、第一項から第六項までの規定を準用する。

(株主名簿等の名義書換に関する商法の特例)第百六十条 発行者は、前条第一項(同条第八

項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の通知を受けた場合には、商法第二百二十三条第一項の規定にかかわらず、株主名簿に通知事項及び前条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により示された事項(同条第一項の通知に係る振替株式の数が一株に満たない端数のみである株主及び質権者に係る事項を除き、振替株式の数については整数の部分に限る。)並びに同条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により示された事項(同条第一項の通知に係る振替株式の数の整数の部分に対応する部分に限る。)を記載し、又は記録しなければならぬ。この場合においては、同条第一項各号に定める日に同法第二百六条第一項の名義書換がされたものとみなす。

2 前項に規定する場合には、商法第二百二十条ノ二第一項の規定にかかわらず、発行者(一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。)は、端株原簿に通知事項(前条第一項の通知に係る振替株式の数が整数のみである株主に係る事項を除き、振替株式の数については端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に限る。)及び同条第五項の規定により示された事項(同条第一項の通知に係る振替株式の数の端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に対応する部分に限る。)を記載し、又は記録しなければならぬ。

3 第百五十五条第三項又は第百五十六条第三項に規定する場合には、発行者は、第百五十三条第三項又は第百五十四条第一項の義務の全部を履行した振替機関等又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式については、前二項の規定にかかわらず、前条第五項の規定により示された事項を株主名簿又は端株原簿に記載し、又は記録し

てはならない。

4 前項の場合には、発行者は、特定被通知株主(第百五十五条第三項(第百五十六条第三項において準用する場合を含む。))に規定する特定被通知株主をいう。以下この項において同じ。については、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数を特定被通知株主の有する振替株式の数として株主名簿に記載し、又は記録しなければならぬ。

一 前条第一項の規定により通知された特定被通知株主の有する振替株式の数
二 第百五十三条第三項又は第百五十四条第一項の義務の全部の履行に係る振替株式のうち特定被通知株主に係るものの数
5 第一項の規定によりその氏名又は名称及び住所が株主名簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百九条第一項前段の質権者とみなす。

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における株主の議決権)
第百六十一条 第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式について一株に満たない端数が生じたとき又は単元未満株式が生じたときは、各株主は、商法第二百四十一条第一項の規定にかかわらず、当該端数又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数(これらの数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数)の議決権を有する。

(少数株主権等の行使に関する商法の特例)
第百六十二条 振替株式についての少数株主権等の行使については、商法第二百六条第一項の規定は、適用しない。
2 前項の振替株式についての少数株主権等は、次項の通知がされた後政令で定める期間が経過する日までの間でなければ、行使することができない。

3 振替機関は、特定の銘柄の振替株式について自己又は下位機関の加入者からの申出があった場合には、遅滞なく、当該振替株式の発行者に対し、当該加入者の氏名又は名称及び住所並びに次に掲げる事項その他主務省令で定める事項の通知をしなければならない。
一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式(当該加入者が第百五十九条第二項第一号の申出をしたものを除く。)の数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項
二 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのものの数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項
三 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのものの数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項

4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。
5 第百五十九条第五項及び第六項の規定は、第三項の通知について準用する。この場合において、同条第五項中「同項及び第三項」とあるのは「第百六十二条第三項」と、同条第六項中「第三項及び前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
(株式の消却に関する商法の特例)
第百六十三条 発行者は、振替株式について商法第二百三十三条第一項の規定により株式の消却をしようとする場合(第百三十五条第一項及び第百三十六条第一項に規定する場合を除く。)には、同法第二百三十三条第四項の規定にかかわらず、その旨及び当該発行者の定める一定の日又は同法第三百七十六条第一項及び

第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時以後に当該振替株式について第百三十四条第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。
2 第百三十四条第一項に規定する場合には、株式の消却は、同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。
(転換予約権付株式に関する商法の特例)
第百六十四条 転換予約権付株式である特定の銘柄の振替株式について転換の請求をする加入者は、商法第二百二十二条ノ五第一項の請求書を発行者に提出するほか、当該振替株式について抹消の申請をしなければならない。
2 転換予約権付株式が振替株式でない場合において、当該転換予約権付株式の転換の請求により振替株式を発行しようとするときは、当該転換予約権付株式について転換の請求により振替株式の発行を受けようとする者は、商法第二百二十二条ノ五第一項の請求書に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を記載しなければならない。

3 転換予約権付株式である振替株式の転換は、商法第二百二十二条ノ六第一項の規定にかかわらず、第百三十四条第七項において準用する同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。
(強制転換条項付株式に関する商法の特例)
第百六十五条 強制転換条項付株式が振替株式でない場合において、当該強制転換条項付株式の転換により振替株式を発行しようとするときにおける商法第二百二十二条ノ九第五項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。
2 強制転換条項付株式が振替株式である場合において、当該振替株式の転換により株式を発行しようとするとき(第百三十九条第一項及び第百四十一条第二項に規定する場合を除

く。は、発行者は、商法第二百二十二条ノ九第五項の規定にかかわらず、その旨、転換されるべき当該強制転換条項付株式及び当該発行者の定める一定の日以後に第三百三十八条第一項前段の通知(当該転換により発行される株式が振替株式でない場合にあつては、抹消の通知)をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

3 前項に規定する場合には、強制転換条項付株式の転換は、当該転換により発行される株式が振替株式であるときは第三百三十八条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日に、当該転換により発行される株式が振替株式でないときは第四百四十一条第一項において準用する第三百三十四条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(株式買取請求に関する商法の特例)

第百六十六条 発行者は、振替株式の株主に対し、商法第二百四十五条ノ三第六項 同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百五十八條第七項、第三百七十四條ノ三第三項において準用する場合を含む。)、第三百七十四條ノ三第三項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三條ノ三第七項において準用する場合を含む。の株式の代金の支払をするのと引換えに当該代金の支払に係る特定の銘柄の振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(会社の分割及び合併に関する商法の特例)

第百六十七条 設立会社若しくは承継会社が分割会社に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する株式に代えてその有する振替株式を移転しようとする場合に

は、分割計画書又は分割契約書に分割会社のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を記載しなければならない。

2 分割会社の株式が振替株式でない場合において、設立会社又は承継会社が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行しようとするときにおける商法第三百七十四條ノ七第一項 同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。の規定の適用については、同法第三百七十四條ノ七第一項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。

3 合名会社又は合資会社が合併する場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、合併契約書に合名会社又は合資会社の社員のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を記載しなければならない。

(適用除外)

第百六十八条 振替株式については、商法第二百六条ノ二、第二百七条ノ二及び第二百九条第四項の規定は、適用しない。

2 振替株式を発行している会社については、商法第二百二十八条ノ二の規定は、適用しない。

第五節 雑則

(振替株式の内容の公示)

第百六十九条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

- 一 第三百三十条第一項の通知 同項第六号に掲げる事項
- 二 第三百三十一条第四項(第四百十条第一項

において準用する場合を含む。)の通知 第百三十一条第四項第九号(第四百十条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項

三 第三百三十八条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号(同条第六項において準用する場合を含む。)の通知 同条第三項第八号に掲げる事項

四 第三百三十九条第一項の通知 同項第六号に掲げる事項

五 第四百四十二条第一項前段(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)の通知 同条第一項第七号(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)に掲げる事項

六 第四百四十三条第四項(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)の通知 同条第四項第九号(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項

七 第四百四十六条第三項の通知 同項第九号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の発行者の負担とする。

第八章 新株の引受権の振替

第一節 通則

(権利の帰属等)

第百七十条 振替株式についての新株の発行の決議において、株主に新株の引受権を与える旨及び当該引受権の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた場合には、当該引受権で振替機関が取り扱うもの(以下「振替新株引受権」という。)についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この章において、振替新株引受権の数は、当該振替新株引受権の目的である株式の数に

よるものとする。

(新株引受権証書の不発行)

第百七十一条 振替新株引受権については、新株引受権証書を発行することができない。

2 振替新株引受権を有する者(以下この章において「振替新株引受権者」という。)は、当該振替新株引受権を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新株引受権であつた新株の引受権が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株引受権証書の発行を請求することができる。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第百七十二條 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替新株引受権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「自己口座」という。)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株引受権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「顧客口座」という。)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 加入者の氏名又は名称及び住所
- 二 発行者の商号及び振替新株引受権の種類(以下この章において「銘柄」という。)
- 三 銘柄ごとの数(次号に掲げるものを除く。)
- 四 加入者が質権者であるときは、その旨及

び質権の目的である振替新株引受権の銘柄ごとの数

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録(主務省令で定めるものに限り)で作成することができる。(振替新株引受権の付与時の新規記載又は記録(手続))

第七十三条 第七十条第一項に規定する場合において、商法第二百八十条ノ四第三項の一定の日の株主が振替機関又はその下位機関から振替新株引受権の振替を行うための口座(第七十五条第一項に規定する特別口座を除く)の開設を受けているときは、当該振替機関は、第七十九條第一項の通知において、当該口座をも示さなければならない。

2 前項の株主であつて同項の規定により口座が示されなかったものがある場合には、発行者は、第八十九條の振替機関等に対して当該株主のために当該口座の開設の申出をしなければならない。

3 発行者は、第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第七十条第一項の決議により付与する

振替新株引受権の銘柄

二 第一項の株主である加入者の氏名又は名称

三 第一項の規定により示された同項の口座(同項に規定する特別口座にあつては、当該特別口座以外の口座がない場合に限る。)又は前項の申出により第八十九條の振替機関等が開設した口座

四 加入者ごとの第一号の振替新株引受権の数

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前号の数のうち信託財産であるものの数

六 当該振替新株引受権の総数、当該振替新株引受権についての商法第二百八十条ノ五第一項の一定の期日その他主務省令で定める事項

4 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株引受権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座における前項第五号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第五号までに掲げる事項の通知

5 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替手続)

第七十四條 特定の銘柄の振替新株引受権について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口座を除く)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株引受権の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第七十二條第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)かの別

三 増加の記載又は記録がされるべき口座(顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。)

四 振替先口座 機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数(以下

この条において「振替数」という。)についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄(機関口座にあつては、第七十二條第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替手続に関する特別）

第百七十五條 加入者は、第百七十三條第二項の申出により振替機関等が開設した口座（次項において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替新株引受権について

は、当該加入者又は当該振替新株引受権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 前項の振替新株引受権に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（抹消手続）

第百七十六條 特定の銘柄の振替新株引受権について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株引受権の銘柄及び数を示さなければならない。

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合は、当該加入者又は当該振替新株引受権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（新株の引受権の失権期日後における振替新株引受権に関する記載又は記録手続）

第百七十七條 振替機関等は、第百七十三條第三項第六号の一定の期日後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株引受権についての記載又は記録がされた口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替新株引受権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株引受権に関する特別）

第百七十八條 商法第二百三十條ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第百四十六條第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に新株の引受権が付与された場合において、当該引受権が振替新株引受権であるときは、発行者は、当該引受権について、第百七十三條第三項の通知をすることができない。

（記載又は記録の変更手続）

第百七十九條 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第百七十二條第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替新株引受権の譲渡）

第百八十條 振替新株引受権の譲渡は、第百七十四條第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第百七十二條第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければならない。

（振替新株引受権の買入れ）

第百八十一條 振替新株引受権の買入れは、第百七十四條第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該買入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければならない。

（振替新株引受権の信託の対抗要件）

第百八十二條 振替新株引受権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第百七十二條第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければならない。第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第百八十三條 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替新株引受権についての権利を適法に有するものと推定する。

（善意取得）

第百八十四條 第百七十四條第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株引受権についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株引受権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に善意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第百八十五條 前条の規定による振替新株引受権の取得によりすべての振替新株引受権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株引受権の総数が発行者が付与した当該銘柄の振替新株引受権の総数（株式の申込みがされた振替

新株引受権の数を除く。以下この項において「振替新株引受権の付与総数」という。)を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株引受権を取得しなければならぬ。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数の合計数

二 当該銘柄の振替新株引受権の付与総数(発行者が第百七十八条の規定により第百七十三条第三項の通知をすることができない振替新株引受権の数を除く。)

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株引受権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替新株引受権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株引受権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4 前項に規定する振替新株引受権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替新株引受権について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株引受権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第百八十六条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相

当する数の当該銘柄の振替新株引受権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数の合計数

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる数

二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株引受権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株引受権を取得しなければならぬ。

4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該放棄の意思表示をした旨

二 当該放棄の意思表示に係る振替新株引受権の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株引受権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座に

おける同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第百八十七条 第百八十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株引受権者は、当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に關する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該振替新株引受権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。)について次条第一項の規定により算出された数を控除した数)

二 すべての振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の総数(当該口座管理機関の下位機関であつて第百八十六条第一項の規定により算

出された数の合計数を控除した数)

2 第百八十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株引受権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第百八十八条 第百八十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株引受権者(当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。)は、その有する当該銘柄の振替新株引受権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に關する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の数(当該口座管理機関の下位機関であつて第百八十六条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該振替新株引受権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。)についてこの項の規定により算出された数を控除した数)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の総数(当該口座管理機関の下位機関であつて第百八十六条第一項の規定により当該銘

柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数

2 第百八十六條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株引受権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

第四節 商法の特例

(新株の引受権の割当日等の公告に關する商法の特例)

第百八十九條 第百七十條第一項に規定する場合において、商法第二百八十九條ノ四第三項の公告をするときは、発行者は、同項の一定の日の株主に付与される新株の引受権についてこの法律の適用がある旨並びに第百七十三條第二項の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所をも公告しなければならない。

(新株の引受権の行使に關する商法の特例)

第百九十條 振替新株引受権を有する加入者は、当該振替新株引受権の行使をするには、株式申込証により株式の申込みをするほか、当該振替新株引受権について第百七十六條第一項の抹消の申請をしなければならない。ただし、第百七十八條に規定する場合は、この限りでない。

(適用除外)

第百九十一條 振替新株引受権については、商法第二百八十九條ノ六ノ三の規定は、適用しない。

第五節 雜則

(振替新株引受権の内容の公示)

第百九十二條 第百七十三條第三項の通知が

あつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株引受権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第六号に定める事項を知ることができるようになければならない。

2 前項の措置に關する費用は、同項の振替新株引受権の発行者の負担とする。

第九章 新株予約権の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第百九十三條 新株予約権の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権(その目的である株式が振替株式であるもの)に限り、商法第二百八十九條ノ二十第二項第八号に掲げる事項の定めがあるものを除く。の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であつて、振替機関が取り扱うもの(以下「振替新株予約権」という。)についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第百九十四條 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「自己口座」という。)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「顧客口座」という。)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

二 発行者の商号及び振替新株予約権の種類(以下この章において「銘柄」という。)

三 銘柄ごとの数(次号に掲げるものを除く。)

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権者(商法第二百八十九條ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この章において同じ。)ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録(主務省令で定めるものに限り)で作成することができる。(振替新株予約権の発行時の新規記載又は記録手続)

第百九十五條 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権の発行後、遅滞なく、当該発行者が第十三條第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該発行に係る振替新株予約権の銘柄

二 前号の振替新株予約権の新株予約権者である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者についての第二百十三條第

三項に規定する口座

四 加入者ごとの第一号の振替新株予約権の数

五 当該振替新株予約権の総数、当該振替新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替手続)

第百九十六條 特定の銘柄の振替新株予約権について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により示されたところに従ひ、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して

行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第百九十四条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)かの別

三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数(以下この条において「振替数」という。)のうち当該新株予約権者ごとの数

四 増加の記載又は記録がされるべき口座(顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。)

五 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

六 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 振替数についての減少の記載又は記録
ロ イの減少の記載又は記録がされるのが

質権欄である場合には、前項第三号の新株予約権者ごとの数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された欄(機関口座にあつては、第百九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第六号の新株予約権者ごとの数についての増加の記載又は記録
ロ 当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直

近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号に掲げる記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第五号又は第五項第五号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号に掲げる記載又は記録

三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振

替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第三号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(抹消手続)
第百九十七条 特定の銘柄の振替新株予約権について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数を示さなければならない。

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権の消却に関する記載又は記録手続）

第百九十八条 特定の銘柄の振替新株予約権を消却しようとする場合（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権の発行者は、第二百五十五条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該振替新株予約権について抹消の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約

権についての振替新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第二号の数のうち当該新株予約権者ごとの数

4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第二号の数の減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の新株予約権者ごとの数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第百九十九条 特定の銘柄の振替新株予約権の全部を消却しようとする場合には、当該振替新株予約権の発行者は、第一号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 消却されるべき振替新株予約権の銘柄

二 商法第二百八十条ノ三十六第四項の一定の日

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、その直近上位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の一定の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている口座、機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。次条において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百条 振替機関等は、第百九十五条第一項第五号に規定する期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株予約権の引受権に関する特例）

第二百一条 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に付与された新株予約権の引受権（同法第二百八十条ノ二十二第二項第十二号に規定する新株予約権の引受権をいう。第二百三十三条第三項

において同じ。）の行使によつて発行された振替新株予約権については、第百九十五条第一項の通知をすることができない。

2 前項の振替新株予約権の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（第百四十六条第二項本文に規定する同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日をいう。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式について、その日における名義人（第百四十六条第二項本文に規定する名義人をいう。以下この条において同じ。）のために当該振替新株予約権の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（当該名義人のために振替新株予約権の発行者の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第一項の振替新株予約権の銘柄

二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四 第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権の数

五 第一号の振替新株予約権の総数その他主務省令で定める事項

4 第九百九十五条第二項及び第三項の規定は、

前項の通知があつた場合について準用する。
この場合において、同条第二項中「前項第三号」とあるのは「第二百一条第三項第三号」と、「前項第一号」とあるのは「第二百一条第三項第二号」と読み替えるものとする。

5 加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、当該加入者又は当該振替新株予約権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6 第一項の振替新株予約権に係る既存特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。
(記載又は記録の変更手続)

第二百二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第九百九十四条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならぬ。

第三節 振替の効果等

(振替新株予約権の譲渡)

第二百三条 振替新株予約権の譲渡は、第九百九十六条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあつては、第九百九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権の買入れ)

第二百四条 振替新株予約権の買入れは、第九百九十六条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該買入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権の信託の對抗要件)

第二百五条 振替新株予約権については、信託

は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第九百九十四条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。
(加入者の権利推定)

第二百六条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。
(善意取得)

第二百七条 第九百九十六条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替新株予約権についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替新株予約権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。
(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第二百八条 前条の規定による振替新株予約権の取得によりすべての新株予約権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権の総数が当該銘柄の振替新株予約権の発行総数消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く)を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならぬ。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数
二 当該銘柄の振替新株予約権の発行総数(消却され、又は行使された振替新株予約

権の数及び発行者が第二百一条第一項の規定により第九百九十五条第一項の通知をすることができない振替新株予約権の数を除く)。

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならぬ。

4 前項に規定する振替新株予約権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替新株予約権について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株予約権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。
(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第二百九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならぬ。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数
二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録され

た当該銘柄の振替新株予約権の数
2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
一 前項第一号に掲げる数
二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならぬ。

4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一 当該放棄の意思表示をした旨
二 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けるときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録
二 前項の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録
(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱ひ)

第二百十條 第二百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各新株予約権者は、当該新株予約権者

の有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の数の占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に關する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過数に關して、当該新株予約権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。)について次条第一項の規定により算出された数を控除した数)

二 すべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第二百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各新株予約権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百九条 第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、新株予約権者(当該口座管理機

関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。)は、その有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の数の占める割合を同条第一項に規定する超過数(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に關する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該新株予約権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。)についてこの項の規定により算出された数を控除した数)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する新株予約権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

(発行者が誤つて振替新株予約権の消却をした場合における取扱い)

第二百十二条 発行者が第二百十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替新株予約権についての当該発行者に対抗することができる数を減少させる効力を有しない。

2 前項に規定する新株予約権の消却に際して新株予約権者に金銭が支払われたときは、当該新株予約権者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百十条第二項又は前条第二項の規定による新株予約権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(新株予約権の発行に關する商法の特例)

第二百十三条 振替新株予約権についての新株予約権申込証の用紙には、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

2 振替新株予約権についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替新株予約権の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を新株予約権申込証の用紙に記載し、又は商法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。振替新株予約権に係る新株予約権の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

(新株予約権原簿の義書換に關する商法の特例)

第二百十四条 振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める新株予約権につき、氏名又は名称及び住所並びに当該新株予約権者の有する振替新株予約権の銘柄及び数その他主務省令で定める事項を速やかに通知しなければならない。

一 特定の銘柄の振替新株予約権を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合又は第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。当該指定を取り消された日又は当該指定が効力を失つた日の新株予約権者

二 特定の銘柄の振替新株予約権が振替機関により取り扱われなくなったとき。当該振替機関が当該振替新株予約権の取扱いをやめた日の新株予約権者

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を新株予約権者として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座(顧客口座を除く。)の保有欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に新株予約権者としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3 振替機関は、第一項の場合において、振替新株予約権が質権欄に記載され、又は記録されているときは、同項の通知において、当該振替新株予約権に係る質権者の氏名又は名称

及び住所並びに当該振替新株予約権の銘柄及び当該振替新株予約権についての第九百九十四条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を示さなければならない。

4 第二百十條第一項又は第二百十一條第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び前項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権のうち第二百十條第一項又は第二百十一條第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数をも示さなければならない。

5 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権につき、第一項の通知のために必要な事項(第三項及び前項に規定する事項を含む。)の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

6 発行者は、第一項の通知を受けたときは、新株予約権原簿に、当該通知に従い、商法第二百八十条ノ三十一第二項に規定する事項並びに質権者の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録しなければならない。この場合においては、各新株予約権の取得の年月日は、当該通知を受けた年月日とする。

7 前項の規定によりその氏名又は名称及び住所が新株予約権原簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百八十条ノ三十五第三項後段の規定により新株予約権原簿に記載又は記録がされた質権者とみなす。

(新株予約権の消却に関する商法の特例)

第二百十五條 発行者は、第九百九十八條第一項前段に規定する場合には、商法第二百八十条ノ三十六第四項の規定にかかわらず、同条第一項後段の決議をした旨、消却されるべき振替新株予約権及び当該発行者の定める一定の日以後に当該振替新株予約権について第九百九

十八條第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、振替新株予約権の消却は、第九百九十八條第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(新株予約権の行使に関する商法の特例)

第二百十六條 振替新株予約権を行使する加入者は、商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権について第九百九十七條第一項の抹消の申請をしなければならない。

(適用除外)

第二百十七條 振替新株予約権については、商法第二百八十条ノ三十一第二項及び第二百八十条ノ三十五の規定は、適用しない。

第五節 雑則

(振替新株予約権の内容の公示)

第二百十八條 次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

一 第九百九十五條第一項の通知 同項第五号に掲げる事項

二 第二百一十條第三項の通知 同項第五号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権の発行者の負担とする。

第十章 新株予約権付社債の振替

第一節 通則

(権利の帰属等)

第二百十九條 新株予約権付社債の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権付社債(当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限り)の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新

株予約権付社債であつて、振替機関が取り扱うもの(以下「振替新株予約権付社債」という。)についての権利(第二百三十三條に規定する利息の請求権を除く。)の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この章において、振替新株予約権付社債の数は、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の数によるものとする。ただし、振替新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅した場合における当該消滅した新株予約権に係る振替新株予約権付社債の数は、当該消滅した新株予約権の数によるものとする。

(新株予約権付社債券の不発行)

第二百二十條 振替新株予約権付社債については、新株予約権付社債券(商法第三百四十一條ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

2 振替新株予約権付社債を有する者(以下この章において「振替新株予約権付社債権者」という。)は、当該振替新株予約権付社債を取り扱う振替機関が第二百二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新株予約権付社債であつた新株予約権付社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権付社債券の発行を請求することができる。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第二百二十一條 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「自己口座」という。)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「顧客口座」という。)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 発行者の商号、振替新株予約権付社債の種類、担保付社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足る事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨(以下この章において「銘柄」という。)

三 銘柄ごとの数(次号に掲げるものを除く。)

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄 二 銘柄ごとの数 三 その他政令で定める事項 6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。（振替新株予約権付社債の発行時の新規記載又は記録手続） 第二百二十二条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、商法第三百四十一条ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。 一 当該払込期日における払込みに係る振替新株予約権付社債の銘柄 二 前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称 三 前号の加入者についての第二百四十三条第三項に規定する口座 四 加入者ごとの第一号の払込みに係る振替新株予約権付社債の数 五 当該振替新株予約権付社債の総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関	であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知 3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。 （振替手続） 第二百二十三条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従ひ、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。 2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。 3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。 一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第二百一十一条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別 三 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。） 四 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別	4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数（以下この条において「振替数」という。）についての減少の記載又は記録 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（機関口座にあつては、第二百一十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録 四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知 5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知	三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録 四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。 7 第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。）の通知（以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録 二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知 8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。 （抹消手続）
--	---	---	---

第二百二十四条 特定の銘柄の振替新株予約権

付社債について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載又は記録

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社等（第七十一条第七項に規定する社債管理会社等をいう。次項において同じ。）に対して振替新株予約権付社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替新株予約権付社債の銘柄についての当該償還に係る振替新株予約権付社債についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替新株予約権付社債の償還を受けた社債管理会社等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百二十五条 振替機関等は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を行使することができ、期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。第二百二十八条第三項、同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する記載又は記録手続）

第二百二十六条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものを除く。）に付された新株予約権を消却しようとする場合（第二百二十八条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該消却によりその口座（顧客口座を除く。）において第四項第一号の減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債（振替新株予約権付社債に付された新株予約権が消却された後の振替新株予約権付社債を含む。）について、その備える振替口座簿における減少及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該消却によりその口座において次項第一号の減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称並びに当該口座の減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

二 当該消却により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

四 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

五 その他主務省令で定める事項

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記載又は記録

イ 第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ 第三項第三号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

第二百二十七条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を消却しようとする場合（次条第五項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該消却によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定によ

一 前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄における次の記載又は記録

イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ 前項第三号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号、第三号及び第五号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記載又は記録

イ 第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ 第三項第三号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

第二百二十八条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を消却しようとする場合（次条第五項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該消却によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

り、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該消却によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座
二 当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における同項第二号の数についての減少の記載又は記録
二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知
5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての減少の記載又は記録
二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約

権の全部の消却に関する記載又は記録（手続）第二百二十八条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものを除く。）に付された新株予約権の全部を消却しようとする場合には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第三号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該新株予約権が消却された後の振替新株予約権付社債の銘柄
二 当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債の銘柄
三 第二百四十六条第三項の一定の日
四 第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第三号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の一定の日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第一項第一号の振替新株予約権付社債についての数（当該保有欄等に記載又は記録がされている同項第二号の振替新株予約権付社債の数をいう。）の増加の記載又は記録
二 第一項第二号の振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消
4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 前各項の規定（第一項第一号及び第四号並

びに第三項第一号の規定を除く。）は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限り。）に付された新株予約権の全部を消却しようとする場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号から第三号まで」とあるのは、「同項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する記載又は記録（手続）第二百二十九条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのもの及び商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項についての決議があるものを除く。）に付された新株予約権の行使があった場合には、同項第七号の請求があったときを除き、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該行使があった後、遅滞なく、当該行使があった後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。

この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座（顧客口座を除く。）において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座
二 第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
三 その他主務省令で定める事項

4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の保有欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録
二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第三号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録
二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権付社債の償還に関する記載又は記録（手続）第二百三十条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（新株予約権が消滅しているものを除く。）について社債の償還があった場合には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該償還があった後、遅滞なく、当該償還があった後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座（顧客口座を除く。）において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株

予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三 第一号の口座において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

四 その他主務省令で定める事項

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替新株

予約権付社債の引受権に関する特例)

第二百三十一条 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者(第四百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。)に付与された新株予約権付社債の引受権(同法第二百四十一条ノ三第一項第九号に規定する新株予約権付社債の引受権をいう。第二百四十三条第三項において同じ。)の行使によつて発行された振替新株予約権付社債については、第二百二十二条第一項の通知をすることができない。

2 前項の振替新株予約権付社債の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日(第四百四十六条第二項本文に規定する商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日)をいう。以下この条において同じ。)において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人(第四百四十六条第二項本文に規定する名義人をいう。以下この条において同じ。)のために当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座(当該名義人のために振替新株予約権付社債の発行者の申出により振替機関等が開設した口座(以下この章において「既存特別口座」という。)を除く。)を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第一項の振替新株予約権付社債の銘柄

二 前項本文の名義人である加入者の氏名又

は名称

三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座(当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座)

四 第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権付社債の数

五 第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める事項

4 第二百二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第三号」とあるのは「第二百三十一条第三項第三号」と、「前項第二号」とあるのは「第二百三十一条第三項第二号」と読み替へるものとする。

5 加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債については、当該加入者又は当該振替新株予約権付社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6 第一項の振替新株予約権付社債に係る既存特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(記載又は記録の変更手続)

第二百三十二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第二百三十一条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(振替新株予約権付社債の譲渡)

第二百三十三条 振替新株予約権付社債(差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第二百三十七条までにおいて同じ。)の譲渡は、第二百三十三条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあっては、第二

百二十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権付社債の質入れ)

第二百三十四条 振替新株予約権付社債の質入れは、第二百三十三条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければならない、その効力を生じない。

(振替新株予約権付社債の信託の對抗要件)

第二百三十五条 振替新株予約権付社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第二百三十一条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第二百三十六条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第二百三十七条 第二百三十三条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替新株予約権付社債についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第二百三十八条 前条の規定による振替新株予約権付社債の取得によりすべての振替新株予約権付社債権者の有する同条に規定する銘柄

三 前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の消却後のものである場合 新株予約権の消却 第二百四十条第一項又は第二百四十一條第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約

超過記載又は記録がある場合の口座管理機
関の義務）
二百三十九条 前条第一項に規定する場合に

前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権付社債について、その備え

関についての同項に規定する超過数に関し
て、当該下位機関又はその下位機関が開設
した口座に記載又は記録がされた振替新株
予約権付社債についてのすべての振替新株
予約権付社債権者について次条第一項の規

定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄(社債の償還済みのものを除く。)の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百三十八条第一項又は第四項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百四十一条 第二百三十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者(当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。)は、その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の数の占める割合を同条第一項に規定する超過数(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乘じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百三十九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過

数に關して、当該振替新株予約権付社債権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。)についてこの項の規定により算出された数を控除した数)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百三十九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第二百三十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄(社債の償還済みのものを除く。)の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百三十九条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

(発行者が誤つて振替新株予約権付社債の償還等をした場合における取扱い)

第二百四十二条 発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対

抗することができないものとされた部分に相応する金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

4 発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債についての当該発行者に対抗することができない数を減少させる効力を有しない。

5 前項に規定する新株予約権の消却に際して振替新株予約権付社債権者に金銭が支払われたときは、当該振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

6 発行者は、第四項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第二号又は前条第二項第二号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(新株予約権付社債の発行に関する商法の特例)

第二百四十三条 振替新株予約権付社債についての新株予約権付社債申込証の用紙には、当

該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

2 振替新株予約権付社債についての新株予約権原簿及び社債原簿には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替新株予約権付社債の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を新株予約権付社債申込証の用紙に記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における新株予約権付社債権者の議決権等)

第二百四十四条 第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の場合においては、各振替新株予約権付社債権者は、商法第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、その有する振替新株予約権付社債の数(第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により算出された数を除く。)に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項並びに担保附社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の振替新株予約権付社債権者は、当該各項の規定により算出された数については、振替新株予約権付社債を有しないものとみなす。

(証明書の供託)

第二百四十五条 振替新株予約権付社債権者が次に掲げる行為をするには、第五項の規定により書面の交付を受けた上、当該書面を供託しなければならない。

一 商法第三百二十条第三項の規定による社債権者集会の招集の請求

二 商法第三百二十条第五項において準用する同法第二百三十七条第三項の規定による社債権者集会の招集

三 社債権者集会における議決権の行使

四 担保付社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査

2 振替新株予約権付社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなければならない。

3 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。

一 社債管理会社がある場合 当該社債管理会社

二 担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合 当該受託会社

三 前二号に掲げる場合以外の場合 供託所又は供託法第五条第一項に規定する倉庫営業者若しくは銀行

4 供託法第一条ノ二から第二条までの規定は、前項第三号の規定により供託所に第一項の規定による供託をする場合について準用する。

5 振替新株予約権付社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての第二百二十一条第三号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。

る。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であつて、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

6 前項本文の規定により書面の交付を受けた振替新株予約権付社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替新株予約権付社債について、第二百二十三条第一項の振替の申請又は第二百二十四条第一項の抹消の申請をすることができない。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の抹消に関する商法の特例)

第二百四十六条 発行者は、第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二

第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項の規定にかかわらず、同法第三百四十一条ノ十二第二項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権及び当該発行者の定める一定の日以後に当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債について第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第二項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第三項の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却は、第二百二十六条第四項第一号イ又は第二百二十七条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

3 発行者は、第二百二十八条第一項又は第五項に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八

十条ノ三十六第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権及び当該発行者の定める一定の日において当該新株予約権の消却の効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する商法の特例)

第二百四十七条 振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する加入者は、商法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権付社債について第二百二十四条第一項の抹消の申請をしなければならない。

(適用除外)

第二百四十八条 振替新株予約権付社債については、商法第三百四十一条ノ八、第三百四十一条ノ十一、第三百四十一条ノ十二第二項(同法第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。)及び第三百四十一条ノ十四の規定は、適用しない。

第五節 雑則

(振替新株予約権付社債の内容の公示)

第二百四十九条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

一 第二百二十二条第一項の通知 同項第五号に掲げる事項

二 第二百二十六条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号(同条第六項において準用する場合を含む。)の通知 同条第三項第五号に掲げる事項

三 第二百二十八条第一項の通知 同項第四号に掲げる事項

四 第二百二十九条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号(同条第六項において準用する場合を含む。)の通知 同条第三項第三号に掲げる事項

五 第二百三十条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号(同条第六項において準用する場合を含む。)の通知 同条第三項第四号に掲げる事項

六 第二百三十一条第三項の通知 同項第五号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権付社債の発行者の負担とする。

第十一章 投資口の振替

第一節 投資口の振替

(権利の帰属)

第二百五十条 投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下「振替投資口」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その投資口について第十三条第一項の同意を与えるには、設立企画人投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。全員の同意又は執行役員(同法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。)の決定によらなければならない。

3 前項の執行役員の決定については、役員会(投資信託及び投資法人に関する法律第一百五

条に規定する役員会をいう。)の承認を受けなければならない。

(投資証券の不発行等)

第二百五十一条 振替投資口については、投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

2 振替投資口の投資主(投資信託及び投資法

一人に関する法律第二十三条項に規定する投資主をいう。以下同じ。は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十三条第一項の規定により第三十三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替投資口が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券(公示催告手続(非訟事件手続法第四十二条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。))が行われているものを除く。は、次条において読み替へて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替へて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券は、次条第一項において準用する第四百四十六条第四項にお

いて読み替へて準用する第三百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

(投資口に関する株式に係る規定の準用)
第二百五十二条 第七章の規定(第二百二十八条、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十八条から第二百四十一条まで、第二百四十二条第七項から第十四項まで、第二百四十四条第七項から第十項まで、第二百四十五条第五項及び第六項、第二百五十三条第六項、第二百五十四条第六項、第二百五十五条第三項第三号、第二百五十八條第一項、第二項第二号から第四号まで及び第五項、第六百六十条第二項、第六百六十三条から第六百六十八条まで並びに第六百六十九條第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

少数株主権等	少数投資主権等
株式申込証	投資口申込証
営業年度	営業期間
特別株主	特別投資主
一株	投資口一口

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第二百二十九条第三項第二号	商号及び振替株式の種類	商号
第二百二十九条第三項第四号	株主(端株主を含む。以下同じ。)	投資主
第二百三十一条第一項	特定の種類の株式	投資口
	その旨	その旨、第一号の一定の日において投資証券は無効となる旨
	第一号の	同号の
	一月前までに	一月前までに公告し、かつ、
	株主名簿	投資主名簿(投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。)
第二百三十一条第一項第二号	次項本文(第四百四十条第一項において準用する場合を含む。)	次項本文
	同条第三項(第四百四十条第二項及び	同条第三項(
	、第四百四十条第二項及び第四百四十六条第五項	及び第四百四十六条第五項
	第四百四十三条第二項本文(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)	第四百四十三条第二項本文
	同条第三項(同条第七項か	同条第三項

数	口数
総数	総口数
株主名簿	投資主名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
消滅会社	消滅法人
新設会社	新設法人
存続会社	存続法人
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知投資主

第百三十一條第三項	以後、速やかに	において	ら第十項までにおいて準用する場合を含む。及び第七項から第十項まで
第百三十一條第六項	特定の種類の株式	投資口	6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
第百三十三條第二項及び第三項	特定の種類の株式	投資口	7 発行済みの投資口の全部について投資信託及び投資法人に関する法律第八十三條第五項において準用する商法第二百二十六條ノ二第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十四條第一項の規定により投資証券が発行されていない場合であつて、第十三條第一項の同意を与えようとするときには、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日（一月前までに公告し、又は投資主に通知しなければならぬ。）
第百三十六條第一項第一号及び第二号	株主の有する当該振替株式の数に應じて商法第二百三十三條第一項の規定による株式の消却をしようとする場合又は当該振替株式について株式	併合	6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
第百三十六條第三項	消却又は併合	第二百五十六條第一項	7 発行済みの投資口の全部について投資信託及び投資法人に関する法律第八十三條第五項において準用する商法第二百二十六條ノ二第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十四條第一項の規定により投資証券が発行されていない場合であつて、第十三條第一項の同意を与えようとするときには、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日（一月前までに公告し、又は投資主に通知しなければならぬ。）
第百三十六條第一項	商法第二百三十三條第四項又は同法第二百十五條ノ二	一定の日	一定の日（株式の消却をし
第百三十六條第三項	一定の日（株式の消却をし	一定の日	一定の日

第百四十六條第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	第百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券の投資口
第百四十六條第二項	これらの株式又は新株 第百三十条第一項、第百三十一條第四項(第百四十条第一項において準用する場合を含む。)、及び第百四十三條第四項(同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。) 商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日(同法第二百三十条ノ七第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六條第一項又は第二百二十條第四項(同法第二百十三條第二項において準用する場合を含む。))の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。において 株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人(同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録	当該投資口 第百三十一條第四項及び第百四十三條第四項 同項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく

第百四十六條第三項	名義人の 商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後	請求者が当該申出の日
第百四十六條第三項	名義人の 商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後	請求者の 同項の請求があつた場合には
第百四十六條第三項	名義人 特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式の表	請求者 投資口が振替投資口となる前に当該投資口
第百四十六條第五項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式 同項に規定する日後に、第百四十六條第一項の振替株式 消却され、又は転換された	第百四十六條第二項に規定する請求の日 の前に当該請求に係る投資口 当該請求の日後に、当該投資口 払い戻された
第百五十三條第一項	権利及び同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利 前号に規定する	権利 発行者が議決権を行使する者のみを決めるために投資信託及び投資法人に関する法律第八十二條第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四條ノ三第一項の規定により一定の日を定めた
第百五十五條第三項	消却又は転換 消却	払戻し 払戻し
第百五十七條第二項	商法第二百二十條第一項本	投資信託及び投資法人に関する法律第八十六條第一項
第百五十七條第三項	文	

第百五十七條第五項	消却	、利益若しくは利息の配当、 同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し	又は同法第二百三十六条第一項の規定による金銭の分配
第百五十八條第二項 第一号	株式申込証	投資口申込証(投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項及び第二百二十二条第一項の投資口申込証をいう。以下同じ。)	に記載しなければならない。
第百五十八條第四項	若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。		
第百五十九條第一項 第一号	商法第二百十五條ノ二、第二百十九條第一項、第二百八十條ノ四第三項(同法第二百八十條ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。)	第二百五十六條第一項及び投資信託及び投資法人に関する法律第八十七条第三項	
第百五十九條第一項 第三号	とき(当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとに、その日が到来したとき(第一号に該当するときは除く。))。	とき。	

第百六十條第一項	株主(当該発行者が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日の株主)	投資主
第百六十條第三項	同法第二百六条第一項 前二項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項
第百六十一条	株主名簿又は端株原簿 生じたとき又は単元未満株式が生じたとき 又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数(これらの数に)	同法第七十九条第一項 第一項 投資主名簿 生じたとき については、当該端数(
第百六十二条第一項	商法第二百六条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項
第百六十九條第一項 第二号	第三百三十一条第四項(第四百条第一項において準用する場合を含む。)	第三百三十一条第四項
第百六十九條第一項 第五号	第三百三十一条第四項第九号(第四百条第一項において準用する場合を含む。)	同項第九号
第百六十九條第一項	第四百二十二条第一項前段(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)	第四百二十二条第一項前段
第百六十九條第一項	同条第一項第七号(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)	同項第七号
第百六十九條第一項 第六号	第四百四十三条第四項(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)	第四百四十三条第四項

同条第四項第九号(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)

同項第九号

(発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例)

第二百五十三条 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該投資口の質権者であつて投資主名簿(投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。)に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該投資口について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を投資主名簿に記載し、又は記録しなければならぬ。

(振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続)

第二百五十四条 特定の銘柄の振替投資口について、その払戻しを受けようとする加入者は、抹消の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により示されたところに従い、当該申請に係る振替投資口について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 第一項前段の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口の銘柄及び口数
二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
三 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該投資主ごとの口数

4 第一項前段の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録
イ 前項第一号の口数についての減少の記載又は記録
ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の投資主ごとの口数の減少の記載又は記録
二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数につい

ての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに係る振替投資口の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第二百五十五条 振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する法律第九十六条第一項及び第二項、第九十七条並びに第九十九条の規定の適用については、振替投資口は、投資証券とみなす。

(振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第二百五十六条 発行者は、振替投資口について投資信託及び投資法人に関する法律第八十五条第一項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、投資口の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

(振替投資口の発行無効判決が確定した場合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第二百五十七条 発行者は、振替投資口の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
(振替投資口についての投資信託及び投資法

人に関する法律の適用除外)

第二百五十八条 振替投資口については、投資信託及び投資法人に関する法律第七十八条第三項から第五項まで、同条第六項において準用する商法第二百七条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第二項から第四項まで、同条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二、投資信託及び投資法人に関する法律第八十四条、同法第八十五条第二項において準用する商法第二百四十四条第三項、第二百五十五条及び第二百六条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第四項において準用する商法第二百二十条第四項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条第一項において準用する商法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百五十九条 優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下この節において「振替優先出資」という。)については、権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、理事(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七項に規定する理事をいう。)の決定によらなければならない。

(優先出資証券の不発行等)

第二百六十条 振替優先出資については、優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。以下この節において同じ。)を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資者(協同組織金融

機関の優先出資に関する法律第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。以下同じ。）は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができ。

3 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券（公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条

第一項において準用する第四百六条第四項において読み替えて準用する第三百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第二百六十一条 第七章の規定（第二百二十八条、第二百三十四条第七項、第二百三十八条から第四百一条まで、第四百四十二条第九項及び第十項、第四百四十三条第八項から第十四項まで、第四百四十四条第七項から第十項まで、第四百四十五条第五項及び第六項、第四百五十三条第六項、第四百五十四条第六項、第四百五十五条第三項第三号、第四百五十八条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第五項、第六百六十条第二項、第六百六十四条から第六百六十八条まで並びに第六百六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表に掲げる字句と読み替えるものとする。

少数株主権等	少数優先出資者権等
株式申込証	優先出資申込証
新株引受権証書	優先出資引受権証書
営業年度	事業年度
特別株主	特別優先出資者
一株	優先出資一口

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

商号	名称
数	口数
総数	総口数
株主名簿	優先出資者名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
消滅会社	消滅協同組織金融機関
新設会社	新設協同組織金融機関
存続会社	存続協同組織金融機関
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者

第三百二十九条第三項第四号	株主（端株主を含む。以下同じ。）	優先出資者
第三百三十一条第一項	会社の成立後に	発行済みの
	その旨	その旨、第一号の一定の日において優先出資証券は無効となる旨
	第一号の	同旨の
	一月前までに	一月前までに公告し、かつ、
	株主名簿	優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）
	記載又は記録	記載
第三百三十一条第一項第二号	次項本文（第四百四十条第一項において準用する場合を含む。）	次項本文
	同条第三項（第四百四十条第二項及び	同条第三項（
	、第四百四十条第二項及び	及び
	第四百四十三条第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	第四百四十三条第二項本文

第百三十一條第三項	以後、速やかに	同条第三項(同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。)及び第七項から第十項まで
第百三十一條第六項	6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。	同条第三項
第百三十三條第二項及び第三項	に記載又は記録	に記載
第百三十四條第一項	商法第二百十二條第一項の決議後又は第百六十三條第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時以後	当該振替優先出資の取得後又は第百六十三條第一項の一定の日以後
第百三十五條第一項	商法第二百十三條第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五條第一項

第百三十五條第一項	商法第二百十三條第四項	第二百六十三條第一項
第百三十五條第三項	一定の日又は商法第三百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時	一定の日
第百三十六條第一項	商法第二百十三條第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五條第一項
第百三十六條第一項第一号及び第二号	場合又は当該振替株式について株式の併合をしようとする場合には 消却又は併合	場合には 消却
第百三十六條第一項第三号	商法第二百十三條第四項又は同法第二百十五條ノ二	第二百六十三條第一項
第百三十六條第三項	一定の日(株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第三百七十六條第一項及び第二項の手續が終了していないときは、その終了の時)	一定の日
第百四十二條第一項	合併により消滅する	合併(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三條第一項第二号から第六号までの規定による合併を除く。第百四十五條までにおいて同じ。)により消滅する
第百四十三條第一項	記載又は記録	記載
第百四十四條第二項及び第三項	に記載又は記録	に記載
第百四十六條第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十條ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	第百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手續が行われている優先出資証券の優先出資

(

(

第百四十六條第二項		これらの株式又は新株 第百三十条第一項、第百三十一條第四項(第百四十条第一項において準用する場合を含む。)及び第百四十三條第四項(同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。)	当該優先出資 第百三十一條第四項及び第百四十三條第四項
第百四十六條第二項		商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日(同法第二百三十条ノ七第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六條第一項又は第二百二十條第四項(同法第二百十三條第二項において準用する場合を含む。)の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。)において 株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人(同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者(同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。)を含む。以下この条において同じ。)	同項の優先出資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく 当該請求を行った者(以下この条において「請求者」という。)
第百四十六條第二項		請求者が当該申出の日	請求者が当該申出の日

第百四十六條第三項	第百四十六條第三項	ノ八第一項に規定する日 名義人の	請求者の
第百四十六條第三項	第百四十六條第三項	名義人 商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後	同項の請求があつた場合には
第百四十六條第三項	第百四十六條第三項	名義人 商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後	請求者の
第百四十六條第五項	第百四十六條第五項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式 同項に規定する日後に、第百四十六條第一項の振替株式 同項に規定する日後に、当該優先出資	第百四十六條第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る優先出資
第百五十三條第一項	第百五十三條第一項	消却され、又は転換された	消却された
第百五十五條第三項	第百五十五條第三項	権利及び同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利	権利
第百五十五條第三項	第百五十五條第三項	商法第二百四十一條第二項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二條第二項
第百五十五條第三項	第百五十五條第三項	前号に規定する	発行者が議決権を行使する者のみを決めるために協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十五条において読み替へて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた
第百五十七條第三項	第百五十七條第三項	商法第二百四十一條第三項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二條第三項
第百五十七條第三項	第百五十七條第三項	消却又は転換	消却
第百五十七條第三項	第百五十七條第三項	利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四條第一項第二号に規定する優先的配当又は同法第十九條第十一項の規定による剰余金の配当

第百五十八条第二項 第一号	株式申込証	優先出資申込証(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第二項に規定する優先出資申込証をいう。以下同じ。)
第百五十八条第二項 第二号	新株引受権証書	優先出資引受権証書(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第二項第三号に規定する優先出資引受権証書をいう。以下同じ。)
第百五十八条第三項	記載し、又は記録	記載
第百五十八条第四項	記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。	記載しなければならない。
第百五十九条第一項 第二号	商法第二百十五条ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項(同法第二百八十条ノ二五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。)(又は第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。))	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第五項において読み替えて準用する商法第二百八十条ノ四第三項又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において読み替えて準用する商法第二百十九条第一項
第百五十九条第一項 第三号	とき(当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとに、その日が到来したとき(第一号に該当するときは除く。))。	とき。
	株主(当該発行者が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定め	優先出資者

第百六十条第一項	ている場合にあっては、営業年度ごとのその日の株主	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条
第百六十条第三項	記載し、又は記録	記載
第百六十条第四項	同法第二百六条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十三条第一項
第百六十条第五項	記載し、又は記録	第一項
第百六十一条	株主名簿又は端株原簿	優先出資者名簿
	記載し、又は記録	記載
	記載し、又は記録	記載
	記載され、又は記録された	記載された
	生じたとき又は単元未満株式が生じたとき	生じたとき
	商法第二百四十一条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第一項
	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数(これらの数に	については、当該端数)
第百六十二条第一項	商法第二百六条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十三条第一項
第百六十三条第一項	商法第二百十三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項
	場合(	場合(自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合並びに
	同法第二百十三条第四項	第二百六十三条第一項
	一定の日又は同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時	一定の日

第百六十三条第二項	場合には	場合には、第百六十三条第二項の規定にかかわらず
第百六十九条第一項第二号	同条第四項第一号イ	第百三十四条第四項第一号イ
第百六十九条第一項	第百三十一條第四項(第百四十条第一項において準用する場合を含む。)	第百三十一條第四項
第百六十九条第一項	第百三十一條第四項第九号(第百四十条第一項において準用する場合を含む。)	同項第九号
第百六十九条第一項	第百四十二條第一項前段(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)	第百四十二條第一項前段
第五号	同条第一項第七号(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)	同項第七号
第百六十九条第一項第六号	第百四十三條第四項(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)	第百四十三條第四項
	同条第四項第九号(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)	同項第九号

(発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第百六十二条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資者名簿(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。)に記載がされていない者が、前条において読み替へて準用する第百三十一條第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権

者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載することを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載である旨を優先出資者名簿に記載しなければならない。

(振替優先出資の消却に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例)
第百六十三条 発行者は、振替優先出資について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項の規定により優先出資の消

却をしようとする場合(自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。)には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

(振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例)

第百六十四条 発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(振替優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外)

第百六十五条 振替優先出資については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十七第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第五項において準用する商法第二百二十五条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において準用する商法第二百二十五条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十一条、同条第二項において準用する商法第二百七条第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条並びに同法第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二の規定は、適用しない。

第三節 特定目的会社の優先出資の振替

(権利の帰属)

第百六十六条 優先出資(資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下この節において同

じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下この節において「振替優先出資」という。)については、権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定)によらなければならない。

(優先出資証券の不発行等)

第百六十七条 振替優先出資については、優先出資証券(資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む。以下この節において同じ。)及び単位未満優先出資証券(資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項に規定する単位未満優先出資証券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資社員(資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいう。旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員及び単位未満優先出資証券を発行しない旨の資産流動化計画(資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下同じ。)の定めのない特定目的会社の単位未満優先出資社員(資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項第一号に規定する単位未満優先出資社員をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によつて取り扱われなくなつたとき(以下、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券単位未満優先出資社員

の場合にあつては、単位未満優先出資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの優先出資について第三十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券及び単位未満優先出資証券(それぞれ公示催告手続が行われているものを除く。)は、次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券及び単位未満優先出資証券は、次条において読み替えて準用する第四百四十六条第四項において読み替えて準用する第三百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において

て、無効とする。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百六十八条 第七章の規定 第二百二十八条、第二百三十四条第七項、第二百三十七条から第四百五十五条まで、第五百五十三条第六項、第五百五十四条第六項、第五百五十五条第三項第三号、第五百五十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号、第六百六十四条、第六百六十五条、第六百六十七条、第六百六十八条並びに第六百六十九条第一項第三号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
端株主	単位未満優先出資社員
総数	総口数
株主名簿	優先出資社員名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資社員
少数株主権等	少数優先出資社員権等
新株予約権	新優先出資の引受権
株式申込証	優先出資申込証
特別株主	特別優先出資社員
一株	優先出資一口
端株原簿	単位未満優先出資原簿

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄

に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項 第四号	以下	第三百三十一条第一項を除き、以下
第二百三十一条第一項	会社の成立後に その旨及び 第一号の 一月前までに 株主及び株主名簿	発行済みの その旨、第一号の一定の日において優先出資証券及び単位未満優先出資証券は無効となる旨並びに 同号の 一月前までに公告し、かつ、 優先出資社員等(優先出資社員及び単位未満優先出資原簿(資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。以下同じ。)に記載又は記録のある単位未満優先出資社員をいう。以下この条において同じ。)及び優先出資社員名簿(資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。) 優先出資社員等(及び当該質権者並びに当該一定の日の前日までに単位未満優先出資証券の提出があつた単位未満優先出資社員以下この条において「証券提出単位未満優先出資社員」という。及び当該単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資の質権者 第四項(第八号の二及び第八号の三を除く。)
第三百三十一条第一項	二 前号の株主又は質権者	二 前号の優先出資社員等、質権者又は

第二号	のたに開設された当該振替株式の振替を行うための口座(次項本文(第百四十条第一項において準用する場合を含む。)、第百三十三条第二項第一号(同条第三項(第百四十条第二項及び第百四十六条第五項において準用する場合を含む。)、第百四十条第二項及び第百四十六条第五項において準用する場合を含む。)、第百四十三条第二項本文(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)、第百四十四号(同条第三項(同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。))及び第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。))又は第百四十六号第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座(以下この章において「既存特別口座」という。を除く。))を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨	は証券提出単位未満優先出資社員のために開設された当該振替優先出資の振替を行うための口座(次項本文、第百三十三条第二項第一号(同条第三項(第百四十六号第五項において準用する場合を含む。))及び第百四十六号第五項において準用する場合を含む。))又は第百四十六号第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座(以下この章において「既存特別口座」という。を除く。))を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨
第百三十一号第四項	株主又は質権者	優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員
第百三十一号第三項	以後、速やかに	において
第百三十一号第四項	株主又は質権者	優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員

機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知		機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の口座数と同項第五号の振替優先出資の口座数を合計した口座数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知		ハ 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同号の発行者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該発行者に係る同項第八号の二の口座数の増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する同号及び同項第八号の三に掲げる事項の通知		ロ 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄における同項第八号の二の口座数の増加の記載又は記録	
第百三十一条第六項		6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。		6 前項の規定は、同項第一号ト並びに第二号イ及びハ(これらの規定をこの項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。		7 発行済みの優先出資の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項本文の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されないとき(旧資産流	

第百三十四条第一項	商法第二百二十二条第一項の決議後	当該振替優先出資の取得後
第百三十五条第一項	商法第二百十三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条第二百七十一条第一項
第百三十五条第一項	商法第二百十三条第四項	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条第二百七十一条第一項又は第二百七十二條第一項
第百三十六条第一項	商法第二百十三条第四項又は同法第二百十五條ノ二	消却又は併合
第百三十六条第三項	消却	第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券又は単位未満優先出資証券の優先出資
第百四十六條第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十條ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	当該優先出資
第百三十条第一項、第百三	これらの株式又は新株	同条第四項

十一 条第四項(第四百十 条 第一項において準用する場 合を含む。)及び第四百十三 条第四項(同条第八項及び 第十項において準用する場 合を含む。)

第四百十六 条第二項

同項の優先出資証券又は単位未満優先 出資証券に係る除権決定の正本若しく は謄本その他の主務省令で定めるもの を添付して請求があつた場合には、遅 滞なく

商法第二百三十条ノ八第一 項に規定する日(同法第二 百三十条ノ七第二項(同条 第四項において準用する場 合を含む。)の規定により株 券喪失登録が抹消されたと きは、同法第二百十六 条第一項又は第二百二十 条第四項(同法第二百十三 条第二項において準用する 場合を含む。)の期間内に利害関係 人が異議を述べなかつた場 合におけるその期間満了の 日。以下この条において同 じ。)

当該請求を行った者(以下この条におい て「請求者」という。)

株券喪失登録がされた株券 の株式についてのその日に おける名義人(同法第二百 三十条第二項に規定する名 義人をいい、同法第二百三 十条ノ六第四項又は同法第 二百三十条ノ七第三項の規 定により名義書換をしたも のとみなされる株券喪失登 録者(同法第二百三十条ノ 二第二項に規定する株券喪 失登録者をいう。))を含む。 以下この条において同じ。)

請求者が当該申出の日
請求者の

第四百十六 条第三項	商法第二百三十条ノ八第一 項に規定する日以後	同項の請求があつた場合には
第四百十六 条第三項 第二号	名義人	請求者
第四百十六 条第四項	第三百十一条第五項及び 第三百一十号及びハを除く。及び	第三百一十 条第五項(第一号へ及びト並 びに第二号ロ及びハを除く。)及び
第四百十六 条第五項 の表	商法第二百三十条ノ八第一 項に規定する日の前に株券 喪失登録がされた株券の株 式	第四百十六 条第二項に規定する請求の 日の前に当該請求に係る優先出資 証券
第四百十三 条第一項	同項に規定する日後に、第 百四十六 条第一項の振替株 式	当該請求の日後に、当該優先出資 証券
第四百十五 条第三項	消却され、又は転換された 商法第二百二十四条ノ三第 一項に規定する権利及び同 法第二百九十三 条ノ五第一 項の金銭の分配	消却された 資産の流動化に関する法律第四十四 条 第三項において読み替えて準用する商 法第二百二十四 条ノ三第一項に規定す る権利(旧資産流動化法第四十四 条第三 項において読み替えて準用する商法第 二百二十四 条ノ三第一項に規定する権利を 含む。)
第四百十五 条第三項 第二号	商法第二百四十一条第二 項の株式	資産の流動化に関する法律第五十八 条 第二項の優先出資(旧資産流動化法第 五十八 条第二項の優先出資を含む。)
第四百十五 条第三項 第四号	前号に規定する場合におけ る商法第二百四十一 条第三 項の株式	発行者が議決権を行使する者のみを定 めるために資産の流動化に関する法律 第四十四 条第三項において読み替えて 準用する商法第二百二十四 条ノ三第一 項の規定により一定の日を定めた場合 における資産の流動化に関する法律第 五十八 条第三項の出資の持分
第四百十七 条第一項	消却又は転換	消却

第百五十七条第三項 若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金	第百五十八条第二項 第一号 株式申込証 優先出資申込証(資産の流動化に関する法律第三十八条第一項に規定する優先出資申込証をいい、旧資産流動化法第三十八条第一項に規定する優先出資申込証を含む。以下同じ。)	第百五十八条第二項 第四号 新株予約権付社債に 転換特定社債の転換によって発行される優先出資が振替優先出資である場合又は新優先出資引受権付特定社債(資産の流動化に関する法律第百十三条の四第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。)に	第百五十八条第三項 株主名簿 同法第百十條第一項に規定する特定社債申込証	第百五十八条第四項 若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。 優先出資社員名簿及び単位未満優先出資原簿 に記載しなければならない。	第百五十八条第五項 新株予約権を 新株予約権の目的である株式 商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書(当該新株予約権が新株予約権付社債	に付されたものである場合にあっては、同法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書) 第二百七十二条第一項	第百五十九条第一項 第二号 商法第二百十五條ノ二、第二百十九條第一項、第二百八十條ノ四第三項(同法第二百八十條ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。又は第三百七十四條ノ七第一項(同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)) 資産の流動化に関する法律第百二条第一項又は旧資産流動化法第百二条第一項	第百五十九条第一項 第三号 商法第二百九十三条ノ五第一項 商法第二百二十三條第一項 同法第二百六条第一項の名義書換 資産の流動化に関する法律第四十二条第一項の名義書換(旧資産流動化法第四十二条第一項の名義書換を含む。) 資産の流動化に関する法律第四十八條の三第一項	第百六十条第二項 商法第二百二十條ノ二第一項 発行者(一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。) 発行者	第百六十一条 生じたとき又は単元未満株式が生じたとき 商法第二百四十一条第一項 資産の流動化に関する法律第五十八條第一項又は旧資産流動化法第五十八條第一項
--	--	---	---	---	---	---	---	--	---	---

第百六十二条第一項	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に	については、当該端数（
第百六十三条第一項	商法第二百六条第一項	資産の流動化に関する法律第四十二条第一項又は旧資産流動化法第四十二条第一項
第百六十三条第一項	商法第二百六条第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条
第百六十三条第一項	場合（	場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合並びに
第百六十三条第一項	同法第二百六条第四項	第二百七十一条第一項
第百六十三条第二項	場合には	場合には、第二百七十一条第二項の規定にかかわらず
第百六十六条	同条第四項第一号イ	第百三十四条第四項第一号イ
第百六十六条	商法第二百四十五条ノ三第六項（同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項において準用する場合を含む。）	資産の流動化に関する法律第十八条の四第四項において読み替えて準用する商法第二百四十五条ノ三第六項
第百六十九条第一項	第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	第百三十一条第四項

第百三十一条第四項第九号（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）

同項第九号

- （発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例）
- 第百六十九条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資社員名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければならぬ。
- （単位未満優先出資を振替優先出資とする場合の特例）
- 第百七十条 発行者は、第百六十八条において準用する第百三十一条第一項第二号の読替後の同項第二号の規定により当該発行者に対し単位未満優先出資証券の提出があつた場合には、次に掲げる事項を単位未満優先出資原簿（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。）に記載し、又は記録しなければならぬ。
- 一 当該単位未満優先出資証券を提出した単位未満優先出資社員の氏名又は名称及び住所
 - 二 各単位未満優先出資社員が提出した単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資をいう。以下同じ。）の種類及び優先出資一口に対する割合
 - 三 各単位未満優先出資証券の提出の年月日
 - 四 発行者は、第百六十八条において準用する第百三十一条第五項第一号ホの読替後の同項ヘ又は同項第二号の読替後の同項ロの規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により第百六十八条において準用する第百三十一条第四項第八号の読替後の同項第八号の三の口座に記載又は記録がされた第百六十八条において準用する第百三十一条第四項第八号の読替後の同項第八号の二に掲げる単位未満優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資に応じてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。
 - 五 前項の場合において、同項の単位未満優先
- 3 発行者は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の単位未満優先出資についてはその価格をもって、市場価格のない同項の単位未満優先出資については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。
- 4 第二項の場合において、同項の単位未満優先出資社員は、請求書に第百六十七条第三項の規定により無効となつた単位未満優先出資証券を添付して、これを発行者に提出しなければならない。この場合において、当該請求書には、住所及び請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。
- 5 前項の場合において、同項の単位未満優先

八六

じ。)を与える旨及び当該優先出資引受権の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた場合には、当該優先出資引受権で振替機関が取り扱うもの(以下「振替優先出資引受権」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替優先出資引受権の数は、当該振替優先出資引受権の目的である優

先出資の口数によるものとする。

(優先出資引受権に関する新株の引受権に係る規定の準用)

第二百七十六条 第八章の規定(第七十条及び第九十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

優先出資引受権証書		
名称	決定	
		表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする ほか、必要な技術的読替えは、政令で定め る。

第 喪 第	優 先 出 資 引 受 權 証 書 （ 協 同 組 織 金 融 機 関 の 優 先 出 資 に 関 す る 法 律 第 六 条 第 二 項 第 三 号 に 規 定 す る 優 先 出 資 引 受 權 証 書 を い う 。以下同じ。）	第 二 百 七 十 五 条 第 一 項
-------------	--	--

第二百八十九条	第二百七十条第一項	二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。)に新株の引受権	出資証券をいう。)に係る優先出資を目的とする優先出資引受権
第二百九十条	株式申込証	優先出資申込証(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第一項の優先出資申込証をいう。以下同じ。)	

(振替優先出資引受権についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外)
第二百七十七条 振替優先出資引受権については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第四項及び同条第五項において準用する商法第二百八十条ノ六ノ三第二項の規定は、適用しない。

第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

(権利の帰属)

第二百七十八条 資産流動化計画に新優先出資の引受権資産の流動化に関する法律第一百零三条の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。のみを譲渡することができる旨の定めがある新優先出資引受権付特定社債(同条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。)の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債(当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資(同法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。))が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うものに付された新優先出資の引受権(以下「振替新優先出資引受権」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記

録により定まるものとする。

2 この節において、振替新優先出資引受権についての数は、当該振替新優先出資引受権の行使によつて発行する優先出資の発行価額によるものとする。

(新優先出資引受権証券の不発行)

第二百七十九条 振替新優先出資引受権については、新優先出資引受権証券(資産の流動化に関する法律第一百零三条の四の第一項に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

2 振替新優先出資引受権を有する者は、当該振替新優先出資引受権を取り扱う振替機関が

第二百八十条 第九項の規定(第九十三条、第九十六条第三項第三号及び第六号、第四項第一号及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第九十八条、第九十九条、第二百一条、第二百十二条、第二百十三条第二項、第二百四号、第二百十五号、第

二百七十七条並びに第二百八条第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これら

の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権申込証	特定社債申込証

2 第九章の規定を新優先出資の引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ

れ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百九十四条第三項 第四号	数、当該数のうち新株予約権者(商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この章において同じ。ことの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所	金額
第百九十五条第一項	の発行者は、当該振替新株予約権の発行後、遅滞なく	に係る新優先出資引受権付特定社債について、資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第二百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該振替新優先出資引受権の発行者は
第百九十六条第四項 第一号イ	振替数	前項第一号の金額(以下この条において「振替金額」という。)
第百九十六条第四項	及び第四号から第六号まで	、第四号及び第五号

る。
 (転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)
 第二百八十四条 第十章の規定(第二百九条、第二百二十条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十

六条、第二百四十八条及び第二百四十九条第一項第二号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。)は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権付社債申込証	特定社債申込証
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理会社	特定社債管理会社

2 第十章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百一十一条第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるときは又は社債の償還済みのものであるときはその旨	事項
第二百二十二条第一項	の発行者は、商法第三百四十一条ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく	について、資産の流動化に関する法律第三百六条第一項において規定する払込みがあった場合には、当該振替転換特定

第二百二十二条第一項第一号	払込期日における払込み	社債の発行者は
第二百二十四条第七項	に於ける振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する	の転換を請求する
第二百三十八条第一項	社債管理会社等(第七十一条第七項に規定する社債管理会社等	特定社債管理会社等(資産の流動化に関する法律第九十九条に規定する特定社債管理会社又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社
第二百三十八条第二項	に於ける振替新株予約権付社債の数	の金額と同額
第二百三十八条第三項	社債管理会社等	特定社債管理会社等
第二百三十八条第四項	数	額
第二百三十八条第五項	発行者が第二百三十一条第十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数	転換済み又は償還済みの額
第二百三十八条第六項	数は	額は
第二百三十八条第七項	の数	の額
第二百三十八条第八項	数	額
第二百三十八条第九項	数を控除した数	額を控除した額
第二百四十条第一項第一号	額	額

[illegible]

2 振替新優先出資引受権付特定社債を有する者は、当該振替新優先出資引受権付特定社債を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権付特定社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権付特定社債の発行を請求することができる。

3 前項の新優先出資引受権付特定社債は、無記名式とする。

(新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第二百八十八條 第十章の規定(第二百十九條、第二百二十條、第二百二十六條から第二百二十八條まで、第二百三十一條、第二百三十八條第二項第三号、第二百四十二條第四項から第六項まで、第二百四十六條、第二百四十八條並びに第二百四十九條第一項第二号、第三号及び第六号の規定を除く。次項において同じ。)は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

数	金額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
総数	総額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権付社債申込証	特定社債申込証
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理会社	特定社債管理会社

2 第十章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句

は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第二百一十一條第三項第二号	新株予約権の消却後若しくは	新優先出資の引受権の
又は	振替新優先出資引受権付特定社債に新	

第二百一十二條第一項	の発行者は、商法第三百四十一條ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく	に於いて、資産の流動化に関する法律第百十三條第一項において準用する商法第三百六條第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該振替新優先出資引受権付特定社債の発行者は
第二百一十二條第二項第一号	払込期日における払込み	払込み
第二百一十二條第一項第五号	総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額	総額
第二百一十四條第七項	社債管理会社等(第七十一條第七項に規定する社債管理会社等	特定社債管理会社等(資産の流動化に関する法律第百九條に規定する特定社債管理会社又は担保附社債信託法第二條第一項に規定する信託契約の受託会社
第二百一十四條第八項	社債管理会社等	特定社債管理会社等
第二百一十五條	質権欄。第二百一十八條第三項(同條第四項及び第五項において準用する場合を含む。)において「保有欄等」という	質権欄
第二百一十九條第一項	もの及び商法第三百四十一條ノ三第一項第八号に掲げる事項についての決議があるもの	もの
第二百三十條第一項	同項第七号	資産の流動化に関する法律第五條第一項第二号ニ(5)
第二百三十八條第一項各号列記以外の部	消滅している	消滅している、又は付されていない

分	第二百三十八条第一項第二号	第二百三十八条第二項各号列記以外の部分	第二百三十八条第二項第一号	第二百三十八条第二項第四号	第二百三十八条第三項	第二百三十九条第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百四十条第一項各号列記以外の部分	第二百四十条第一項第一号	第二百四十条第二項第一号	第二百四十条第二項第二号	第二百四十一条第一項各号列記以外の部分
	発行総数(発行者が第二百三十一條第一項の規定により第二百二十二條第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。)	発行総額	行使された	前各号 振替新株予約権付社債の割当てを受けた者が商法第三百四十一条ノ七第一項の払込期日までに付した払込み 行使	行使 額は	数 の額	数を控除した数	数	数に相応する額	額
分	第二百三十八条第二項各号列記以外の部分	額	行使された	第一号及び第二号 資産の流動化に関する法律第百十三條第一項において準用する商法第三百六條第一項に規定する払込み	行使	額	額を控除した額	額	額	額
分	第二百四十一条第一項第一号	額を控除した数	額を控除した額	新株予約権原簿及び社債原簿	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	算出された数	算出された額	算出された数	算出された額	算出された額
分	第二百四十一条第二号	数	額	新株予約権付社債申込証	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	算出された数	算出された額	算出された数	算出された額	算出された額
分	第二百四十一条第三号	数に相応する額	額	部分に相応する金額	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	算出された数	算出された額	算出された数	算出された額	算出された額
分	第二百四十二条第一項	部分に相応する金額	金額	特定社債申込証(資産の流動化に関する法律第百十條第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。)	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	算出された数	算出された額	算出された数	算出された額	算出された額
分	第二百四十三条第一項	新株予約権原簿及び社債原簿	特定社債原簿(資産の流動化に関する法律第七十條第一項第二号に規定する特定社債原簿をいう。)	募集に応じようとする口座	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	算出された数	算出された額	算出された数	算出された額	算出された額
分	第二百四十三条第二項	新株予約権原簿及び社債原簿	特定社債原簿(資産の流動化に関する法律第七十條第一項第二号に規定する特定社債原簿をいう。)	募集に応じようとする口座	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	算出された数	算出された額	算出された数	算出された額	算出された額
分	第二百四十四条第一項	算出された数	算出された額	に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	算出された数	算出された額	算出された数	算出された額	算出された額

第二百四十四條第二項	数	額
第二百四十五條第三項第一号	社債管理会社が	特定社債管理会社(資産の流動化に関する法律第九九条に規定する特定社債管理会社をいう。以下同じ。)が
第二百四十七條	商法第三百四十一條ノ十三第一項	資産の流動化に関する法律第十三条の四の七第一項

(振替新優先出資引受権付特定社債について)
の資産の流動化に関する法律の適用除外)
第二百八十九條 振替新優先出資引受権付特定社債については、資産の流動化に関する法律第十三条の四の三第二項、第十三条の四の四第一項及び第十三条の四の七第一項後の規定は、適用しない。

第十二章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替

(金融機関の合併に関する記載又は記録手続)
第二百九十条 第四百二十二條第一項から第八項までの規定は、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号。以下この節において「合併転換法」という。第三條第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関(合併転換法第二條第三項に規定する協同組

織金融機関をいう。以下この節において同じ。)の優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三條第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)が振替優先出資(第二百五十九條第一項に規定する振替優先出資をいう。以下この節において同じ。)である場合において、合併により設立される銀行(合併転換法第二條第二項に規定する銀行をいう。以下この節において同じ。)

若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併の際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併の際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百二十二條第一項第三号	口の数	口の口数
第四百二十二條第一項第三号ロ	発行総数	発行総口数
第四百二十二條第三項第一号	の数	の口数

2 第四百二十二條第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三條第一項第二号に掲げる

金融機関の合併により消滅する普通銀行(合併転換法第二條第一項第一号に規定する普通

銀行をいう。以下この節において同じ。)の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併の際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併の際して発行する振替優先出資の発行に

代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。必要は、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四百二十二條第一項第三号	イの数	イの口数
第四百二十二條第一項第三号イ及び第七号	総数	総口数
第四百二十二條第三項第一号	数の	口数の

3 第四百二十二條第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三條第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併の際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続

する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併の際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。必要は、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四百二十二條第一項第三号	数	口数
第四百二十二條第一項第三号イ	総数	総口数
第四百二十二條第一項第三号ロ	発行総数	発行総口数
第四百二十二條第一項第七号	総数	総口数
第四百二十二條第三項第一号	数	口数

5 第四百三十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対し

て合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第四百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百三十三条	株主名簿に記載又は記録		優先出資者名簿に記載
	数	総数	
第四百四十四条第二項及び第三項	株主名簿に記載又は記録	総口数	優先出資者名簿に記載
第四百四十四条第五項の表第四百三十二条第三項第二号の項	数	口数	優先出資者名簿に記載

第二百九十二条 第四百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する株式に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときについて準用する。

3 第四百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関又は合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して普通出資を割り当てようとするときについて準用する。

2 第四百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫又は合併後存続する信

4 第四百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併によ

り設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資でない優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する優先出資に代えてその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。

又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する優先出資に代えてその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。
(金融機関の転換に関する記載又は記録手続)
第二百九十三条 第四百四十二条第一項から第六項までの規定は、合併転換法第四条第三号から第五号までの規定により転換をする前の協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、転換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の優先出資者に対して転換に際して振替株式を発行しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百四十二条第一項第一号	発行し、又は移転	発行
第四百四十二条第一項第二号	口の数	口の口数
第四百四十二条第一項第三号	発行総数	発行総口数
第四百四十二条第三項第一号	の数	の口数

2 第四百四十三条第一項から第六項まで(第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号口及びハを除く。)の規定は前項の場合において、転換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の普通出資者に対して転換に際して振替株式を発行しようとするときについて、第四百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項にお

いて準用する第四百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百四十三条第一項	株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者	普通出資者
------------	-----------------------	-------

株主(株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。)及び当該質権者	普通出資者
株主又は質権者	普通出資者
発行又は当該移転	発行
株主又は質権者	普通出資者
株主又は当該質権者	普通出資者
株主又は質権者	普通出資者

3 第四百四十二条第一項から第六項までの規定は、合併転換法第四号第二号の規定により転換をする前の普通銀行の株式が振替株式である場合において、転換後の信用金庫が転換前の普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資を発行しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四百四十二条第一項 第一号	発行し、又は移転	発行
第四百四十二条第一項 第三号	イの数	イの口数
第四百四十二条第一項 第三号イ及び第七号	総数	総口数

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替

(保険会社の合併に関する記載又は記録手続)
第二百九十四条 第四百四十三条第一項から第七項まで(第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号口及びハを除く。)の規定は保険業法第五百九十九条第二項第二号に掲げる場合において、合併により相互会社が消滅する場合において、合併により設立される保険業を営む株式会社若しくは合併後存続する保険業を営む株式会社が消滅する相互会社の社員に対して

があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。)及び当該質権者、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。
第二百九十五条 第四百四十五条第一項から第四項までの規定は、保険業法第五百九十九条第二項第二号の場合における合併により消滅する保険業を営む株式会社の株式が振替株式である場合において、合併により相互会社が設立されるとき又は合併後相互会社が存続するときについて準用する。
(保険会社の株式交換、株式移転に関する記載又は記録手続)
第二百九十六条 第四百四十三条第一項から第六項まで(第四項第五号から第七号まで及び第五項第一号口から二までを除く。)の規定は相互会社が、組織変更の際に、保険業法第九十二条の五第一項の規定により他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社とするために株式交換を行う場合又は同法第九十二

条の八第一項の規定により組織変更後の株式会社の完全親会社を設立するために株式移転を行う場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百四十三条第七項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第四百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百四十三条第一項 第一号	合併の日	株主又は質権者	社員	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
第四百四十三条第一項 第一号	合併をする時期	株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者	社員	株式交換の日又は株式移転をする時期
第四百四十三条第一項 第一号	消滅会社は	株主(株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。)及び当該質権者	完全子会社となる相互会社	完全子会社となる相互会社
第四百四十三条第一項 第一号	合併をする時期	株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者	社員	株式交換の日又は株式移転をする時期
第四百四十三条第一項 第一号	合併の日	株主又は質権者	社員	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日

第百四十三条第二項	消滅会社	前日
	株主又は質権者	完全子会社となる相互会社
第百四十三条第四項	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
第百四十三条第三項	消滅会社	完全子会社となる相互会社
	新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社
第百四十三条第四項	株主又は当該質権者	社員
	存続会社が	株式交換により完全親会社となる会社が
第百四十三条第四項	新設会社又は存続会社は、合併に際して	完全親会社となる会社は、株式交換又は株式移転に際して
	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
第百四十三条第四項	合併の日	完全親会社となる会社
	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日
第百四十三条第四項	株主	社員
	合併	株式交換又は株式移転
第百四十三条第四項	株主又は質権者	社員
	合併	株式交換又は株式移転
第百四十三条第四項	消滅会社	完全子会社となる相互会社
	株主又は質権者	社員
第百四十三条第四項	存続会社	株式交換により完全親会社となる会社
	合併	株式交換又は株式移転
第百四十三条第七項	当該存続会社	当該会社
	合併の日	株式交換の日

第三節 証券取引法による合併に係る振替

(証券取引所の合併に関する記載又は記録手続)

第二百九十七条 第百四十三条第一項から第七

項まで(第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号及びハを除く。)の規定は証券取引法第百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併により会員証券取引所(同法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所

をいう。以下この条において同じ。)が消滅する場合において、合併により設立される株式会社証券取引所(同法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。以下この条において同じ。)若しくは合併後存続する株式会社証券取引所が消滅する会員証券取引所の会員に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する株式会社証券取引所が当該会員に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」、「株主(株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。)」及び当該質権者、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「会員」と読み替えるものとする。

第十三章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

(その他の有価証券に表示されるべき権利に関する杜債等に係る規定の準用)

第二百九十八条 第二条第一項第二十三号に掲げるもののうち次の各号に掲げるものの振替については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。この場合において、当該規定の準用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 第二条第一項第一号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第四章の規定

二 第二条第一項第十二号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第七章の規定

三 第二条第一項第十三号に掲げるものに準

ずるものとして政令で定めるもの 第八章の規定

四 第二条第一項第十四号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第九章の規定

五 第二条第一項第十五号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第十章の規定

附則第十條中「並びに第六章」を「から第十三章まで」に、「第三十六條」を「第四十二條」に改め、同條の表第五十八條の項を削り、同表第百四十五條第二号の項中「第百四十五條第二号」を「第三百十八條第二号」に改める。

附則第十九條中「規定」の下に「第五十八條第一号から第七号まで及び第九号から第五十二号まで」を、「第六章」の下に「から第十三章まで」を加え、「第三十六條」を「第四十二條」に改め、同條の表第五十八條の項を削り、同表第百四十一條第一項の項中「第百四十一條第一項」を「第百十一條」に改める。

附則第二十七條第一項中「第百二十七條まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六條」を「第四十二條」に改め、同條の表第五十八條の項を削り、同表第百二十八條第一項中「第百二十七條まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六條」を「第四十二條」に改め、同條の表第五十八條の項を削り、同表第百四十五條第二号の項中「第百四十五條第二号」を「第三百十八條第二号」に改める。

附則第二十九條第一項中「第百二十七條まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六條」を「第四十二條」に改め、同條の表第五十八條の項を削り、同表第百四十五條第二号の項中「第百四十五條第二号」を「第三百十八條第二号」に改める。

附則第三十條第一項中「第百二十七條まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六條」を「第四十二條」に改め、

同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百五十五条第二号の項中「第四百五十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十一条第一項中「第三百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三条まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百五十五条第二号の項中「第四百五十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十二条第一項中「第三百二十一条において準用する第六十六条(第一号を除く。)」に規定する振替投資信託受益権をいう。を削り、「第三百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三条まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百五十五条第二号の項中「第四百五十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十三条中「投資信託委託業者をいう。以下この条」を「投資信託委託業者をいう。以下この条及び附則第三十八条」に、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改め、「委託者非指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加える。

附則第三十四条第一項中「(第二百二十三条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替貸付信託受益権をいう。」を削り、「第三百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三条まで」を加え、「次条及び第三十六条」を「及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百五十五条第二号の項中「第四百五十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十五条第一項中「(第二百二十五条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替特定目的信託受益権をいう。」を削り、「第三百二十七条」の下に「並びに第七章から第十三条まで」を加え、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百五十五条第二号の項中「第四百五十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

削り、「第三百二十七条」の下に「並びに第七章から第十三条まで」を、「次条」の下に「から第四十二条まで」を加え、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百五十五条第二号の項中「第四百五十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十六条第一項中「第四百四十二条の下に「並びに第七章から第十三条まで」を加え、「及び第十九条から前条まで」を、「第十九条から前条まで及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第四百五十五条第二号の項中「第四百五十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第四十条中「及び第三十六条第二項」を、「第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改め、同条を附則第四十六条とする。

附則第三十九条を附則第四十五条とする。
附則第三十八条中「及び第三十六条第二項」を、「第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改め、同条を附則第四十四条とする。

附則第三十七条第一項中「及び前条第二項」を、「第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び前条第三項」に改め、同条を附則第四十三条とする。

附則第三十六条の次に次の六条を加える。
(併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例)

第三十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第一条本文に規定する施行日(以下

附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。)までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権(契約において併合又は分割の定めがあるものに限り)であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第一百三十条から第二百一十条まで、第二百一十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九

条、第八十七条及び第一百四十条第二項、第二百一十三条から第二百一十七条まで並びに第七章から第十三条まで並びに附則第一条から第十号まで、第十九条から前条まで及び第三十九条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百一十一条の表第七十八条第一項の項	発行総額(償還済みの額)		の発行総額(償還済みの額)
	総発行口数(償還済み又は解約済みの口数)		
第二百一十一条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄		第二百一十一条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第二百一十一条において準用する第七十八条第二項	発生、移転又は消滅		発生(振替受人簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受人簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第二百一十一条において準用する第七十九条第二項第二号	より当該発生、移転又は消滅		より当該口座における当該発生(振替受人簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受人簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第二百一十一条において準用する第八十二条第一項	振替社債		附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権

第三百十八条第二号
の規定により
及び附則第三十七条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項 第一号	金額	口数
附則第十二条第一項 第二号	社債券(商法第三百六条第一項に規定する債券をいう)	受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律第五条第一項及び第四十九条の五第一項に規定する受益証券をいい、これに類する外国投資信託の受益証券を含む)
附則第十四条第二項 本文	社債券(弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限り。)	受益証券
附則第十四条第五項 第二号及び第三号	金額の増額	口数の増加
附則第十四条第五項 第三号イ	金額	口数
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券
附則第十七条第一項 第二号	総額	総口数

第三十八条 委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行う

ついて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。)とする。委託者非指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行うとする場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの(次項において「特例貸付信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百三十三条から第百三十五条まで、第百三十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百三十四条第二項、第百三十四条から第百三十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十三条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第百二十三条において準用する第七十八条第一項	の発行総額(	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(分割により増加した金額を含み、併合により減少した金額、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び
第百二十三条において準用する第七十八条第二項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第百二十三条において準用する第七十九条第二項第二号	より当該	より当該口座における当該
	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)

第三百一十三条において準用する第八十二條第一項	振替社債	附則第三十九條第一項に規定する特例貸付信託受益権
第三百十八條第二号	の規定により	及び附則第三十九條第二項において読み替えて準用する附則第十六條第四項の規定により
2 附則第十二條、第十三條、第十四條第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五條から第十八條までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		
附則第十二條第一項 第二号	社債券（商法第三百六六條第一項に規定する債券）	受益証券（貸付信託法第八條第一項に規定する受益証券）
附則第十四條第二項 本文	社債券（并済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十五條及び第十六條第四項	社債券	受益証券
（併合又は分割の定めがある振替特定目的信託受益権の特例）		
第四十條 新受人終了日までに設定された資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権とみなして、この法律の規定（第	第二章第八節、第五章、第百三十三條から第百二十四條まで、第百二十五條において準用する第六十六條第二号、第六十九條、第八十七條及び第百十四條第二項、第百二十七條並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から前條まで及び次條から第四十二條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	の持分の数
2 附則第十二條、第十三條、第十四條第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五條から第十八條までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		
附則第十二條第一項 第一号	金額	持分の数

附則第十二条第一項 第二号	社債券(商法第三百六条第一項に規定する債券)	受益証券(資産の流動化に関する法律第一百七十三条第一項に規定する受益証券)
附則第十四条第二項 本文	社債券(弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限り。)	受益証券
附則第十四条第五項 第二号及び第三号	金額の増額	持分の数の増加
附則第十四条第五項 第三号イ	金額	持分の数
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券
附則第十七条第一項 第二号	総額	持分の総数

(振替新株予約権付社債の特例)

第四十一条 新受入終了日までに発行の決議がされた新株予約権付社債(商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項の定めがあり、同項第四号に掲げる同法第二百八十条ノ二十第二項第七号に掲げる事項の定めがなく、その新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限り。であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの(次項において「特例新株予約権付社債」という。のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第四章から第九章まで、第

二百九条第二項ただし書、第二百二十二条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十六条、第二百四十九条、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四条第二項ただし書、第三項及び第七項、第十九条から前条まで並びに次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百一十一条第三項 第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨	事項
-------------------	---	----

第二百一十三条第三項 第二号	保有欄	第二百一十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第二百三十八条第一項	の発行総数を	について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。)
第二百三十八条第一項 第二号	の発行総数(発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。)	について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。)
第二百三十八条第三項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第二百三十九条第二項 第二号	より当該	より当該口座における当該
第二百三十九条第二項 第一号	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第二百四十二条第一項	振替新株予約権付社債	附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債
第二百四十四条第一項	においては、	においては、附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債の
第二百四十八条第二号	又は第二百八十七条第二項	、第二百八十七条第二項又は附則第四十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例新株予約権付社債について準用する。この

場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

超過数	超過額
合計数	合計額

2 前項前段の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

第二百二十条第一項	新株予約権付社債券(商法第三百四十一条ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券	社債券(商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百二十八号)による改正前の商法第三百六条第一項に規定する債
第二百二十条第二項	新株予約権付社債券	社債券
第二百二十一条第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株	事項
予約権の消却後若しくは行		

ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

ほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十六条、第二百四十八条、第二百四十九条、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四条第二項ただし書、第三項及び第七項並びに第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次項に定めるものを除くほか、第十章中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

第二百二十条第一項	新株予約権付社債券(商法第三百四十一条ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券)	社債券(商法等の一部を改正する法律平成十三年法律第百二十八号)による改正前の商法第三百六条第一項に規定する債
第二百二十条第二項	新株予約権付社債券	社債券
第二百二十一条第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるときは又は社債の償還済みのものであるときはその旨	事項
第二百二十三条第三項第二号	保有欄	第二百二十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第二百二十四条第七項	についての社債の金額に相應する振替新株予約権付社債の数	の金額と同額
第二百三十八条第一項各号列記以外の部分	の発行総数	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。)を
第二百三十八条第一項第二号	数	額
第二百三十八条第一項第二号	の発行総数(発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができな	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。)を

第二百三十八条第三項	数は	振替新株予約権付社債の数を除く。	求又は社債の償還があつたものの金額を除く。
発生、移転又は消滅	発生、移転又は消滅	発生（振替受人簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受人簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）、	より当該口座における当該
より当該	の数	の額	の額
第二百三十九条第一項各号列記以外の部分及び第二項第一号	数	額	額
第二百三十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受人簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受人簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）、	より当該口座における当該
第二百三十九条第三項及び第二百四十条第一項各号列記以外の部分	数	額	額
第二百四十条第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額	額を控除した額
第二百四十条第一項第二号	数	額	額
第二百四十条第二項第一号	数に相応する額	額	額
第二百四十一条第一項各号列記以外の部分	数	額	額
第二百四十一条第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額	額を控除した額
第二百四十一条第二項第二号	数	額	額
第二百四十一条第二項	数に相応する額	額	額

第二号		
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第二百二十四条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第二百二十条第一項
附則第十七条第一項	総額	総額、発行価額、転換の条件、転換によつて発行すべき振替株式の内容及び転換を請求することができる期間
第二号		

(商法の一部改正)

第二条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項第四号ノ二の次に次の一号を加える。

四ノ二ノ二 株券ヲ発行セザル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百六条の次に次の一条を加える。

第二百六条ノ二 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株式ノ移転ハ前条第一項ノ名義書換ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

前項ニ規定スル場合ニ於テハ会社ハ左ノ場合ヲ除クノ外前条第一項ノ名義書換ヲ為スコトヲ得ズ

一 株主又ハ其ノ相続人其ノ他ノ一般承継人及株式ヲ取得シタル者ガ共同シテ請求ヲ為シタル場合

二 株式ヲ取得シタル者ガ株主又ハ其ノ一般承継人ニ対シ名義書換ノ意思表示ヲ為スベキコトヲ命ズル確定判決ヲ得テ請求ヲ為シタル場合、第二百四条ノ三第一項ノ請求ヲ為シタル者ガ同項ノ株主ニ代金ヲ支払ヒタル旨ヲ証スル書面ヲ提出シテ請求ヲ為シタル場合其ノ他ノ株式ヲ取得シタル者ノ請求ニ依リ名義書換ヲ為スモ利害関係人ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ法務省令ニ定ムル場合

三 会社ガ株式交換又ハ株式移転ニ因リテ完全子会社トナリタル場合其ノ他ノ請求ニ依ラスシテ名義書換ヲ為スモ利害関係人ノ利

益ヲ害スル虞ナキモノトシテ法務省令ニ定ムル場合

第一項ニ規定スル場合ニ於テハ株主ハ会社ニ対シ其ノ株主ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二百七条の次に次の一条を加える。

第二百七条ノ二 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株式ノ質権者ハ其ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ質権ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二百六条ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ質権者ニ之ヲ準用ス

第二百九条第一項中「記載シタルトキ」の下に「(株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ)」を加える。

第二百九条第三項を次のように改める。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項ノ質権者アルトキハ会社ハ前条ノ株主ノ受クベキ株券ヲ其ノ質権者ニ引渡スコトヲ要ス但シ其ノ株主ガ其ノ株券ノ交付ヲ受クルニ付会社ニ旧株券ノ提出ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ提出アル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラス

第二百九条に次の一項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ第一項ノ質権者アルトキハ会社ハ前条ノ株主ノ受クベキ株式ニ付其ノ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

此ノ場合ニ於ケル同項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「会社が質権設定者ノ請求ニ依リ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキ」株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ」トアルハ「会社が前条ノ株主ノ受クベキ株式ニ付質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ」トス

第二百十三條に次の一項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ株式ノ消却ヲ為サントスルトキハ会社ハ其ノ旨並ニ会社ノ定ムル一定ノ日、若シ其ノ日ニ於テ第三百七十六條第一項及第二項ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ其ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百十五條の次に次の一条を加える。

第二百十五條ノ二 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ株式ノ併合ヲ為サントスルトキハ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ其ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百十九條第一項中「若シ其ノ日ガ第二百二十四條ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前」を削る。

第二百二十條ノ四第二項中「第二百二十四條ノ三第三項及第四項」を「第二百二十四條ノ三第二項及第三項」に改める。

第二百二十條ノ五第三項中「第二項」を「三項」に改め、同条第二項を削る。

第二百二十二條ノ五第一項ただし書中「但シ」の下に「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキ及」を、「転換ノ請求」の下に「ヲ為ストキ」を加える。

第二百二十二條ノ六第二項を削る。

第二百二十二條ノ九第二項中「転換セラルベキ強制転換条項付株式、一定ノ期間内ニ其ノ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券ハ無効ナル旨」を「一定ノ期間内ニ其ノ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨、其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券ハ無効ナル旨及転換セラルベキ強制転換条項付株式」に改め、同条に次の一項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ転換ノ効力ガ生ズル旨及転換セラルベキ強制転換条項付株式ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百二十二條ノ十中「並ニ第二百二十二條ノ六第一項但書及第二項」を「及第二百二十二條ノ六但書」に改める。

第二百二十四條ノ三第一項中「一定期間株主名簿ノ記載又ハ記録ノ変更ヲ為サズ又ハ」を削り、「若ハ」を「又ハ」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項中「期間又ハ」を削り、同条第二項を削る。

第二百二十六條第一項中「払込期日後」を「払込期日以後」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ株主ヨリ株券發行ノ請求ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百二十六條第二項中「払込期日後」を「払込期日以後」に改める。

第二百二十六條ノ二第二項中「若ハ記録シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載若ハ記録又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主ニ通知スル」を「又ハ記録スル」に改め、同条第四項を

款ノ定アル会社ガ発行シタル新株予約権」を加え、同条に次の一項を加える。

第二百六条ノ二(第二項第三号ヲ除ク)及第二百七条ノ二ノ規定ハ株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ガ発行シタル新株予約権ニ付テハ新株予約権原簿ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ質権ニ付テハ新株予約権原簿ノ記載又ハ記録ハ質権設定者ノ請求ニ依リテ之ヲ為ス

第二百八十条ノ三十六第二項中「消却セラルベキ新株予約権及一定ノ期間内ニ新株予約権証券ヲ会社ニ提出スベキ旨」を「一定ノ期間内ニ新株予約権証券ヲ会社ニ提出スベキ旨及消却セラルベキ新株予約権」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削り、同条に次の一項を加える。

消却セラルベキ新株予約権ニ付新株予約権証券ヲ発行セザリシトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ会社ハ第一項後段ノ決議ヲ為シタル旨、会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ新株予約権ノ消却ノ効力ガ生ズル旨及消却セラルベキ新株予約権ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告シ又ハ新株予約権者及新株予約権原簿ニ記載若ハ記録アル質権者ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ三十八第二項を削る。
第二百九十三条ノ五第六項中「第二百二十二条第一項」を「第二百二十二条第一項第一号」に、「第二百二十二条ノ六第一項但書」を「第二百二十二条ノ六但書」に改める。
第二百四十一条ノ八第一項中「払込期日後」を「払込期日以後」に改める。

第二百四十一条ノ十二第一項中「第二項及第四項」を「乃至第三項」に改める。
第三百五十条ノ次に次の一条を加える。
第三百五十条ノ二 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第二百四十八条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ同項ノ定ノ設定ノ

効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第三百五十一条を次のように改める。
第三百五十一条 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定ヲ設クル決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ株券ハ無効トナル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ定ノ設定ハ同項ノ一定ノ日ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ
第一項ニ規定スル場合ニ於テ同項ノ一定ノ日ノ前日迄ニ株式ノ質権者ノ請求アリタルトキハ会社ハ質権者ノ氏名及住所並ニ質権者ノ請求ニ依リ記載又ハ記録ナル旨ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルコトヲ要ス発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書又ハ第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ同項ノ定ノ設定ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告シ又ハ株主、端株主及新株ノ引受権者ハ新株予約権ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ要ス

第三百六十二条第一項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改め、同条第二項中「及第三項」を「第三項及第三百五十条ノ二」に改める。
第三百六十三条第五項、第三百七十一条第一項及及び第三百七十二條第二項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改める。

第三百七十四条ノ七第一項中「若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前」を削る。
第三百七十四条ノ十五中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改める。
第三百七十四条ノ三十一第一項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改

め、同条第二項中「及第三項」を「第三項及第三百五十条ノ二」に改める。
第四百十六條第三項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改め、同条第四項中「及第三項」を「第三項及第三百五十条ノ二」に改める。
第四百八十三条を次のように改める。
第四百八十三条 削除
第四百九十八條第一項第三号中「交付若ハ電磁的記録」を「交付、電磁的記録」に改め、「書面ノ交付」の下に「若ハ株主名簿ニ記載若ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付」を加え、同項第十一号中「株券」を「株主名簿」に改め、同項第十五号中「又ハ第四百八十三条」を削り、同項第十六号中「為サズ且株券ヲ寄託セザル」を「為サザル」に改め、同項第十六号ノ二中「第二百三十条ノ五第五項」の下に「若ハ第六項」を加え、同項第十六号ノ三中「株券」を「株主名簿」に改め、同項第十六号ノ四中「第二百三十条ノ八第四項」を「第二百三十条ノ八第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同項第二十三号中「又ハ第四百八十三条」を削る。

め、同条第二項中「及第三項」を「第三項及第三百五十条ノ二」に改める。
第四百十六條第三項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改め、同条第四項中「及第三項」を「第三項及第三百五十条ノ二」に改める。
第四百八十三条を次のように改める。
第四百八十三条 削除
第四百九十八條第一項第三号中「交付若ハ電磁的記録」を「交付、電磁的記録」に改め、「書面ノ交付」の下に「若ハ株主名簿ニ記載若ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付」を加え、同項第十一号中「株券」を「株主名簿」に改め、同項第十五号中「又ハ第四百八十三条」を削り、同項第十六号中「為サズ且株券ヲ寄託セザル」を「為サザル」に改め、同項第十六号ノ二中「第二百三十条ノ五第五項」の下に「若ハ第六項」を加え、同項第十六号ノ三中「株券」を「株主名簿」に改め、同項第十六号ノ四中「第二百三十条ノ八第四項」を「第二百三十条ノ八第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同項第二十三号中「又ハ第四百八十三条」を削る。

第三條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第九條第三項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律平成十三年法律第七十五号第百五十五條第一項又は第百五十六條第一項(これらの規定を同法第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。の)の規定により発行者に對抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。」を加える。

第三十二條第三項中「第三十條第二項から第七項まで及び」を「第三十條第二項から第五項まで、第七項及び第八項並びに」に改める。
第三十八條第二項中「投資信託委託業」の下に「若しくは投資法人資産運用業」を加える。
第六十七條第四項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改める。
第七十八條第六項中「から第二百九条まで」を「第二百八条及び第二百九条(第四項を除く。)」に改め、「この場合において」の下に「同条第一項中「トキ(株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ)」とあるのは「トキ」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第八十三條第二項及び第三項中「成立(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日)の後」を「成立後(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日以後)」に改める。
第八十四條の次に次の一条を加える。
(投資証券が発行されていない場合の特例)
第八十四條の二 発行済投資口の全部について第二百二十六条ノ二第三項又は前条第一項の規定により投資証券が発行されていない場合には、次条第二項において準用する同法第二百十四條第三項、第二百十五條及び第二百十六條、第八十六條第四項において準用する同法第二百二十條第四項並びに第二百二十三條第一項において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合には、第八十二條第三項において準用する商法第二百二十四條ノ三第三項、次条第二項において準用する同法第二百十五條ノ二、第八十七條第三項又は第二百二十三條第一項において準用する同法第二百

第三十二條第三項中「第三十條第二項から第七項まで及び」を「第三十條第二項から第五項まで、第七項及び第八項並びに」に改める。
第三十八條第二項中「投資信託委託業」の下に「若しくは投資法人資産運用業」を加える。
第六十七條第四項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改める。
第七十八條第六項中「から第二百九条まで」を「第二百八条及び第二百九条(第四項を除く。)」に改め、「この場合において」の下に「同条第一項中「トキ(株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ)」とあるのは「トキ」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか」を加える。
第八十三條第二項及び第三項中「成立(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日)の後」を「成立後(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日以後)」に改める。
第八十四條の次に次の一条を加える。
(投資証券が発行されていない場合の特例)
第八十四條の二 発行済投資口の全部について第二百二十六条ノ二第三項又は前条第一項の規定により投資証券が発行されていない場合には、次条第二項において準用する同法第二百十四條第三項、第二百十五條及び第二百十六條、第八十六條第四項において準用する同法第二百二十條第四項並びに第二百二十三條第一項において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

八十条ノ十七第三項の公告に代えて、公告すべき事項を投資主に通知することができる。

第八十五条第二項中「、第二百二十五条及び第二百二十六条」を「及び第二百二十五条から第二百二十六条まで」に改め、「この場合において」の下に「、同法第二百二十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項又ハ同法第八十四条第一項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第八十七条第三項中「（その日が第八十二条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する期間中であるときは、その期間の初日の二週間前）」を削る。

第八十八条第四項を削る。

第二百二十三条第一項中「この場合において」の下に「、同法第二百八十条ノ十七第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項又ハ同法第八十四条第一項」とを加える。

第二百二十四条第一項第一号中「第八十二条第二項」を「第八十二条第三項」に改め、「期間又は同項に規定する」を削る。

第二百五十一条第一号中「この法律（第三編第一章に限る。以下この条において同じ。）又は商法（この法律において準用する場合を含む。）の規定に違反して」を削り、同条第二十号中「せず、かつ、投資証券を寄託しない」を「しない」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第四条 協同組織金融機関の優先出資に関する法

第五節 財政金融委員会会議録第十二号（その二）

（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」を「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と、「第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）第六条第一項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第十二条第一項中「の翌日」を削る。

第十四条中「優先出資者名簿」との下に「、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」とを加える。

第十五条第五項中「手続」の下に「、第二百二十五条ノ二（株券廃止会社等における株式併合の手続）」を、「優先出資者名簿」との下に「、同法第二百二十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」とを加える。

第十六条第五項中「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「優先出資法第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」を「記載又ハ記録」とあるのは「記載」に改める。

第二十五条中「閉鎖及び」を削り、「とあるのは「質権者」と」の下に「、同法第二百二十四条ノ三第一項中「記載又ハ記録」とあるのは

「記載」とを加える。

第二十六条第二項中「及び第二百九条」の下に「（第四項を除く。）」を、「において」の下に「、同法第二百七条第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」とを、「株主名簿」の下に「記載又ハ記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」を、「優先出資者名簿」の下に「記載シ且其ノ氏名ヲ優先出資証券ニ記載シタルトキ」を加え、「株式」とあるのは「優先出資証券」を、「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と、「株券ヲ其ノ」とあるのは「優先出資証券ヲ其ノ」と、「株券ノ」とあるのは「優先出資証券ノ」と、「旧株券」とあるのは「旧優先出資証券」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「払込期日後」を「払込期日以後」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（優先出資証券が発行されていない場合の特例）

第二十八条の二 発行済優先出資の全部について第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、第十四条において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五條第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項並びに第十六条第五項において準用する同法第二百十五條第一項及び第二項、第二百十六條並びに第二百二十條第四項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合には、第六条第五項において準用する商法第二百八十條ノ四第三項、第十四条において準用する同法第二百八十條ノ十七第三項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五條ノ二、第十六条第一項において準用する同法第二百十九條第一

項又は第二十五条において準用する同法第二百二十四条ノ三第三項の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資者及び優先出資引受権を有する者に通知することができる。

第三十条中「及び寄託」を削り、「優先出資者名簿」を「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」に改める。

第五十四条第一項第十三号中「行わず、かつ、優先出資証券を寄託しない」を「行わない」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第五条 資産の流動化に関する法律平成十年法律第五号の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第八十五条第二項」を「第八十五条第四項」に改める。

第四十四条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「閉鎖及び」を削り、「及び第三項」を「及び第二項」に改める。

第四十八条の二に次の一項を加える。

2 商法第二百三十三條第四項（株式の消却）の規定は、発行済優先出資の全部について第四十九條第一項において準用する同法第二百二十六條ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八條の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求がないときは同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないときにおける優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百三十三條第四項中「第一項ノ」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條第一項ノ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八條の四の三第三項中「及び第三項」を削る。

第四十九條第一項中「第二百九條第一項及び第二項」を「第二百九條第一項から第三項まで」に、「第二百十五條（株式併合の手続）」第

は「新優先出資引受権付特定社債券」とを即ち、「第二百三十二条第一項」を、「第二百三十二条第二項」に改め、「請求書」との下に「第二百三十二条の二の五第五項中「転換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」とを加える。

第百十六條第二項中「同法第五十六條」を「有限会社法第五十六條」に改める。

第一百八条の十第一項中「第二百十五條(株式併合の手續)、第二百十六條(新株券の交付)」

を「第二百二十五条から第二百二十六条まで（株式併合の手続及び新株券の交付）」に改め、「決

「株券ヲ發行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ

発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若八第二百

十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル

第二百二十六条ノ第三項」と、「株券力」とあるのは「優先出資証券力」と、「場合二」と

あるのは一場合ニシテ且單位未滿優先出資ノ全部ニ付同法第四十八條の四の二第一項本文ノ規

定二依ル單位未滿優先出資証券ノ發行ノ請求ヲ
キトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ單位未滿優先

出資証券が発行セラレサルトキ」とを加え、同条第二項中「期間満了の時」の下に「又は前

項において準用する同法第二百十五條ノ一の一定の日」を加える。

第三百二十七条の四第一項を次のように改める。

優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなけ

一 第四十八条の二第二項又は第四十九条第

一項において準用する商法第二百十五條第一項の規定による公告（発行済優先出資の

全部について第四十九条第一項において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の相

定により優先出資証券が発行されておら

ず、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求を受けていない、又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていない特定目的会社にあつては、第四十八条の二第二項において準用する同法第二百三十三条第四項若しくは第四十九条第一項において準用する同法第二百三十五条ノ二の規定による公告又は第四十九条の二第三項の規定による通知をしたことを証する書面

二 前号に規定する特定目的会社にあつては、当該特定目的会社に該当することを証する書面
第七百七十五条第二項中「株主並びに」を「株主及び」に改め、「閉鎖及び」を削り、「同条第四項中「定款」を「同条第三項中「定款」に改める。
第七百七十八条第一項中「不発行及び寄託制度」を「所持制度」に改め、「同法第二百九条第一項中」の下に「記載シタルトキ」株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ」とあるのは「記載シタルトキ」とを加える。
第七百八十四条第二項中「会社」を「大会社」に改める。
第二百十條第四項中「第二百四十五條ノ三第一項及び第三項から第六項まで第一項」を「第二百四十五條ノ三第一項」に改める。
第二百四十一條第二項中「特定目的信託管理者」を「特定信託管理者」に改める。
第二百五十二條第一項第十四号中「せず、かつ、優先出資証券又は受益証券を寄託しない」を「しない」に改める。
（保険業法の一部改正）
第六條 保険業法（平成七年法律第百五号）を次のように改正する。
第十一條の見出し中「閉鎖の期間等」を「基

準日」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二百二十四条ノ三第三項」を「第二百二十四条ノ三第二項」に改め、同項を第十一條とする。
第九十二條の二第二項中「ノ翌日」を削る。
（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）
第七條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項第二号ロ中「第八十五條第二項」を「第八十五條第四項」に改める。
第二十九條第八項中「同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第八項ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」と、「株式」を「株式」に改める。
第四十四條第三項中「並びに」を「及び」に改め、「閉鎖及び」を削り、「及び第三項」を「及び第二項」に改める。
第四十九條中「不発行及び寄託制度」を「所持制度」に、「株券」とあるのは「優先出資証券」とを、「株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「優先出資証券ニ記載シタルトキ」とに、「及び「株主」とあるのはそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項を「とあるのは「優先出資社員名簿」と、同条第四項」に改め、「及優先出資社員名簿」との下に「同

条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六條第一項但書若ハ第二百二十六條ノ二第三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第四十九條ニ於テ準用スル第二百二十六條ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」とを加え、同条の次に次の一條を加える。
（優先出資証券が発行されていない特定目的会社に係る特例）
第四十九條の二 発行済優先出資の全部について前条において準用する商法第二百二十六條ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、前条において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項並びに第二百五條第一項において準用する同法第二百二十五條第一項及び第二項の規定は、適用しない。
2 前項に規定する場合には、第四十四條第三項において準用する商法第二百二十四條ノ三第三項、前条において準用する同法第二百八十条ノ十七第三項又は第二百二十條第二項において準用する同法第二百三十三條第四項の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資社員に通知することができる。
第五十九條第二項中「前項の会社」を「前項の大会社」に改める。
第六十二條中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。
第九十七條第三項中「同条第四項」を「第九十三條第四項」に改める。
第二百四十四條第三項中「第一項」を「第一項」に、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、同条ト競業ヲ為ス者」とあるのは「社員ガ特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為

ス他ノ特定目的会社若ハ会社」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」に改める。
第二百三十三條第一項中「第二百八十条ノ三十四ノ二」の下に「（除權決定による再発行）」を加える。
第二百六十六條第三項中「同法第五十六條」を「有限会社法第五十六條」に改める。
第二百二十條中「提出スベキ旨及」を「其ノ期間内ニ会社ト提出セラレザル株券（第三項ノ株券ヲ除ク）ハ無効トナル旨及」に、「提出スベキ旨」を「及其ノ期間内ニ特定目的会社ト提出セラレザル優先出資証券ハ無効トナル旨」に改め、同条に次の一項を加える。
2 商法第二百三十三條第四項（株式の消却）の規定は、発行済優先出資の全部について第四十九條において準用する同法第二百二十六條ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合において、第二種特定目的会社が前条第一項の承認を受けて行つ優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百三十三條第四項中「一定ノ日、若シ其ノ日ニ於テ第三百七十六條第一項及第二項ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時」とあるのは「一定ノ日」と読み替えるものとする。
第二百二十四條中「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且單位未満優先出資証券ヲ發行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」を「社員」に改める。
第二百三十七條第二号を次のように改める。
二 第二百二十條第一項において準用する商法（発行済優先出資の全部について第四十九條において準用する同法第二百二十六條ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない特定目的会社にあつては、第二百二十條第二項において準用する同法第二百三十三條第四項の規定による公告又は第四十九

3 附則第三条第三項の規定は前項において準用する同条第二項の通知について、同条第四項及び第五項の規定は当該通知を受けた発行者について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「効力発生日」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

4 附則第四条の規定は第一項の発行者の株式に係る実質株主について、前条の規定は当該発行者の株式に係る預託株主について、それぞれ準用する。この場合において、附則第四条及び前条中「効力発生日」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

5 発行者が保管振替株券に係る株式について施行日以前の日を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議を施行日の二週間前までにしなかったときは、当該発行者は、施行日において当該保管振替株券は無効となる旨を施行日の二週間前に公告しなければならない。

6 前項の発行者の保管振替株券・保管振替機関に預託されていないものに限り、に係る株式の質権者が株主名簿への記載又は記録の請求を行った場合には、施行日の二週間前日から施行日の前日までの間に限り、当該発行者は、当該質権者の氏名及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

7 第一項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされる場合における株券を発行しない旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、附則第八十五条の規定による改正後の商業登記法(昭和三十一年法律第百二十五号)第八十六条の三に規定する書面に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

(保管振替利用会社が振替機関の指定を受けた保管振替機関に対し同意を与えた場合の特例)
第七条 施行日において、保管振替株券に係る株式につき発行者が旧保振法第六条の二の同意を

与えた保管振替機関が振替機関(第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律(以下「新振替法」という。))第二第二項に規定する振替機関をいう。以下附則第三十四条までにおいて同じ。)であり、当該発行者から施行日の一月前の日(以下附則第十一項までにおいて「同意期限日」という。)までに当該保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を得ていた場合において、当該保管振替機関の参加者が当該株式につき当該振替機関(以下附則第十項までにおいて「特定振替機関」という。)の直近下位機関(新振替法第二条第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)であるときは、当該特定振替機関は、当該参加者(以下この条において「特定参加者」という。)の参加者自己の質権者として参加者口座簿(旧保振法第十七条第一項に規定する参加者口座簿をいう。以下附則第二十六項までにおいて同じ。)に記載又は記録がされていなかった者(当該特定参加者振替株券を除く。)のために振替株式の振替を行うための口座を開設しなければならない。この場合において、当該特定参加者又は当該質権者の新振替法第四十四条第一項の申出により開設されたものとみなす。

4 特定参加者は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿の顧客又は質権者のために前項前段の規定により開設した口座に、その顧客口座簿に記載又は記録がされていなかった者(当該特定参加者振替株券を除く。)の顧客又は当該質権者に係る旧保振法第十五条第二項に掲げる事項、旧保振法第三十七条の規定により記載又は記録がされていなかった事項及び新振替法第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 特定参加者は、施行日において、特定振替機関(当該特定参加者の参加者自己の質権者として参加者口座簿に記載又は記録がされていなかった者(当該特定参加者振替株券を除く。)の顧客又は当該質権者に係る旧保振法第十五条第二項に掲げる事項、旧保振法第三十七条の規定により記載又は記録がされていなかった事項及び新振替法第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

6 特定参加者は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿(新振替法第二百二十九条第一項に規定する振替口座簿をいう。以下附則第二十六項までにおいて同じ。)の特定参加者のために開設した口座又は特定参加者のために前項前段の規定により開設した口座に、その参加者口座簿に記載又は記録がされていなかった者(当該特定参加者振替株券を除く。)の顧客又は当該質権者に係る旧保振法第十五条第二項に掲げる事項、旧保振法第三十七条の規定により記載又は記録がされていなかった事項及び新振替法第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

7 特定参加者がその顧客の預託株券に係る株式の質権者である場合には、当該特定参加者は、施行日において、特定振替機関に対し、当該特定参加者を質権者とする新振替法第二百二十九条第三項第四号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該特定参加者の自己口座(同条第二項第一号に規定する自己口座をいう。)の質権欄において、当該事項を記載し、又は記録しなければならない。

8 振替機関等(新振替法第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下附則第三十四項までにおいて同じ。)が第二項、第四項、第六項又は前項後段の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせた場合における当該記載若しくは記録の漏れ又は記載若しくは記録の誤りは、新振替法第五十八条に規定する誤記載等とみなす。

第八条 同意期限日までに特定振替機関に対し、保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を与えた発行者は、同意期限日までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該発行者が施行日における株主(端株主を含み、株主名簿に記載又は記録がされている質権者の質権の目的である株式の株主及び前条第二項、第四項、第六項又は第七項後段の規定により記載し、又は記録された振替株式(次項において「特定振替株式」という。)の株主を除く。)及び当該質権者(以下この条において「通知対象株主等」という。)について第五項の通知をする旨

二 第四項前段の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2 特定振替機関は、施行日において、前項の発行者に対し、特定振替株式の存否、種類及び数並びにその株主を通知しなければならない。

3 参加者は、前項の特定振替機関から、同項の

通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならぬ。

4 第二項の通知を受けた同項の発行者(以下この条及び次条において「特定発行者」という。)は、遅滞なく、第一項第二号の振替機関等に対し、通知対象株主等のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならぬ。この場合において、当該口座は、新振替法第二百三十三条第一項の特別口座とみなす。

5 特定発行者は、施行日後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第十三条第一項の同意を与えた特定振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該特定発行者の商号及び振替株式の種類(以下この条及び次条において「銘柄」という。)

二 通知対象株主等である加入者(新振替法第二条第三項に規定する加入者という。以下この条及び次条において同じ。)の氏名又は名称

三 前項前段の申出により振替機関等が開設した口座

四 加入者ごとの第一号の振替株式の数(次号に掲げるものを除く。)

五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六 前号の株主の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 新振替法第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、特定発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替株式の総数その他内閣府令・法務省令で定める事項

6 前項の通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該特定振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の新振替法第二百二十九条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における前項第二号の加入者株主であるものに限る。に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の質権欄における前項第二号の加入者(質権者であるものに限る。)に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該特定振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第一号の加入者の上位機関(新振替法第二条第七項に規定する上位機関をいう。)であるものの口座の顧客口座(新振替法第二百二十九条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。)

七 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関(新振替法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。)について準用する。

8 新振替法第二百六十九条の規定は、第五項の通知を受けた特定振替機関について準用する。

9 振替機関等が第六項(第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせた場合における

当該記載若しくは記録の漏れ又は記載若しくは記録の誤りは、新振替法第五十八条に規定する誤記載等とみなす。

10 第一項の発行者は、附則第六条第五項の規定にかかわらず、同項の公告をすることを要しない。

11 特定振替機関は、附則第三条第二項の規定による効力発生日が施行日とされた通知及び附則第六条第二項において準用する附則第三条第二項の通知については、前条第二項、第四項、第六項及び第七項後段の規定により記載又は記録をした質権者に関する事項を通知することができない。

第九条 特定発行者は、株券喪失登録がされた株券の株式、新商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式が振替株式である場合には、これらの株式又は新株については、前条第五項の通知をすることができない。

2 特定発行者は、新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日(新商法第二百三十条ノ七第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、新商法第二百六十六條第一項又は第二百六十七條第四項(新商法第二百六十三條第二項において準用する場合を含む。))の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。において、振替機関等に対し、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人(新商法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、新商法第二百三十条ノ六第四項又は第二百三十条ノ七第三項の規定により新商法第二百六十六條第一項の名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者を含む。以下この条において同じ。))の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該特定発行者に対し自己のために

開設された振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座(新振替法第二百三十一條第一項第二号の既存特別口座をいう。以下この項及び次項において同じ。))を除く。を通知したとき又は当該特定発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の特定発行者は、新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第十三条第一項の同意を与えた特定振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第一項の振替株式の銘柄

二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座(当該通知がないときは、既存特別口座)

四 第二号の加入者が有する第一号の振替株式の数(次号に掲げるものを除く。)

五 第二号の加入者が質権者であるときは、その旨、その質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六 前号の株主の氏名又は名称及び住所

七 第二号の加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 新振替法第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、特定発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替株式の総数その他内閣府令・法務省令で定める事項

4 前条第六項及び第七項の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。

5 第二項本文の申出により開設された口座は、新振替法第二百三十三条第一項の特別口座とみなす。

6 新振替法第二百六十九条の規定は、第三項の通知を受けた特定振替機関について準用する。

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を投資主とする投資口について新投信法第七十九条第一項の名義書換をしてはならない。

第十六条 前条第一項の発行者の投資口に係る預託投資証券(旧保振法第三十九条の二において

準用する旧振保法第十七条第二項に規定する預託投資証券をいう。以下この条及び次条において同じ。については、参加者又は顧客(旧振保

法第三十九条の二において準用する旧振振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。は、保管振替機関又は参加者に對し、施行日以降は当該預託投資証券の交付を請求することができない。

第十七条 附則第十五条第一項の発行者の投資口

に係る実質投資主は、施行日において、各自その
の預託投資証券の投資口の口数に応じた預託投
資証券に係る投資口を取得するものとする。
(保管振替利用協同組織金融機関に関する経過
措置)

第十八条 保管振替機関は、発行者(保管振替機関に対し旧振振法第六条の二の同意を与えた協同組織金融機関(第四条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律)以

下「新優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）に対し、当

該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている優先出資証券（新優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。次条において同じ。）に係る優先出資（新優先出資法

第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質優先出資者（旧保振法第三十九

条の五第一項において準用する旧保振法第三十
条第一項に規定する実質優先出資者をいう。附
則第二十一条において同じ。）に係る旧保振法第
三十九条の五第一項において準用する旧保振法

【参議院】

七第一項において準用する旧保振法第三十九条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第三十九条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。）を、施行日以後、直ちに、通知しなければならぬ。

3 参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならぬ。

ない。

4 第二項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資社員名簿に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を優先出資社員とする優先出資について名義書換をしてはならない。

第二十四条 前条第一項の発行者の優先出資に係る預託優先出資証券(旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十七条第二項に規定する預託優先出資証券をいう。以下この条及び次条において同じ。)については、参加者又は顧客(旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。)は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は当該預託優先出資証券の交付を請求することができない。

第二十五条 附則第二十三条第一項の発行者の優先出資に係る実質優先出資社員は、施行日において、各自その預託優先出資証券の優先出資の口数に応じた預託優先出資証券に係る優先出資を取得するものとする。

(罰則)

第二十六条 附則第七条第二項、第四項、第六項若しくは第七項後段、第八条第六項(同条第七項(附則第九条第四項において準用する場合を含む。))及び附則第九条第四項において準用する場合を含む。又は第十条第二項の規定に違反して、振替口座簿、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条 附則第三条第二項(附則第六条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第三項(附則第六条第三項において準用する場合を含む。))

第五部

財政金融委員会会議録第十二号(その二) 平成十六年五月二十五日【参議院】

含む。)、第八条第二項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第二項若しくは第三項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第二項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十三條第二項若しくは第三項の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を科する。

第二十九条 法人の役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 附則第八条第五項若しくは第六項(同条第七項(附則第九条第四項において準用する場合を含む。))及び附則第九条第四項において準用する場合を含む。、第九条第三項又は第十条第二項の規定に違反して、通知をするこ

とを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

二 附則第三条第四項(附則第六条第三項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項、第十八条第三項又は第二十二條第三項の規定に違反して、株主名簿、投資主名簿、優先出資者名簿又は優先出資社員名簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 附則第八条第一項に規定する公告をするこ

とを怠り、又は不正の公告をしたとき。

四 附則第八条第八項及び第九条第六項において準用する新振替法第六十九條第一項の規定に違反したとき。

(保管振替機関に関する経過措置)

第三十条 この法律の施行の際保管振替機関であつた者は、保管振替業(旧保振法第三条第一

項に規定する保管振替業をいう。以下附則第三十四條までにおいて同じ。)を速やかに結了しなければならぬ。この場合において、当該保管振替機関であつた者は、その保管振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

2 前項後段の規定により保管振替機関とみなされた者については、旧保振法第一章、第二章、第二十八条及び第五章の規定は、その保管振替業が結了するまでの間、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際保管振替機関又は参加者であつた者は、この附則に係る業務の範囲内において、保管振替機関又は参加者とみなす。

(預託を受けた株券等に関する経過措置)

第三十一条 旧保振法第三条の四第四項に規定する預託債権者又は旧保振法第二十六条第三項に規定する質権者は、その口座に係る保管振替株券、附則第十六条の規定が適用される新投信法第八十三条第二項に規定する投資証券、附則第二十条の規定が適用される新優先出資法第二十八條第一項に規定する優先出資証券並びに附則第二十四条の規定が適用される改正後の資産流動化法第二十九条に規定する優先出資証券及び改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を除く株券等(旧保振法第二条第一項に規定する株券等をいう。次条において同じ。))について、旧保振法第三十九条、第三十九條の二、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條の九及び第三十九條の十において準用する場合を含む。の規定による預託を受

けた株券等を連帯して補てんしなければならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第三十三条 保管振替機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者についての旧保振法第三条の五の規定による保管振替業に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 旧保振法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第二号に該当する者とみなす。

2 旧保振法第九条の二第二項の規定により旧保振法第三条第一項の指定を取り消された場合又は旧保振法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役又は監査役(外国の法令上これらと同様に取扱いされている者を含む。次項において同じ。))であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第三号に該当する者とみなす。

3 旧保振法第九条の二第二項の規定又は旧保振法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第三号ホに該当する者とみなす。

4 新振替法第二条第一項第十二号から第二十三号までに掲げるもの(以下この条において「株式等」という。)についての新振替法第三条第一

項の指定及び新振替法第十七条の業務規程の変更並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新振替法の例により、行うことができる。

5 振替機関は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十三条第一項の規定の例により、発行者から同意を得ることができる。

6 振替機関等は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十二条第一項又は第四十四条第一項及び第二百二十九条(新振替法第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第二百七十二条(新振替法第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第二百九十四條(新振替法第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。)(又は第二百九十一條(新振替法第二百八十八條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))の規定の例により、株式等の振替を行うための口座を開設することができる。

(投資者保護基金から加入者保護信託への投資者保護資金の拠出に関する特例)
第三十五条 投資者保護基金(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。は、同法第七十九条の六十三第二項の規定にかかわらず、同法第七十九条の四十九各号に掲げる業務の遂行に支障の生じない範囲内で、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、同法第七十九条の六十三第一項に規定する投資者保護資金の一部を新振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託の信託財産に充てるため拠出することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
(商法の一部改正に伴う経過措置)
第三十六条 会社が有する自己の株式の処分を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に第二条の規定による改正前の商法(以下「旧商法」という。)(第二百一十一條第三項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新商法第二百一十一條第三項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 株式の消却をしようとする会社が一部施行日前に旧商法第二百一十三條第二項において準用する旧商法第二百一十五條第一項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第二百一十三條第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 株式の併合をしようとする会社が一部施行日前に旧商法第二百一十五條第一項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第二百一十五條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 旧商法第二百二十二條ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式の転換をしようとする会社が一部施行日前に同条第二項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第二百二十二條ノ九第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 会社の新株発行を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 旧商法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした会社が一部施行日前に同条第二項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第二百八十条ノ三十六第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 旧商法第三百四十八條第一項の決議をした会社が一部施行日前に旧商法第三百五十條第一項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第三百五十條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 株式交換により完全子会社となる会社が一部施行日前に旧商法第三百五十九條第一項の規定による公告又は通知をした場合には、なお従前の例による。

9 株式交換により完全親会社となる会社が一部施行日前に旧商法第三百六十二條第二項において準用する旧商法第三百五十條第一項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第三百六十二條第二項において準用する新商法第三百五十條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 会社の株式交換を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に旧商法第三百六十三條第五項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第三百六十三條第五項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 株式移転により完全子会社となる会社が一部施行日前に旧商法第三百六十八條第一項の規定による公告又は通知をした場合には、なお従前の例による。

12 吸収分割により営業を承継する会社が一部施行日前に旧商法第三百七十四條ノ三十一第二項において準用する旧商法第三百五十條第一項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第三百七十四條ノ三十一第二項において準用する新商法第三百五十條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 合併により消滅する会社が一部施行日前に旧商法第四百十三條ノ四第一項の規定による公告又は通知をした場合には、なお従前の例による。

14 合併後存続する会社が一部施行日前に旧商法第四百十六條第四項において準用する旧商法第三百五十條第一項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第四百十六條第四項において準用する新商法第三百五十條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

した場合には、新商法第四百十六條第四項において準用する新商法第三百五十條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 旧商法第二百二十四條ノ三第一項に規定する一定期間(以下この条において「閉鎖期間」という。)(が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時(以下この条において「閉鎖期間満了時」という。))までは、同項の会社は、株主名簿の記載又は記録の変更を行わないことができる。

16 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた会社が新商法第二百二十九條第一項(新商法第二百一十一條第六項において準用する場合を含む。)(第二百八十条ノ四第三項(新商法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一條ノ十五第四項において準用する場合を含む。))及び第三百七十四條ノ七第一項(新商法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。))に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

17 第十五項に規定する場合においては、閉鎖期間満了時までは、次に掲げる者の議決権については、なお従前の例による。

一 当該閉鎖期間内に新商法第二百二十條ノ五第一項の規定により株主となつた者

二 当該閉鎖期間内に新商法第二百二十二條ノ三に規定する転換予約権付株式の転換の請求をした株主

三 当該閉鎖期間内に新商法第二百二十二條ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式の転換の効力が生じた場合における当該強制転換条項付株式の株主

四 当該閉鎖期間内に新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))行使した者

第十五項に規定する場合において、閉鎖期間満了時前に、新商法第二百三十條ノ四第六項の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、

第十五項の規定にかかわらず、同項の会社は、当該株券喪失登録について登録異議の申請をした者であつて同条第三項の請求をしたものについて株主名簿の記載又は記録の変更を行わなければならない。

19 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある会社（一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの（以下この項において「設立中の会社」という。）を含む。）であつて旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日（設立中の会社にあつては、その成立の日）において、株主又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、取締役会の決議をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

20 一部施行日前に旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された株券については、なお従前の例による。

21 一部施行日の前日を払込期日として新株の発行又は自己株式の処分をした場合においては、当該新株又は自己株式の引受人は、一部施行日から株主となる。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 投資口（第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「旧投資法」という。）第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下この条において同じ。）の併合をしようとする投資法人（旧投資法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）が一部施行日前に旧投資法第八十五条第二項において準用する旧商法第二百十五條第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新投資法第八十五条第二項において準用する新商法第二百十五條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

定にかかわらず、なお従前の例による。

2 投資法人が成立後に発行する投資口の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該投資法人が一部施行日前に旧投資法第二百二十三條第一項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第七項の規定による公告又は通知をしたときは、新投資法第二百二十三條第一項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧投資法第八十二条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の投資法人は、投資主名簿（旧投資法第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。）の記載又は記録の変更を行わないことができる。

4 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた投資法人が新投資法第八十七条第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

5 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の規約（旧投資法第六十七条第一項に規定する規約をいう。以下この項において同じ。）の定めがある投資法人であつて旧投資法第八十二条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の規約の定めがないものについては、一部施行日において、投資主（新投資法第二条第二十三項に規定する投資主をいう。第八項において同じ。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧投資法第八十二条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の規約の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、執行役員（新投資法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）

の決定をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

6 前項の場合には、執行役員は、役員会（新投資法第百五条に規定する役員会をいう。）の承認を受けなければならない。

7 一部施行日前に旧投資法第八十三条第五項において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された投資証券（旧投資法第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。）については、なお従前の例による。

8 一部施行日の前日を払込期日として投資法人が成立後に発行する投資口の発行をした場合においては、当該投資口の引受けをした者は、一部施行日から投資主となる。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 優先出資（第四条の規定による改正前の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下この条において「旧優先出資法」という。）第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。）の消却をしようとする協同組織金融機関（旧優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）が一部施行日前に旧優先出資法第十五条第五項において準用する旧商法第二百十五條第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新優先出資法第十五条第五項において準用する新商法第二百十五條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 協同組織金融機関の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該協同組織金融機関が一部施行日前に旧優先出資法第十四条において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新優先出資法第十四条において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定

期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の協同組織金融機関は、優先出資者名簿（新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。）の記載の変更を行わないことができる。

4 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた協同組織金融機関が新優先出資法第十六条第五項において準用する新商法第二百九条第一項及び新優先出資法第六條第五項において準用する新商法第二百八十条ノ四第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

5 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある協同組織金融機関であつて旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において、優先出資者（新優先出資法第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。第七項において同じ。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、理事（新優先出資法第二条第七項に規定する理事をいう。）の決定をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

6 一部施行日前に旧優先出資法第三十条において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券（旧優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。）については、なお従前の例による。

7 一部施行日の前日を払込期日として優先出資の発行をした場合においては、当該優先出資の引受人は、一部施行日から優先出資者となる。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 優先出資(第五条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律以下この条において「改正前の資産流動化法」という。)第二十五条第五項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。の消却をしようとする特定目的会社(改正前の資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。が、一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十八条の二において準用する旧商法第二百十五條第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の資産流動化法第四十八条の二第二項において準用する新商法第二百十三條第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 優先出資の併合をしようとする特定目的会社が一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十九条第一項において準用する旧商法第二百十五條第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の資産流動化法第四十九条第一項において準用する新商法第二百十五條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 特定目的会社の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該特定目的会社が一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十九条第一項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の資産流動化法第四十九条第一項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 特定目的会社又は特定目的信託(改正前の資産流動化法第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)について、改正前の資産流動化法第四十四条第三項又は第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間(以下この条において「閉鎖期間」という。)が

一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時(以下この条において「閉鎖期間満了時」という。)までは、当該特定目的会社又は当該特定目的信託に係る受託信託会社等(改正前の資産流動化法第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。第六項において同じ。)は、優先出資社員名簿(改正後の資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。)又は権利者名簿(改正後の資産流動化法第七十四条第一項に規定する権利者名簿をいう。)の記載若しくは記録の変更を行わないことができる。

5 前項に規定する場合においては、閉鎖期間満了時までは、次に掲げる者の議決権については、なお従前の例による。

一 当該閉鎖期間内に改正後の資産流動化法第四十八条の五において準用する新商法第二百二十条ノ五第一項の規定により優先出資社員(改正後の資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。次項において同じ。)となつた者

二 当該閉鎖期間内に転換特定社債(改正後の資産流動化法第二百十三條の二第二項に規定する転換特定社債をいう。)の転換を請求した者

三 当該閉鎖期間内に新優先出資の引受権(改正後の資産流動化法第二百十三條の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。新優先出資引受権付特定社債(改正後の資産流動化法第二百十三條の四第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。)に付されたものを含む。)を行使した者

6 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある特定目的会社(一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの(以下この項において「設立中の特定目的会社」という。)を含む。)又は閉鎖期間を指定する旨の特定目的信託契約(改正前の資産流動化法第六十二条に規定する特定目的信託契約を

いう。以下この項において同じ。)の定めがある特定目的信託であつて改正前の資産流動化法第四十四条第三項又は第二百七十五條第二項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款又は特定目的信託契約の定めがないものについては、一部施行日(設立中の特定目的会社にあつては、その成立の日)において、優先出資社員、特定目的信託の受益証券(改正後の資産流動化法第二条第十五項に規定する受益証券をいう。)の権利者又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を改正前の資産流動化法第四十四条第三項又は第二百七十五條第二項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議又は特定目的信託契約の変更があつたものとみなす。この場合においては、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定)又は受託信託会社等が変更する特定目的信託契約をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

7 一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十九条第一項又は第二百七十八條第一項において準用する旧商法第二百二十六條ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券(改正前の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。)又は特定目的信託の受益証券については、なお従前の例による。

8 第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の資産流動化法第四十八条の二又は第四十九条第一項において準用する旧商法第二百七十五條第一項の規定による公告又は通知に係る優先出資の消却による変更の登記及び優先出資の併合による変更の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

第四十条 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日が一部施行日後となる

場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の資産流動化法第二百十三條第一項の規定の適用については、同項中「除権決定」とあるのは、「除権判決」とする。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第四十一条 保険業を営む株式会社(第六條の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧保険業法」という。))第九條第一項に規定する保険業を営む株式会社をいう。以下この条において「会社」という。について、旧保険業法第十一条第一項に規定する期間(以下この条において「閉鎖期間」という。)が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合においては、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の会社は、株主名簿の記載又は記録の変更を行わないことができる。

2 一部施行日において閉鎖期間に係る定款の定めがある会社(一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの(以下この項において「設立中の会社」という。)を含む。)であつて旧保険業法第十一条第二項の一定の日に係る定款の定めがないものについては、一部施行日(設立中の会社にあつては、その成立の日)において、株主又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、取締役会の決議をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 優先出資(第七條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

(以下この条において「改正前の旧資産流動化法」という。)第二条第三項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。)の消却をしようとする特定目的会社(改正前の旧資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。)が、一部施行日前に改正前の旧資産流動化法第二百二十条において準用する旧商法第二百十五條第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の旧資産流動化法第二百二十條第二項において準用する新商法第二百十三條第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 特定目的会社の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該特定目的会社が一部施行日前に改正前の旧資産流動化法第四十九條において準用する旧商法第二百八十条ノ七第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の旧資産流動化法第四十九條において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 特定目的会社について、改正前の旧資産流動化法第四十四條第三項において準用する旧商法第二百二十四條ノ三第一項に規定する一定期間(以下この条において「閉鎖期間」という。)が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、当該特定目的会社は、優先出資社員名簿(改正後の旧資産流動化法第四十四條第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。)の記載又は記録の変更を行わないことができる。

4 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある特定目的会社であつて改正前の旧資産流動化法第四十四條第三項において準用する旧商法第二百二十四條ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において、優先出資社員(改正後の旧資産流動化法第二十六條に規定す

る優先出資社員をいう。)又は質権者として権利行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定)をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

5 一部施行日前に改正前の旧資産流動化法第四十九條において準用する旧商法第二百二十六條ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券(改正前の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券をいう。)については、なお従前の例による。

6 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の旧資産流動化法第二百二十條において準用する旧商法第二百十五條第一項の規定による公告又は通知に係る優先出資の消却による変更の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

第四十三條 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の旧資産流動化法第二百十三條第一項の規定の適用については、同項中「除権決定」とあるのは、「除権判決」とする。

(非訟事件手続法の一部改正)
第四十四條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第四十四號)の一部を次のように改正する。
第二百二十六條第一項中「、有限会社法」を「並ニ有限会社法」に改め、「並ニ株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十號)第三十二條第八項」を削る。
第二百三十二條ノ八第一項中「並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二條第八項」を削る。

(鉄道抵当法の一部改正)
第四十五條 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五

十三號)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九條第一項」を「第二百九十一條第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。(関稅定率法の一部改正)

第四十六條 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。
第二十一條の三第三項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五號)第二百二十九條第一項(振替社債等の供託に規定する振替社債等)」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五號)第二百九十一條第一項(振替債の供託)に規定する振替債」に改める。(信託法の一部改正)

第四十七條 信託法(大正十一年法律第六十二號)の一部を次のように改正する。
第三條に次の一項を加える。
株券ヲ發行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ノ株式ニ付テハ信託ハ株主名簿ニ信託財産タル旨ヲ記載又ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第四十八條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四號)の一部を次のように改正する。
第二十八條第三項並びに第七項第一号及び第七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。(陸上交通事業調整法の一部改正)

第四十九條 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一號)の一部を次のように改正する。
第六條中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。(有限会社法の一部改正)

第五十條 有限会社法(昭和十三年法律第七十四號)の一部を次のように改正する。
第二十條に次の一項を加える。
商法第二百六條ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ名義書換ニ之ヲ準用ス

第二十三條第二項を次のように改める。
第二十條第一項ノ規定ハ持分ノ質入ニ、商法第二百六條ノ二第三項ノ規定ハ持分ノ質権者ニ之ヲ準用ス
第二十四條第一項中「第二百十三條」を「第二百十三條第一項第四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
会社ハ第一項ニ於テ準用スル商法第二百十三條第四項ノ公告ニ代ヘテ公告スベキ事項ヲ社員及社員名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニ通知スルコトヲ得
第六十七條第五項中「第二百九條第三項」を「第二百九條第三項及第四項」に改める。
第八十五條第一項第三号中「交付若ハ電磁的記録」を「交付、電磁的記録」に改め、「書面ノ交付」の下に「若ハ社員名簿ニ記載若ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付」を加える。

(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)
第五十一條 社員持分の消却をしようとする有限会社が一部施行日前に前条の規定による改正前の有限会社法第二十四條第一項において準用する旧商法第二百十三條第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、前条の規定による改正後の有限会社法第二十四條第一項において準用する新商法第二百十三條第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第五十二條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。
第二條第十項に後段として次のように加える。

この場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五號)第百五十五條第一項又は第百五十六條第一項の規定により発行者

(家畜商法の一部改正)

第六十条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十条の第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第三百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(貿易保険法の一部改正)

第六十一条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(相続税法の一部改正)

第六十二条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第六十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(放送法の一部改正)

第六十四条 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第八項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)」に改める。

第五十二条の八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の一般放送事業者は、社債等振替法第百五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式の

すべてについて社債等振替法第六十条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に電波法第五條第四項第一号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)に該当することとなるときは、同条第四項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)に該当することとなる

いように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、社債等振替法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

第五十二条の二十八第一項中「同号二」との下に「同条第二項中「電波法第五條第四項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)」とあるのは「第五十二条の十三第三項第五号二」と、「同条第四項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)」とあるのは「同号二」とを加える。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第六十五条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第三百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の三第一項及び第三項並びに第七十二条の八十第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第六十七条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第一百三十三条第一項中「相当する議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十五條第一項又は第五百五十六條第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含む。)」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第六十八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の九第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第六十九条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第七十条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「株券」の下に「(株券を発行しない旨の定款の定めがある場合にあつては、株式申込証の用紙)」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第七十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十五條第一項又は第五百五十六條第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第五十三条第五項第一号イ中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

に關する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第七十二条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第三百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第七十三条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項第一号及び第七号並びに第六項並びに第十一條第五項第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十三條の二第三項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(百五十五條第一項又は第五百五十六條第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権)」を加える。

(航空法の一部改正)

第七十四条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十條の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十九條第一項又は第八項の規定による通知に係る株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に第四條第一項第四号に該当することとなるときは、同法第六十條第一項の規定にかか

ならず、第四条第一項第四号に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができ。

(旅行業法の一部改正)

第七十五条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。
(中小企業金融公庫法の一部改正)

第七十六条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)

第七十七条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第七十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第五十八条第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

法律」に改める。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)
第七十九条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第八十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
本則中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
(国税徴収法の一部改正)

第八十一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「貸借権」の下に「第七十三条の二(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産」を加え、同条第三号中「電話加入権等の差押え」の下に「又は第七十三条の二(振替社債等の差押え)」を加える。

第六十二条第一項中「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項(定義)に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの(次条において「振替社債等」という。))を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第六十二条の二を削る。

第七十三条の見出しを「(電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)」に改め、同条第一項中「(財産の差押え)」を「(財産社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一条第一項(定義)に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの(次条において「振替社債等」という。))を除く。の差押え)」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期)

期)

第七十三条の二 振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者(次項において「発行者」という。及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項(定義)に規定する振替機関等)をいう。以下この条において同じ。))に対する差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、振替社債等を差し押さえるときは、発行者に対しその履行を、振替機関等に対し振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対し振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じなければならない。

3 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずる。

4 第六十七条(差し押さえた債権の取立て)の規定は、振替社債等について準用する。
第二百二十二条第一項中「(電話加入権等の差押え)」の下に「若しくは第七十三条の二(振替社債等の差押え)」を加える。
(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 前条の規定による改正後の国税徴収法(以下この条において「新国税徴収法」という。の規定は、施行日以後にされる新国税徴収法第七十三条に規定する振替社債等の差押えについて適用し、施行日前にされた前条の規定による改正前の国税徴収法第六十二条に規定する振替社債等の差押えについては、なお従前の例による。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)
第八十三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「(社債等の振替に関する法律)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。
(割賦販売法の一部改正)

第八十四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「(社債等の振替に関する法律)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。
(商業登記法の一部改正)

第八十五条 商業登記法の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第二号中「(公告)」の下に「(株券廃止会社等(株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社をいう。以下同じ。))」にあつては、同法第二百二十二条ノ九第五項の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知」を加え、同条に次の一号を加える。

三 発行済株式の全部につき同法第二百二十六条第一項ただし書又は第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、当該会社に該当することを証する書面

第八十四条の二を削る。
第八十五条から第八十六条の二までを次のように改める。

(株式の併合による変更の登記)

第八十五条 株式の併合による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第二百十五條第一項の規定による公告(株券廃止会社等にあつては、同法第二百十五條ノ二の規定による公告又は同法第二百二十八條ノ二の規定による通知)をしたことを証する書面

二 第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面
(株式の消却による変更の登記)

第八十六条 株主に配当すべき利益をもつてす

る株式の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 利益の存在を証する書面

二 商法第二百三十三条第二項において準用する同法第二百三十五条第一項の規定による公告(株券廃止会社等にあつては、同法第二百三十三条第四項の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知)をしたことを証する書面

三 第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面

(株式の譲渡制限の登記)

第八十六条の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第三百五十条第一項の規定による公告(株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、同法第三百五十条ノ二の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知)をしたことを証する書面

二 発行済株式の全部につき商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、当該会社に該当することを証する書面

第八十六条の二の次に次の一条を加える。

(株券の不発行の登記)

第八十六条の三 株券を発行しない旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十一条第一項の規定による公告をしたことを証する書面(第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面及び同法第三百五十一条第四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面)を添付しなければならない。

第八十七条第二号中「第八十四条の二の」を

「第八十六条第二号及び第三号に掲げる」に改める。

第八十九条の二第二号中「第二百八十条ノ三十六第二項の規定による」を「第二百八十条ノ三十六第四項の規定による公告又は」に改める。

第八十九条の三第三項第四号中「同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する」を「第八十六条の二各号に掲げる」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 完全子会社が株券廃止会社等でないときは、商法第三百五十九条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十九条の三第二項中「前項第一号から第三号まで、第六号及び第七号」を「前項各号(第四号及び第五号を除く)」に改める。

第八十九条の四第一項第四号を次のように改める。

四 完全子会社が株券廃止会社等でないときは、商法第三百六十八條第一項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十九条の四第一項に次の一号を加える。

五 完全子会社が第八十三条の二第三号に規定する会社であるときは、同号に規定する書面

第八十九条の八第一項第八号及び第九十条第一項第六号中「同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する」を「第八十六条の二各号に掲げる」に改める。

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

八十条ノ三十六第二項、第三百五十条第一項(旧商法第三百六十二条第二項、第三百七十四条ノ三十一第一項及び第四百六十六条第四項において準用する場合を含む)、第三百五十九条第一項又は第三百六十八条第一項の規定による公告又は通知に係る強制転換条項付株式の転換による変更の登記、株式の併合による変更の登記、株式の消却による変更の登記、株式の譲渡制限の登記、資本減少による変更の登記、新株予約権の消却による変更の登記、株式交換による変更の登記及び新株予約権の登記、株式移転による設立の登記、吸収分割による変更の登記並びに合併による変更の登記及び設立の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

(電気事業法の一部改正)

第八十七条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「杜債等の振替に関する法律」を「杜債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十四 削除

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第九十一条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第九十二条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十二条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十二条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十三条 民事執行法(昭和五十四年法律第四

法律)を「杜債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(所得税法の一部改正)

第八十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第二号及び第三号、第十一條第三項及び第四項並びに第二十三條第一項中「杜債等の振替に関する法律」を「杜債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(法人税法の一部改正)

第八十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項及び第二項中「杜債等の振替に関する法律」を「杜債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項を次のように改める。

号)の一部を次のように改正する。

律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第九十五条 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「一定の期間又は」及び「その期間が始まる時又は」を削り、同条第五項ただし書を削る。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)

第九十六条 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第九十七条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十一条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百九条第一項又は第八項」に、「同法第三十条第一項に規定する実質株主」を「株主」に改め、「同条第一項の規定により」を削り、「有するものとみなされる」を「有する」に、「同法第三十二条第二項」を「同法第六十条第一項」に、「実質株主名簿」を「株主名簿」に改め、同条第四項中「一定期間の初日又は同項の」を削る。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正)

第九十八条 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「社債等の振替に関する法

律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第九十九条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十七条第三項中「数の議決権」の下に

「社債、株式等の振替に関する法律第五百十五条第一項又は第五百六条第一項(これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む)」の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第一百条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第一百一条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律の一部改正)

第一百二条 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十

八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第一百三三条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十中「超える議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

(消費税法の一部改正)

第一百四条 消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(民事保全法の一部改正)

第一百五条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(前払式証券の規制等に関する法律の一部改正)

第一百六条 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部改正)

第一百七条 特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)

第一百八条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正)

第一百九条 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「株券」の下に「株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。」を加える。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第一百十条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(保険業法の一部改正)

第一百十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

第二条第十五項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第九十八条第六項第一号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号中「社債等の振替に関する法律」を

「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
第百九十条第九項中「社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第百二十九条第一項に規定する振替債」に改める。
（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百九十二条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。
第百二十六条中「及び第百九条第三項」を「並びに第百九条第三項及び第四項」に改める。

第百三十九条第二項、第百三十九条第一項、第百三十七条第二項、第百三十八条第三項、第百三十五条第三項、第百三十五条第一項及び第百三十五条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（民事訴訟法の一部改正）

第百三十三条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
第七十六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第百三十九条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。
（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第百三十四条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正）

第百三十五条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五部 財政金融委員会会議録第十二号（その二）

第六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第百三十六条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第二項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（金融庁設置法の一部改正）

第百三十七条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。
第四條第十九号中「保管及び」を削る。
（新事業創出促進法の一部改正）

第百三十八条 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。
第三十二條第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正）

第百三十九条 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。
第六條第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律の一部改正）

第百四十条 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律（平成十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。
第一條中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これら

が発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。
（国家公務員倫理法の一部改正）

第百四十一条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。
（自衛隊員倫理法の一部改正）

第百四十二条 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。
（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第百四十三条 産業活力再生特別措置法の一部を次のように改正する。
第十二條の八第三項中「第百二十二条ノ六第一項但書」を「第百二十二条ノ六但書」に改める。
第十二條の十第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
第十二條の十一第七項中「第八十四条の二の書類」に改める。
第十四條第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百四十四条 施行日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第...号）の施行の日の前日までの間における同法第三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第六十三号の規定の適用については、同号中「社債等の振替に関する法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、「第百三十七條第一項」とあるのは「第百三十九條第一項」とする。
（民事再生法の一部改正）

第百四十五条 民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。
第百八十三条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。
（農林中央金庫法の一部改正）

第百四十六条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第四項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五條第一項又は第百五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。
第五十四條第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第四号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

第百四十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を次のように改正する。
第二條第三十四号及び第三十五号を次のように改める。
第三十四及び三十五 削除
第二條第三十六号及び第三十七号中「社債等

法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第...号）の施行の日の前日までの間における同法第三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第六十三号の規定の適用については、同号中「社債等の振替に関する法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、「第百三十七條第一項」とあるのは「第百三十九條第一項」とする。
（民事再生法の一部改正）

第百四十五条 民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。
第百八十三条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。
（農林中央金庫法の一部改正）

第百四十六条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第四項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五條第一項又は第百五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。
第五十四條第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第四号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

第百四十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を次のように改正する。
第二條第三十四号及び第三十五号を次のように改める。
第三十四及び三十五 削除
第二條第三十六号及び第三十七号中「社債等

法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第...号）の施行の日の前日までの間における同法第三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第六十三号の規定の適用については、同号中「社債等の振替に関する法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、「第百三十七條第一項」とあるのは「第百三十九條第一項」とする。
（民事再生法の一部改正）

第百四十五条 民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。
第百八十三条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。
（農林中央金庫法の一部改正）

第百四十六条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第四項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五條第一項又は第百五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。
第五十四條第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第四号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十三条第五項本文中「及び第三十四号から第三十七号まで」を「第三十六号及び第三十七号」に改める。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百二十八条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第五項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第二百二十九条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第二百五条第四項中「及び第二百九条第三項」を「並びに第二百九条第三項及び第四項」に改める。

第二百十四条中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二百十五条第二項、第二百十六条第二項、第二百十七条第一項及び第二百十八条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二百三十条 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(成田国際空港株式会社法の一部改正)

第一百三十一条 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(信託業法の一部改正)

第一百三十二条 信託業法(平成十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「以上の数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第十一条第九項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第九十一条第九項中「社債等の振替に関する法律第二百九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(高速道路株式会社法の一部改正)

第一百三十三条 高速道路株式会社法(平成十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百三十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令

で定める。

(検討)

第三百三十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十六年五月二十八日印刷

平成十六年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇